

寛弘五年五月一日 七日

五月 庚申朔

一日、庚申道長第庚申作文、

〔御堂關白記〕五月一日、庚申、中守庚申、有作文、夏夜池臺即事、

二日、辛酉、中未講時文、

〔江吏部集〕上地部 夏夜同賦池臺即事應教

常在李門員、外職、久陪蓮府、姜根場、孫弘閣、月集賢士、呂望家風、開后房、應是法華薰入力、弘令累葉、照臨光誦詩、譚禮宛、昭教、心足漸忘、鬢上霜、寛弘三年秋所言不誤、故獻此句、

〔本朝麗藻〕上夏夜池亭即事

藤原伊周儀同三司

圍棊掩韻及鷄鳴、向老慙、勸朋友情、口詠新調、千首集、于時於座上、披閱、心歸不斷、一乘聲、相府不斷經、年水烟半濕、綺羅冷、山月初昇、樓閣明、逸樂君家時日事、風流常得到蓬瀛、

七日、丙寅、不斷法華御讀經、

〔日本紀略〕一條五月七日、丙寅、自今日七箇日、請四十口僧、不斷讀法華經、

十四日、癸酉、御讀經竟、

請僧四十口 結願

題

大江匡衡ノ詩

藤原伊周ノ詩

僧名定

東遊走馬

腫物ヲ病ム

官歴

一一〇

〔御堂關白記〕五月二日、辛酉、中其後參大内、定冊口御讀經僧名罷出、

七日、丙寅、雨下、參御讀經初、候宿、

九日、戊辰、紫野御靈會、

〔日本紀略〕一條五月九日、戊辰、紫野御靈會、諸司諸衛調神供、東遊、走馬、

列等參向、

十日、己巳、道長、東海道及比東山道官符請文ヲ覽ル、又同第二騎射アリ、

〔權記〕五月十日、己巳、參内、詣左府、覽去年官史生時成所賣來東海、東山道官符請文、御馬事、有馬弓之興、

前大僧都嚴久寂ス、

〔僧綱補任〕三興福寺本 前大僧都嚴久 五月十日入滅、腫物云々生年六

十五

〔僧綱補任〕乾德川昭武氏本 權律師嚴久 天台宗、延曆寺、長德元年十月

七日任、年五十、興福寺本、五臘三十、左京人、故座主大僧正、大和尚弟子、緣學師源信内供、永延元年三月十日、依慈仁權僧正奏、爲慈德寺寂初阿闍梨、長保元年八月廿一日任權少僧都、慈德寺供養日、依彼寺別當任之、同四年七

寛弘五年五月九日 十日

一一一

花山僧都
下號ス
慈德寺別
當

法系

妙香房
下
號ス

所帶ノ職
ヲ師源信
ニ譲ル

月廿六日任權大僧都、寛弘元年五月廿四日辭職讓源信、同五年五月十日卒、
年五十五、號花山僧都、慈德寺別當、

〔諸嗣宗脈紀〕

天下宗

慧心僧都
源信

嚴久

〔僧官補任〕

楞嚴院檢
按次第

嚴久大僧都 花山妙香房治五年、慈惠大師入室、慈
忍、竝惠心僧都弟子、慈德寺建立人、

〔源信僧都傳〕

同(寛弘元年)年春二月

大僧都嚴久以聞、請返上所帶職、以源信補法印大
和尚位、狀曰、源信者方袍之領袖、圓輪之輓軔也、期蓮臺而念佛、只求無上芥之
果、閉山門而謝人、不屑斑次在下之愁、嚴久以此未愚之身、入其青眼之室、松火
餘光、早照暗陋之心、荆溪遺澤、永灌塵勞之頂、凡厥恩德之所及、已迷報謝之無、
於是源信之位、纔於法橋之卑賤、嚴久之職、已登僧都之高大、雖知是朝薤之拋
忘、偏據夙慮之退讓、然猶師資之道、心魂無聊、何呪源信隱遁之中、猶蒙六月會
探題宣旨、嚴久亦爲其會聽衆、各守分職、可從其役、避欲拜下塵、則有王法置次
之階、忍爲加上首、亦恐佛教尊師之禁、胡尾失步、越稔迷心、望請天恩、偶停伴職、

幸加彼位、公門永垂褒德之化、私庵復貽讓賢之名、不堪悃欵之至矣、依其上聞、
夏五月、爲權少僧都、

○嚴久、花山天皇ニ御出家ヲ勸メ奉ルコト、寛和二年六月二十三日ノ
條ニ、仁康ノ河原院五時講ニ參列スルコト、正曆二年三月十八日ノ條
ニ、大般若經闕文ノ糺定ヲ請フコト、長保五年二月十六日ノ條ニ、最勝
講講師ヲ勤ムルコト、寛弘二年八月十四日ノ條ニ、性空ト交友ノコト、
同四年三月十日ノ條ニ見ユ、

十一日、外記政、位記請印、

〔權記〕

五月十一日、庚午、參衙、有政、二省位記請印、右衛門督爲日上、參左府、

十九日、戊寅、參衙、有政、參內、詣左府、

廿九日、戊子、參衙之間、有內召、先參衙、申文之後、參內、新中納言被參、左衛門陣
無中少辨、參內之間、於釜殿許、右兵衛督、勘解由長官被參會、申案內、

六月五日、甲午、參衙、

○十九日、二十九日ノ外記政、六月五日、行成參衙ノコト、便宜合敘ス、
十六日、位祿勘文ヲ奏ス、

寛弘五年五月十一日 十六日

日上

申文

陸奥黄金
重忠後家
ノ申請

〔御堂關白記〕五月十六日、乙亥、著右丈座、奏位祿勘文、陣定ヲ行ヒ、賑給ノコト等ヲ議ス、

〔御堂關白記〕五月十六日、乙亥、著右丈座、申歟又定賑給、又陸奥、金、并重忠後家爲雅我、被敏重忠事等、候宿、

十七日、丙子、從内罷出、

〔權記〕五月十六日、乙亥、參左府、參内、有陣定、

二十三日、壬午中宮、御修善及、仁王不斷御讀經、最勝講等ヲ行ヒ給フ、

〔御堂關白記〕五月廿三日、壬午中宮、修善、明救僧都奉仕、又初仁王經不斷御

讀經、最勝講、

結願

六月十四日、癸卯、○中略中宮、御入内、○中略宮、修善、明救僧都奉仕、三七日結願、

二十五日、甲申嬬子内親王薨ス、

〔日本紀略〕院一條五月廿五日、甲申、今上第二内親王嬬子薨、年九、

薨奏

廿六日、乙酉、奏嬬子内親王薨由、天皇不視事三日、

〔御堂關白記〕五月八日、丁卯、出從大内、參東宮、二宮、

廿二日、辛巳、○中略二宮、依重惱、入夜參入、

信濃守藤
原佐光
第二於テ
薨ズ

御錫紵
御葬送

〔權記〕五月廿五日、甲申、辰剋、無品嬬子内親王薨、年九、今上第二内親王、母前

皇后宮也、參内、詣彼宮、于時坐於信濃守奉弔、相逢左京大夫、明理令示女房許

自門外退、

廿六日、乙酉、參内、薨奏、御錫紵等供之云々、記在別、二宮御葬送此夜也、

〔小右記目錄〕

二十一年親王女御薨事、同五年五月廿五日、女二宮薨逝事、

同月廿六日、薨奏事、

同年同月廿七日、御錫紵事、

〔西宮記〕

臨時十一成勘文事、勘申可著欽左右獄囚事

或記云、寛弘五年五月廿五日、著欽政、○中略件日、今上第二内親王薨逝、同廿六

日葬送、

〔中右記〕

永久二年十月七日、戊申、○中略只今光平又申云、舊勘文中、嬬子内親王

寛弘五年五月廿五日薨、九歲、主上服錫紵、一日中除御也、

〔一代要記〕

一條院皇女、嬬子内親王、長保二年十二月十五日誕生、年月日爲

親王、寛弘五年五月二十五日薨、年九歲、

〔本朝皇胤紹運錄〕

寛弘五年五月二十五日

御事蹟

寛弘五年五月二十五日

一條院

嬬子内親王寛弘五年五月廿五日薨、九

〔榮華物語〕

八つ花 かくて過もていきて、講もはてぬれば、四月十三

心のとかにおほしめされ、人々も思ふに、かくて彼女二宮はいとあやうくおはしまして、文蔵石藏のりしからうしてやめたてまつりて、ほとけの御しるしうれしけなりしに、四月二十四この比にはかに御心ちおこらせ給て、このたひはほともなくおもらせ給て、うせさせ給にけり、ことしはこゝのつにそおはしましける、あはれにかなしうおほしめす、おほかたのをしきよりも、伊賀故女院のいみしうかなしきものにおもひきこえさせ給へりし程、おほしつゝ、けさせ給にそ、いみしう覺しめされける、伊賀帥殿、中納言殿など、あさましうなみたおほうおはしける身ともかなとみえ給、伊賀一品宮いまはすこし物おほししらせ給程なれば、あはれにこひしきことをかへすこととおほししたり、なをくこのおまへたちの御ゆかり、のこりなうならせ給につけても、いかなりける事にかと、返々かたふきおもふ人のみおほかるへし、あさましといひてのみやはとて、さへきさまにおさめ奉らせ給

東三條院ノ御鍾愛ノ周隆家ノ悲歎ノ御内親王ノ追慕

につけてもあはれにかなし、中將命婦、こるんのとら參らせさせ給し程なと、おもひつゝ、けいひつゝ、けなく程、ものふかゝらぬ人も涙とゝめかたし、略中一品宮内におはしませは、たゞその御かたにわたらせ給て、御心もなくさめさせ給、此二宮の御ことをそ返々覺しめしける、

○嬬子内親王御誕生ノコト、長保二年十二月十六日ノ條ニ、戴餅ノ御儀ノコト、同四年正月一日ノ條ニ、魚味始ノ御儀ノコト、同年六月二十七日ノ條ニ、御著袴ノ儀ノコト、同年十二月二十七日ノ條ニ、慶圓ヲシテ加持セシメ給フコト、同五年八月二日ノ條ニ、清水寺ニ御參詣ノコト、本年正月十六日ノ條ニ見ユ、

二十九日、著欽政、

〔西宮記〕

臨時十一事 勘申可著欽左右獄囚事

或記云、寛弘五年五月廿五日著欽政、左右獄囚六人、強盜二人、竊盜四人、件日、今上第二内親王薨逝、同廿六日葬送、仍延引、過三箇日之後、同廿九日被行件政、爲後記之、勘文作法如常、左衛門志伴惟信、雖申父服忌月之由、存生之時入他戸改姓、依別當宣作勘文、

寛弘五年五月二十九日

二日卯、疾疫及ビ怪異ニ依リテ、相撲節停止ノ官符ヲ諸國ニ下ス、
〔日本紀略〕院一條 六月二日、辛卯、可停止相撲節之由、官符給諸國、依世間疾疫并物恠也、

敦康親王、脩子内親王ト共ニ、春宮權亮高階業遠ノ第二移リ給フ、尋テ、御修法ヲ行ヒ給フ、

〔權記〕五月廿九日、戊子、○中參内、被仰一宮御修法事等詣左府、

六月二日、辛卯、參内、一品宮、一宮出給春宮權亮宅、

三日、壬辰、○中參一宮、

四日、癸巳、參左府、出洛參一宮、自今夜御修法、順朝、

六日、乙未、○中參一宮、赴町

十日、己亥、○中參一宮、

十一日、庚子、○中參一宮、

十二日、辛丑、○中參一宮、

十三日、壬寅、○中參一宮、今日入御、

阿闍梨順朝

還リ給フ

○三日以後、行成、敦康親王第二參ルコト、便宜合致ス、

十日、己亥、御體御下、

〔日本紀略〕院一條 六月十日、己亥、御體御下、内裏依丙穢神祇官人候陣外、

十一日、庚子、月次祭、神今食、

〔日本紀略〕院一條 六月十一日、庚子、月次、神今食、

〔園太曆〕十五 觀應元年十月四日、○中

一大嘗會條々、穢中其沙汰可爲何様哉、可注進先傍例事、○中

寛弘五六十一、月次神今食、内裏穢、權中納言忠輔卿、下供奉兼著之故也、

十三日、壬寅、内裏ニ於テ、中宮ノ御修善アリ、

〔御堂關白記〕六月十三日、壬寅、從大裏爲中宮以勝算、於大裏御修善、番僧廿

口來、

廿日、己酉、參内、候宿算奉仕中宮御修善、七日被延、

十四日、卯、中宮、内裏ニ入御アラセラル、

〔日本紀略〕院一條 六月十四日、癸卯、中宮入御内裏、令駕牛車、

〔御堂關白記〕六月十四日、癸卯、中宮參大内御、御奉自車如常、御上御在所、

寛弘五年六月十日 十一日 十三日 十四日

内裏觸穢

内裏觸穢

導師勝算

牛車ヲ用ヒ給フ
道長車ヲ奉ル

寛弘五年六月十六日

一三〇

〔御産部類記〕

四宮御記録利三十五所收伏見外記兼日事同已後事

中宮入内事

六月十四日、癸卯、中宮入御内裏、牛車、諸卿以下供奉如常、但用牛車、

○中宮、上東門第二遷御ノコト、四月十三日及ビ七月十六日ノ條ニ見ユ、

觀修ノ奏請

十六日、乙巳、山城解脫寺二阿闍梨五口ヲ、同國修學院二四口ヲ置カシム、

〔御堂關白記〕

六月十五日、甲辰、候御前々、大僧正申、可置長谷阿闍梨由事奏

聞天氣宜、仍示其由、夕方定基來云、被申悅事無量者、奏狀案持所々可直者、

十六日、乙巳、從長谷、可置阿闍梨解文、送書狀云、可置阿闍梨承宣旨、阿闍梨官

符、參家讀經後、可給者、件事返々見悅不少、現世後世願満足也、即以左中辨奏

也、又勝算申闍梨事已久、今被下之、此不下必人有恨歟、仍再奏、同給宣旨、解脫

寺五人、修學院四人、

勝算ノ奏請

〔權記〕

六月十日、乙巳、參内、詣左府解脫寺五人阿闍梨宣旨下、僧正被申、此

次修學院同被下云々、眞言之道以祕爲先、授法之師祕器傳之、今上御時、或因

舊日御願、或無止之長者等被所申、加漸及百數、時人以風愛爲歎云々、

○觀修寂スルコト、七月八日ノ條ニ見ユ、

理子内親王薨去ノ時ノ例

二十一日、戊辰、直物ヲ行ヒ、小除目ヲ延引ス、

〔權記〕

六月廿一日、參内、今日可被行直物云々、然而依天曆四年八月、理子内

親王薨時、冊九日、只被行直物、過四十九日後、被行小除目、此次同可被行小除

目延引也、

○嬖子内親王薨去ノコト、五月二十五日ノ條ニ見ユ、

陣定ヲ行ヒ、備後交替使ノコトヲ議ス、

〔御堂關白記〕

六月廿一日、庚戌、著右丈座、定備後國交替使罷出、

〔權記〕

六月廿一日、參内、略中申行備後交替使事、

七月大已未朔

四日壬戌廣瀨龍田祭

〔日本紀略〕院一條 七月四日壬戌廣瀨龍田祭

八日丙寅前大僧正觀修寂ス

〔日本紀略〕院一條 七月八日丙寅前大僧正觀修入滅年六十四○扶桑略記同ジ

〔御堂關白記〕 六月十三日壬寅○中有惱事久不他行而長谷僧正重惱者即馳向其惱事從去年七月也而未平復從四月惱仍極無力非思千廻々々入夜還來

〔權記〕 三月廿二日癸未○中自大僧正御許有書狀天道賜命三年云々子細見彼御書狀

七月八日丙寅略○中申剋前大僧正觀修卒去年六十四

〔僧綱補任〕○三興福寺本 前大僧正觀修 七月八日入滅諡號智靜生年五十九

〔僧綱補任〕○乾德川昭武氏本 律師勸修 天台宗延曆寺正曆元年六月三日任律師或本云五月廿六日任驗者賞者年四十八臘三十四故少僧都勢祐

病ム

自ラ命終
ヲ付ル

諡號智靜

官歴

長谷僧正
ト號ス

修驗者

入室弟子餘慶僧正受法灌頂弟子天德二年七月七日得度受戒寬和元年閏八月廿日依大僧都餘慶奏爲延曆寺阿闍梨長德三年七月日任權大僧都都四人或本六月十七日任同四年十月廿四日轉正大僧都十二月廿九日任權僧正七十長保二年八月廿九日任大僧正去三月十九日任僧正去四月五日兼法務五十同三年七月十九日上辭表辭法務年五十七號長谷僧正十一月十一日賜封百戶寬弘五年七月八日卒年六十四辭退後八箇年號長谷僧正修驗者○興福寺本僧綱補任異事ナシ

〔寺門高僧記〕二 觀脩大僧正法務長谷解脫寺 天曆四年庚戌誕生智辨權僧正弟子灌頂大阿闍梨也年五歲從母教初學不動毗沙門真言永觀二年補惣持院阿闍梨藤廿二正曆元年六月主上瘡疾奉勅加持依其効驗任權律師長德三年補長吏時大僧都治一寬弘五年七月八日寂年六十四諡號智靜

〔園城寺長吏次第〕第十三勸修勸修 號長谷僧正諡號智靜僧正于時大僧都長德三年任治寺一年

第十五勸修 長德四年還任

〔護持僧補任〕

勸修大僧正長谷餘慶僧正弟子左京人志紀氏 永祚二五廿六任權少僧都驗者

寬弘五年七月八日

賞、東三條院御持僧也、長保三十賜封戶百烟、昨日女院御賀御持賞、院司等
內以加階、寬弘五七八卒、五、六十

〔園城寺傳法血脈〕

乾、智辨權僧正授十八人

法系

觀修寬弘二、三、三、勢祐入室、受法從千、勸三部印信釋迦堂五
智辨前大僧正授八人、講法務、諡號智靜、諱觀修、寬弘五、七、八卒、六十四、九、五、十

付法ノ弟

觀助長朝、日寺、長和、四、一、七、一、十五、卒、七、十八、居宇
教靜長保、元、三、廿、九、入室、解、五
莊命長保、三、十一
康延同、四、一
圓緣同、一、十、信、者、葛、原、親、王、六、代、孫、也
順朝同、五、三、四
心譽寬弘、三、延、曆、寺、快、公、法、印、舍、弟、元、慈、覺、大、師、門、徒、證、與、阿、三、部、印、信、師
利遠同、四、十

〔諸門跡系圖〕

院聖護

智證大師

增命

勢祐

智靜

寂圓

〔諸嗣宗脈紀〕

天下台宗

良源

勸修

行圓

〔深仙灌頂系譜〕

智辨權僧正

智靜大僧正

諱觀修、千光院、解脫寺、左京人、志紀氏、文範卿家人子、勢祐律師入室受法弟
子、智辨僧正灌頂弟子、總持院阿闍梨、解脫寺本願、號長谷、天元三年九月三

寬弘五年七月八日

寬弘五年七月八日

一三六

日、山門中堂供養、右方錫杖衆法師、大後法務僧正、長保二年八月二十九日、轉大僧正如元、同四年、震筆御講證義、寬弘二年、爲淨妙寺檢校、同五年七月八日入滅五十九、云、諡號智靜、

最圓僧都 解脫寺、

靜圓僧正 千光院、號西院、眞如院、又木幡、

〔諸門跡譜〕聖護院殿 智靜大僧正三井長吏、千光院、解脫寺本願、號長谷 初法諱勸修、諡號智靜、

就餘慶僧正受密灌、寬弘五七八寂、六十四歲、

〔諸門跡譜〕實相院 勸修大僧正園城寺長吏、淨妙寺 姓紀氏、父母禱佛神求子、母夢星

光入懷、覺而孕、十一歲、從台山靜祐爲童、就餘慶僧正受密灌、長德二、補園城寺

長吏、同四十二二十九再任、寬弘二、關白道長左大臣建立淨妙寺、以勸修爲彼寺檢

校職、代々永附門徒云々、長保二八二十九任大僧正、寬弘五七八寂、六十四歲、

諡智靜、號木幡大僧正、

〔元亨釋書〕十一、三 釋餘慶略、慶有四神足、勸修、勝算、慶祚、穆算也、

〔元亨釋書〕四、三 園城寺勸修勸修

釋勸修、姓紀氏、父母禱佛神求子、母夢星光入懷、覺而孕、自稚孩不食肉、不戲劇、

木幡大僧正、號斯、餘慶ノ一、神足ノ一、傳、紀氏

延曆寺靜室ニ入ル

道長不、時ノ進ハ、ノ修ハ、ノ持ハ、ノ觀ニ據ル

家人戲以海月入口、兒乃病數日生瘡、其形宛如海月、父母驚歎、誓曰、此瘡速差、奉兒於三寶、言已而痊、年十一、從台山靜祐爲童、前一日祐夢、沙門數輩負白木觀音像、安房某處、明旦兒至居像處、祐以爲吉徵、自爾學業早成、名震朝市、就餘慶僧正受密灌、又於勢祐處、益增所業、長德三年四月、宋國送新書五部、長德三年四月、是月、彼土台徒之述也、所謂法華示珠指二卷、龍女成佛義一卷、十六觀經記二卷、佛國莊嚴論一卷、心印銘一卷、附而乞台教遺失書六部、此方學者有議新書者、因茲朝廷詔慈覺智證兩徒、加毀破、法華示珠指上、實因破之、下修預焉、初永延元年、羽林中郎將藤道長陰語曰、我不得法力、難受大拜、願師加意焉、修諾之、二年、藤公遷黃門侍郎、正曆二年御史大夫、三年特進、長德元年五月十一日、以羽林大將軍、爲同中書門下平章事、六月右僕射、二年左僕射、平章事如元、不滿十年、據鼎鉉、皆修之力也、術家白藤府言、某日家內有恠、至期相國閉門謝客、哺時有叩者、問之、對曰、和州之瓜使也、開門納之、于時修在座、大史安晴明、大丹波鑿重雅預焉、相國顧安大史曰、家裏有齋被、不知此瓜可嘗不、晴明曰、瓜中有毒、不可輒啖也、相國語修曰、許多瓜子何爲毒乎、修誦呪加持、忽一瓜宛轉騰躍、一座驚恠、重雅乃袖出一針針瓜、其動便止、割見中有毒蛇、針中其眼、蓋術家之言、

寬弘五年七月八日

一三七

一條天皇
御儀ヲ
加シ奉
ル

師鍊ノ贊

寬弘五年七月八日

一三八

是也都下嘆三子之精其術矣、〇二年三月八日條參看實因法師乞法性寺座主位、永延帝薨其器而不任、含怒而死、其靈惱帝、人不知也、醫巫無効、詔修加持、靈託曰、我實因也、雖深望帝、今被明王縛、我又去矣、修曰、實因生平粹於台宗、今尙記乎、答曰、名字觀行、隔生卽忘、况理卽之身乎、君臣聞之、嘆敬、上病乃愈、〇長保二年八月十二日條參看長德三年、補園城長吏、寬弘二年、藤相國建淨明寺、屬修之門葉、酬持念之德也、五年七月八日寂、年六十四、諡智靜、（觀世）贊曰、義者應和角論之徒也、修者長德正述之儔也、其學見于二事矣、加之能躍夏瓜、逆流瀧水者、二子之不器乎、

〔寺門傳記補錄〕

十三高僧傳部丁

法務前大僧正觀修解脫寺

姓志紀氏、左

京人、其母禱佛求子、夢星光入懷而孕、自提孩不食肉、至五歲、從母誦不動毘沙門呪、長入勢祐律師之室、薙染受戒、又嘗走智辨之庭、受顯密兩業、遂管法務顯職、至大僧正、號長谷大僧正、寬和二年三月二日、拜智辨權僧正、傳受阿闍梨位、灌頂、時年四十二、受後以大法授教靜、心譽等八人、永延二年、補摠持院阿闍梨、又經西塔院釋迦堂五禪師、長德二年、補長吏、治一、同四年、重補、治十、長保二年八月、任大僧正、台宗此任是初例也、四年、預震筆御八講證義、關白藤道長嘗深

歸修、以東三條太后所建解脫寺北石藏、永附修、寬弘二年、關白創淨妙寺、木幡、是亦以修爲檢校職、寺永屬其門葉、〇中寬弘五年七月八日乘化、年六十四、寬仁三年十二月十八日、賜諡智靜、

〔四箇大寺古今傳記〕

園城寺

大僧正勸修傳

私云、朱雀院天慶八年乙巳、二生ル、年十一、天曆九年也、淨妙寺在木幡、永觀二年、補總持院阿闍梨、住長谷解脫寺、今四十歲、長德四年十二月、爲僧正、五十四、長保二年三月、加大ヲ、五十六、

〔續本朝往生傳〕

六十六

一條天皇者、〇中時之得人也、於斯爲盛、〇中有驗之僧則觀

修、

〔古事談〕

王道后宮

一條院御時、經六位史敍爵之者、其名相尹、春除目、望申

播磨國、但沙汰之外也、除目始テ、執筆人可任播磨國之人ヲ、雖書付、其字一切不被書付、其時奇恠之事有議定、件國所望人ノ申文ヲ皆取集テ、次第雖被書其名、尙不被書、件相尹之時、鮮被書其名字云々、是以觀修僧正爲成就所望、令修聖天供之靈驗云々、〇今鏡異

〔古事談〕

三僧行

業遠

業遠朝臣卒去之時、〇寬弘七年四月入道殿御堂、被仰云、定

寬弘五年七月八日

一三九

聖天供ヲ
修シテ相
尹ノ任ヲ
成所望シ
ム

有驗ノ僧

死人ヲ加
持シテ蘇
生セシム

金峰山ニ
如意輪像
ヲ安置ス
大僧正辭
職狀

驗者
歌什

寛弘五年七月八日

一四〇

有遺言事歟、不便事也トテ、召具觀修僧都、向業遠之宅給、加持之間、死人忽蘇
生、遺言要事等也、後又以閉眼云々、○宇治拾遺物、眞言傳同ジ、

〔金峯神社文書〕○金峯山寺創草記、一僧侶歸伏事

觀修僧正 金銅五寸如意輪安置方便ハラ密芥嶺、

〔泥之草再新〕大僧正觀修辭職狀

山雲契舊、占兔裘而養餘算、城月思深、願鳳闕而祈萬年、

〔二中歷〕十三人歷、驗者 智靜名觀修、長谷

〔勅撰作者部類〕僧部 觀修大僧正、新勅撰和歌集釋一

〔新勅撰和歌集〕十釋教歌 尼の戒うけ侍りけるに、

大僧正觀修

ねんころにとをのいましめうけつれはいつゝのさはりあらしとぞ思ふ

〔古今著聞集〕十八飲食、長谷の前の（觀修）大僧正、五月五日人ノ一にちまきをくは

りけるに、俊惠法師聞て、其うちにいるへきよし申つかはすとてよみける、

あやめをはほかにかりてもふきつへしちまきひくなるうちにはやは

かへし、僧正、

はつかしや淀のあやめをおきなからちまきひくなの空にたちぬる

〔東國高僧傳〕七 園城寺勸修法師傳略ス、傳文

系曰、剃髮染衣、其所急者何哉、急乎道也、不急乎道、而急於名位、則去道遠矣、因
既爲法師、奈何不達理、致墮鬼趣、使當時不有修公、恐未易解脫、吁名位之爲害
至此、可弗鑒歟、

〔本朝高僧傳〕四十九感進四之四 江州園城寺沙門勸修傳略ス、傳文

贊曰、山門三井之學人、或精於顯而麤於密焉、或精於密而麤於顯焉、唯修公兩
輪竝馳如載本傳也、若夫詰實因之靈、以今尙記乎者、彼若答記之、即欲以止觀
所謂觀法雖正、著心同邪之祖語、俾恥之也、因靈早察其機、乃舉六即之凡位、謙
詞而退、然則修公之間、不虛設也、讀者其致心焉、

○觀修道長ノ病ヲ祈ルコト、長徳四年三月四日ノ條ニ、觀修ノ童子、明
豪ノ童子ト鬪亂スルコト、長保元年七月二十七日ノ條ニ、觀修、太皇太
后ノ御惱ニ依リテ、不斷法華御讀經ヲ修スルコト、同年十一月一日ノ
條ニ、千手觀音法ヲ修スルコト、同月六日ノ條ニ、内裏ニ於テ、千手觀音
法ヲ修スルコト、同二年三月十二日ノ條ニ、爲尊親王ノ御加持ニ奉仕

寛弘五年七月八日

一四一

高泉ノ贊

師變ノ贊

スルコト、同四年三月十四日ノ條ニ、東宮ヨリ御馬ヲ賜フコト、同年八月三日ノ條ニ、解脱寺常行堂ヲ供養スルコト、同年九月十七日ノ條ニ、敦康親王ノ御修法ヲ奉仕スルコト、寛弘元年八月二十八日及ビ十二月二十三日ノ條ニ、中宮ノ御爲メニ、石山寺ニ於テ増益法ヲ修スルコト、同年十二月三日ノ條ニ、木幡淨妙寺別當ト爲ルコト、同二年十月十日ノ條ニ、敦康親王ノ御爲メニ、石山寺ニ於テ御修法ヲ行フコト、同月二十五日ノ條ニ、觀修ニ、智靜ノ諡號ヲ贈ルコト、寛仁三年十二月十八日ノ條ニ見ユ、

九日、丁卯前河内守源奉職卒ス、

〔權記〕七月九日、丁卯、○中今朝前河内守奉職朝臣卒、年五十四、

〔尊卑分脈〕陽成源氏

世系

清定
 奉職 丹後讚岐河内守、正四下、母周防守藤義文女、
 公職 從五下、野守、
 經俊 從五下、淡路守、

〔公隆〕出雲守、從五下、

〔尊卑分脈〕藤原氏 北家 長良孫

忠幹

女子 源奉職妻、母、

○道長、奉職第二住スルコト、長保元年八月二十九日及ビ同二年二月二十五日ノ條ニ、奉職、從四位下ニ敍セラル、コト、同三年正月三十日ノ條ニ、昇殿ヲ聽サル、コト、寛弘二年十月二十二日ノ條ニ見ユ、

十日、戊辰算博士三善茂明ノ勘申セル御厄年ノ算法ヲ、算博士依智厚範ニ御諮詢アラセラル、

〔山槐記〕安元元年七月廿八日、丁未、○中計在位年限有三說、後日算博士行三善衡勸之持來、仍續加之、

計在位年限有三說事 或自即位年計之、或自改元年計之、

寛弘五年七月十日、戊辰藏人頭左中辨道方奉勅問曰、先年算博士茂明所奏易勘文、廿二年丁未、廿六日、辛亥、御厄年事自改元年計之歟、自即位年計之歟、子細可言上者、算博士厚範依智申云、去年所奏二十二年、自即位年計之、易軌術自

茂明ノ説
反正ノ主
ニ准ジテ
即位ノ年
ヨリ計ス
厚範ノ意
見

受禪年勘之、茂明説云、當代准反正之主、自即位年計之、是流演文也、已奏此由、有仰云、村上先帝御記應和四年直幹（橋）候仁會（王脱カ）呪願文、二九年被問此由、申云、唐家本朝以改元年、文時所作呪願文廿年由、與直幹依異、令問其由之處、自即位年、可（前カ）在位之數也、直幹所申不得其理云々者、厚範申云、易軌術、即位時同爲正云々、此者非子孫受禪之義、因受禪而爲正者、子傳父祖云々、當代非連々文傳子之儀、故自即位計之、光仁、光孝是也、或自受禪之年計之、或自即位計之、易術之心也、自改元計之一説也云々、

一條院圓融院長子也、用反正、光仁、光孝、或爲人臣登皇位、或群臣相議即位日敷同用之、反正君草創主也、

十三日、辛未敦康親王御讀經、

〔權記〕七月十三日、辛未、參内、一宮御讀經始、

十六日、甲戌、中宮、上東門第二移御アラセラル、

〔日本紀略〕院一條七月十六日、甲戌、入夜中宮行啓上東門第、

〔御堂關白記〕七月九日、丁卯、中宮欲出從内給、當大將軍遊行方、仍召開陰陽師等、所申不分明、仍及御出時留給、

大將軍星
ノ遊行方
ニ依リテ
延引ス

十六日、甲戌、中宮從内出給、

〔權記〕七月九日、丁卯、詣左府、參内、歸家、今夕參内、此夜中宮可出者、而今日大將軍遊行間也、仍召出擇申光榮（安倍）吉平（藤原）、奉平被問、申忘却勘申之由、仍改勘來十六日可御出之由、仍罷出、

十六日、甲戌、中宮出給、供奉、戊剋也、

〔御産部類記〕

四條一條天皇○伏見 不知記兼日事 御誕生
中宮依御懷孕出御門院事
七月十六日、甲戌、中宮御出土御門院云々、依御懷妊歟、

外記兼日事 御誕生
中宮又出御事 同已後事

召仰

七月七日、乙丑、權中納言齊信卿參仗座、來九日中宮可行啓上東門院之由、有召仰、依去月十五日諸卿定、所召仰也、

九日、丁卯、諸卿參仗産依可有中宮行啓也、而依當大將軍遊行方延引、來十六日可行啓云々、

十六日、甲戌、入夜中宮行啓上東門院、公卿以下、諸衛供奉如常、

〔公卿補任〕

六 參議正四位下藤實成、三十七日、七月十六日從三位、行幸本宮次、以權亮敍之、

權亮藤原
實成ノ敍
位

御懷妊ニ
依ル

寛弘五年七月十六日

○中宮内裏入御ノコト六月十四日ノ條ニ見ユ、

一四六

村上天皇女御從四位上莊子女王薨ス、

〔日本紀略〕院一條 七月十六日甲戌、略中今日前女御從四位上莊子女王卒、

村上天皇女御

〔權記〕七月十六日甲戌、略中過夜入道女御入滅、略天曆女御莊子女王、年七十

九、○一代要記、七十八二作ル、

卅日、戊子、與左兵衛督同車詣中務宮、奉問女御御事、右大將修理大夫被參會、

〔新古今和歌集〕八 哀傷歌 母の女御かくれ侍て、七月七日よみ侍ける、

中務卿具平親王

墨染の袖は空にもかさなくにしほりもあへず露そこほる、

〔小右記目録〕二十一 親王女御薨事 同年九月四日、女御法事、

〔陰陽博士安倍孝重勘進記〕下 丙寅丁卯日事

寛弘年中、具平親王以丁卯日、被修佛事、母氏周忌其年中有事、略中

是六家說之中、春菟玉成令稱大凶之由其符合云々、

今案、安和寛弘以後、丙寅丁卯日恒例臨時佛事例、不可勝計歟、

御法事

御世系

御事蹟

麗景殿女
御下稱ス

子女王下彰

〔本朝皇胤紹運錄〕

代明親王

莊子女王天曆四、入内爲女御、具平親王母、天皇崩後爲尼、

〔一代要記〕後宮 天皇 女御從四位上莊子女王 中務卿代明親王女、母右

大臣定方女、天曆四年十月二十日爲女御、天皇崩後爲尼、○康保四年七月、

弘五年七月十六日卒、年七十八、

〔榮華物語〕月宴 今のみかとの御はらからの重明の式部卿の宮の御む

すめ女御にておはす、又おなし御はらからの代明の中務の宮御むすめ麗

景殿の女御とてさふらひ給、○中麗景殿の女御、おとこ七宮、女六宮生れ給

にけり、

〔拾遺和歌集〕雜下 伊勢のみやす所うみたてまつりたりけるみこのな

くなり、にけるか、かきをきたりけるを、ふちつほよりれいけいてん

の女御のかたにつかはしたりければ、このををかへすとて、

麗景殿みやのきみ

なき人のかたみとおもふにあやしきはるみても袖のぬるゝなりけり

寛弘五年七月十六日

一四七

寛弘五年七月十七日

一四八

〔中務集〕麗景殿の女御、中宮に奉れ給ふ扇に、あしてにて、白浪にそひてそ秋は立くらし汀の蘆もそよといふなり
棚機（たなは）の心やそらにかよふらんけふ立わたるあまの河きり
十七日、乙亥藏人ヲ上東門第二遣シテ、中宮ニ御消息ヲ賜フ、

〔御堂關白記〕七月十七日、乙亥、有勅使、賜祿、兵部丞惟規、

〔御産部類記〕四後一條天皇○伏見 不知記兼日事 御誕生
中宮退出後朝自内裏有御書事儀 宮御記録利三十一所收 同已後事

勅使藏人 藤原惟規

御返事

惟規ニ祿ヲ賜フ

入道前權中納言從二位藤原義懷薨ス、

〔權記〕七月十七日、乙亥、參内、詣左府、歸家、自飯室叡頂法師來、示入道納言未

刻許入滅由、納言出家後廿三年、時年五十二、夜半兵衛佐參向、

十八日、丙子、今日依叔父喪、奏服文、廿箇日、

廿一日、己卯、戌刻著服、

九月十三日、庚午、辰刻爲除服向河原、奉平朝臣祓、

行成叔父ノ喪ニ服ス

〔公卿補任〕

六

非參議從三位藤原義懷 故攝政太政大臣伊尹公五男、母中

務卿四品代明親王一女、從四位上 惠子女王、天祿三正七從五下、大臣 息、天延二十一

侍從、同四正七從五上、臨時、四月十八日右兵衛權佐、貞元々十一十四昇殿、同

二正七正五下、春宮 御給、同三二右少將、天元二正廿九美作權守、七月一日春宮

亮、十月十日昇殿、十一月、（行）禁色、同五正卅備前權守、永觀二正七從四上、亮 勞

八月廿日侍從、廿七日藏人頭、本宮亮、依踐祚也、同日春宮昇殿、朱雀院昇殿如

元、九月四日禁色、九月廿四日右中將、加外、十月十四日從三位、御即位次先坊

亮、勞越階、同十七日正三位、女敍位次、臨時 外舅、永觀三年正月廿三日丹波權守、九

月十四日任參議、十一月廿二日從二位、主基國司、十二月廿七日任權中納言、

寛和二年六月廿四日、於花山出家、（寺脱也） 依天皇 出家也、法名悟眞、卅才、受戒後名寂眞、寛

弘五年七月十七日入滅、五十 二歳、

〔尊卑分脈〕

藤原氏 北家

伊尹

義懷

成房

權中納言、從二、二位中將、母同上、女、（代）明親王、寛和二

六廿三出家、號飯室入道、花山院御出家、日奉隨之、

寛弘五年七月十七日

一四九

寛弘五年七月十七日

一五〇

信懷中將

伊成從母五上、左兵衛佐

教忠左少將

尋圓山母大僧正尋禪僧正資

延圓寺號阿闍梨、繪師

女子歌人遺集作者

尋增内供奉守命茂女

〔拾遺和歌集〕

雜歌十七

權中納言義懷、入道して後、むすめの齋院にやしなひ

たまひけるかもとより、ひんかし院に侍けるあねのもとに、十月はかりにつかはしける、

山かつのかきほわたりをいかにそとしもかれくにとふ人もなし

〔大鏡〕

中略 太政大臣伊尹謙徳公

ふゆの臨時のまつりの日のくる、あしき

ことなり、略中あかくおほちなとわたるかよかるへきにやと思ふに、御門花山むまをいみしうけうせさせ給ければ、まひ人の馬を、後涼殿の北の馬道よりとさせ給て、あさかれるのつほにひきおろさせ給て、殿上人ともをの

女

義懷ト花
山法皇

法皇舞人
ノ馬ニ興
フセサセ給

義懷馬ニ
乗ル

義懷ノ苦
衷

せて御覽するをたに、あさましう人、思ふに、はてはのらんとさへせさせ給に、すへきかたもなくてさふらひ給へる程に、さるへきにや侍けん、入道(義懷)中納言さし出給へりけるに、御門御をもていとあかくならせ給て、すちなけにおもほしめしたり、中納言もいとあさましう見奉り給へと、人々のみるにせいし申もなか、見くるしければ、もてはやしけうし申させ給さまにもてなしつ、みつからしたかさねのしりはさみて、のり給ぬ、さばかりせはきつほにおりまはし、おもしろうあけ給へは、御けしきなをりて、あしきことにはあらぬことなりけりとおほしめして、いみしうけうせさせ給ひけるを、中納言あさましうもあはれにもおほさる、御けしきはおなし御心によからぬことを、はやし申給とは、みしりきこえさする人もありければこそ、かく申つたへたれな、またみつからのり給までは、あまりなといふ人もありけり、これならすひたふるにいろにはいたくも見えず、た、御本性のけしからぬさまに見えさせ給へは、いと大事にそ、されは源民部卿は、冷泉院のくるひよりは、花山院のくるひこそ、すちなき物なれと申給ければ、入道殿はいと不便なることをも申さる、かなとおほせられな

寛弘五年七月十七日

一五一

義懷ト爲
光

から、いとみしうわらはせ給けり、○流布本ヲ以テ補正ス、
〔萬代和歌集〕二 春歌下 恆徳公（後光）の家の歌合に、花を、

中納言義懷

義懷ト藤
原長能

こん春もかくのみしつゝ、櫻花つひにあかてややまんとすらん
〔藤原長能集〕 入道中納言（義懷）下らうにおはせし時、一條殿のさくらをおしむ

こゝろの歌、ひとくによませ給ひしに、

〔源兼澄集〕

義懷ト源
兼澄

○公爵徳川 入道中納言の御子の入道中將のむまれたまへ
身にかへてあかなく花を惜むかないけらは後の春もこそあれ

りし七日夜、むめのはなをおりて、かさしにさしたまひて、このこゝろ
をよめと中納言の、給しに、

初句ヲ梅
花ニ作ル、

むめかえはいつれのはるかかささらんとおもふからにそちよはしらるゝ○群書類從本、

〔二中歴〕

十三 名臣 入道中納言 義懷

〔勅撰作者部類〕

自帝王至庶人之部 義懷從二位大納言、後拾遺集（中納言）、續古

今集（大雑中權一）

（中納言）、續古

續古

歌什

飯室ニ籠
ヲテ和歌
ヲ詠ズ

〔續古今和歌集〕

十八 雜歌中

世をのかれて、いひむろにこもりて侍りけるこ

ろ、月を見て、

權中納言義懷

大空のむかしに似たる月影をみやこにあらてみるそかなしき

〔扶桑隱逸傳〕

中 藤義懷○傳文

贊曰、初學之事行脚者、此退墮之始也、故法不許暫離依止矣、若其無師、當投巖谷、直至于苑也、學者幸鑒於此二字、

○義懷、花山寺ニ於テ出家スルコト、寛和二年六月二十四日ノ條ニ、延

曆寺ニ於テ受戒スルコト、同年十月是月ノ條ニ見ユ、

二十日、（成寅）中宮御産ノ爲メニ、御修善ヲ行ヒ給フ、

〔御堂關白記〕

七月廿日、（成寅）權僧正勝算奉仕中宮御修善、

廿四日、壬午、以白檀奉令造藥師佛、前僧都明救阿闍梨、尋譽等奉仕宮御修善、
八月二日、庚寅、佛師康淨藥師佛奉渡、給祿僧正雅慶奉仕中宮御修善、參大内、
宿候、

〔紫式部日記〕

（寛弘五年）秋のけはひの立まゝに、土御門殿の有さまいはんかたなく

おかし、池のわたりの梢とも、遣水の邊の草村おのかしし色つき渡つゝ、大

寛弘五年七月二十日

一五三

元政ノ贊

御導師勝
算 藥師像ヲ
造リ給フ

寛弘五年七月二十日

一五四

方の空もえんなるにもてはやされて、不斷の御讀經の聲々哀まさりけり、やう／＼涼しき風のけしきにも、例の絶せぬ水の音なん夜もすから聞まかはさる、御前にも近うさふらふ人々、はかなき物語するをきこしめしつゝ、なやましうおはしますへかめるを、さりけなくもてかくさせ給へり、御有さまなどのいとさらなることなれと、浮世のなくさめに、かゝるおまへをこそたつねまいるへかりけれと、うつし心をは引たかへ、たとしへなくよろつわするゝにもかつはあやしき、また夜深きほと月のさし曇、木の下をくらきに、御かうしまるりなはや、女官はいまたさふらはし、くら人まゐれなといひしろふほとに、後夜の鐘うちおとろかし、五たんの御すほう時はしめつゝ、われも／＼とうちあけたる伴僧の聲々、遠くちかくきゝ渡されたるほと、おとろ／＼しくたうとし、觀音院の僧正勝算ひんかしのたいより、二十人の伴僧をひきゐて、御かち參り給ふ、あし音渡殿のはしのととろ／＼とふみならさるゝさへそ、ことことのけはひにはにぬ、法住寺の院主は馬場のおとゝ、へんちしの僧都はふとのなとに、うちつれたる淨衣姿まで、ゆへ／＼しきからはしともを渡りつゝ、木のまをわけてかへりいるほ

とも、はるかにみやらるゝ心地してあはれ也、さいさきあさりも、大いとくをうやまひて、こしをかゝめたり、人々參りつれば夜もあけぬ、

〔榮華物語〕

はつ花

かくいふ程に、はかなう七月にも成ぬ、中宮御子の御けし

きも、いまはわさと御はらのけはひなともくるしけにおはしました、たはやすからぬさまにおほされたるも、みたてまつる人、心くるしう思ひきこえさす、内二條よりは御使のみそしきりにまいる、なを外よりは、承香殿御子に御心さしあるとそ、をのつからきこゆれと、すへていつれの御かたも參らせ給事いとかたし、一品宮内御子におはしませは、たゝその御かたにわたらせ給てそ、御心もなくさめ給、略、中、秋のけしきにいらたつまゝに、つちみかと殿のありさまいはんかたなくいとおかし、池のわたりの木末、遣水のほとりの草村、をの／＼色つきわたり、おほかたのそらのけしきのおかしきに、ふたんの御讀經のこゑ／＼あはれまさり、やう／＼すゝしき風のけはひに、れいのたえせぬ水の音なひ、夜もすからきゝかよはさる、一日までは、ほこ院の御八講とのゝしりし程に、たなはたの日にもあひわかれにけりとそ、いくぞのひつしのあゆみをすくしきぬらんとのみこそ覺えけれ、かくて宮御子の

寛弘五年七月二十日

一五五

寛弘五年七月二十日

一五六

御事は、九月にこそあたらせ給へるを、八月にとある御いのりともあれと、又それさへきにもあらず、かゝる御事は、月日かきりあるわさなりなときこえ給人々もあれは、げにもとおほしめさる程ちかうならせ給まゝに、御いのりとも數をつくしたり、五大尊の御修法をこなはせ給、さまゝ其法にしたかひてのなりありさまなども、さはかうこそはと見えたり、觀音院(尊)僧正廿人の伴僧、とりゝにて御加持まいり給ふ、むまはのおとゝ、文殿なとまで、みなさまゝにしるつゝ、それより参りちかひあつまる程、御前のからはしなとを、おいたるそうのかほみにくきかわたる程も、さすかにめたてらるゝ物から、なをたうとし、ゆへゝしきから橋ともをわたり、このまを分つゝ、かへりいる程も、はるかにみやらるゝこゝちしてあはれなり、心譽阿闍梨は軍陞利の法なるへし、あかきぬきたり、さいき阿闍梨は、大威徳をるやまひて、こしをかゝめたり、仁和寺の僧正(雅慶)は、孔雀經の御修法をこなひ給ひ、とくゝとまいりかはれば、夜もあけはてぬ、さまゝみゝかしかましよう、けおそろしき事、物にもにさりける、心よはからん人はあやまりぬへき心ちしてむねはしる、

二十四日、臨時仁王會

〔日本紀略〕院一條 七月廿一日、己卯、大祓、依仁王會也、

廿四日、壬午、臨時仁王會、

〔權記〕 七月十一日、己巳、參内、仁王會事被定、

二十八日、直物、小除目、

〔日本紀略〕院一條 七月廿八日、丙戌、直物、并小除目、

〔公卿補任〕六 參議正四位下藤實成、三十 同廿七日侍從、

〔公卿補任〕七 寛弘九年 參議正四位上源道方、四十 七月廿八日正四位上、宮

事行

〔揚名介事〕同 同年七月廿一日、直物、

常陸權介藤原伊任停伴時友

〔御堂關白記〕 七月廿八日、丙戌、直物、正月除目也、有事障、于今延引、

〔權記〕 七月廿八日、丙戌、參結政、官掌遲參、相待之間、右大辨被參會、頃之利茂

參來、即著、無政、參内、有直物、此次除目、相模守孝義侍從實成兼、等、自餘在除目、(造方)左中辨正四位上、依造宮堂也、夜半退出、

寛弘五年七月二十四日、二十八日

一五七

寛弘五年七月是月

一五八

〔魚魯愚鈔〕

八 故者院宮已下申文事

故者院宮親王公卿等給申文

要抄 前東三條院

名替 正六位上大神宿禰安信

望攝津權大掾

第一 右正曆五年御給、今年正月以小野正理、任攝津大掾、而依身病不賜任府、仍以件安信、可被改任之狀如件、

寛弘五年六月廿九日

左大臣正二位藤原入道殿被

〔除目大成抄〕

七 察奏 春京官二

雖有本官有尻例 寛弘五秋内藏權少屬秦

伊豫

是月、道長、書狀ヲ入宋僧寂照ニ送ル、

〔參天台五臺山記〕

五

熙寧四年十二月廿九日、癸卯、天晴、於梵才三藏房、見齋

然法橋并寂照大師來唐日記、即借取、書取揚文公談苑、如右、公言、中 景德三年、予知銀臺通進司、有日本僧入貢、遂召問之、僧不通華言、善書札、命以牘對云、住天台山延曆寺々僧三千人、身名寂照、號圓通大師、中 後南海商人船自其國還、得國王弟與寂照書、稱野人若愚、書末云、嗟乎 絕域殊方、雲濤萬里、昔日芝

東三條院ノ申文

揚文公談苑

野人若愚ノ書狀

道長ノ書狀

治部卿源從英ノ書狀

行成道長返書ノ封題

蘭之志、如今胡越之身、非歸雲不報心懷、非便風不傳音問、人生之限、何以過之云々、後題寛弘四年九月、又左大臣藤原道長書略云、商客至通書、誰謂宋遠、用慰馳結、先巡禮天台、更攀五臺之遊、既果本願、甚悅、懷土之心、如何再會、胡馬獨向北風、上人莫忘東日、後題寛弘五年七月、又治部卿源從英書略云、所諮唐曆以後史籍、及他内外經書、未來本國者、因寄便風、爲望、商人重利、唯載輕貨而來、上國之風、絕而無聞、學者之恨、在此一事、末云、分手之後、相見無期、生爲異鄉之身、死會一佛之士、書中報寂照俗家及墳墓事、甚詳悉、後題寛弘五年九月、凡三書皆二王之迹、而野人若愚章草特妙、中士能書者、亦鮮及紙墨、尤左大臣乃國之上相、治部九卿之列、右十一揚文公談苑第八文、

〔權記〕

十二月五日、辛卯、中 自左府有召詣、寂照返事封題等書也、

〔興福寺略年代記〕

五年、寂照自大唐左大臣御堂 御許送書狀、

○書史會要、異事ナキヲ以テ略ス、野人若愚及ビ源從英、消息ヲ寂照ニ送ルコト、便宜合斂ス、寂照、宋ヨリ書ヲ道長ニ贈ルコト、寛弘二年十二月十五日及ビ長和元年九月二十一日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

寛弘五年七月是月

一五九

野人若愚
王昭平親
說

元政ノ讀

具平親王
トノ說

源從英ハ
俊房トノ
說

〔扶桑隱逸傳〕

中 野人若愚

野人若愚未知其何人、或曰、天曆帝之子照平親王也、照平者、後中書王具平之弟、賜源姓、敍四品、爲親王、於後、遜世、居三井、又在岩藏、時人稱岩藏宮、按楊文公談苑曰、臺山記ノ記事ニ同ジ、及若愚與寂昭爲芝蘭友、人品可知、

贊曰、野人之事雖不可考、或爲照平王、亦是塵外之士也、其臨池玄妙、既被稱于異域、心非凡子也矣、

〔異稱日本傳〕

皇朝類苑四十三

仙釋僧道

日本僧略〇本文

今按、〇中野人若愚ハ、不知何皇子也、或曰、具平親王歟、親王者、村上天皇第七之子、冷泉天皇、圓融天皇之弟也、寬弘六年四月十六日薨、以文才稱、余謂、國王弟而自稱野人、必出家隱者乎、然則非具平親王矣、此時藤行成、以入木鳴于世、蓋若愚者、皇子爲桑門、學書於行成者、〇中治部卿源從英ハ、從英當作俊房、從俊字似、英房訓同、源俊房者、道長公外孫、後號堀川太政大臣、嘗著水左記、夜鶴庭訓抄云、俊房能書榜、妙筆、

八月

小 丑 盡

四日、壬辰、止雨奉幣使ヲ丹生、貴布禰兩社ニ發遣ス、

〔御堂關白記〕

八月三日、辛卯、〇中宮々出明順朝臣宅、是依明日神事也、

四日、壬辰、立生丹、貴船使、留雨祈、是從去六月朔、日々雨下、爲農尤作慶、今月猶下、依可有損也、

八日、丙申、霖雨ニ依リテ、軒廊御卜ヲ行フ、

〔日本紀略〕

院一條 八月八日、丙申、軒廊御卜、依霖雨也、

九日、丁酉、釋奠、

〔日本紀略〕

院一條 八月九日、丁酉、釋奠、無詩宴并三道論議、依花山院御事也、

〇五月二日

十二日、庚子、祈年穀奉幣、

〔日本紀略〕

院一條 八月十二日、庚子、奉幣廿一社、祈年穀也、

〔御堂關白記〕

八月三日、辛卯、定臨時奉幣使、可立十二日、

十二日、庚子、午二點參大内、奏宣命草、清書等著八省立使等、微雨下、申二點、十四日、壬寅、行圓、山城行願寺ニ阿彌陀四十八講ヲ修ス、

寬弘五年八月四日 八日 九日 十二日 十四日

皇子等道
長ノ第ヨ
リ高階明
順ノ宅ニ
出テ給フ

詩宴及ビ
三道論議
ナシ

奉幣使定
宣命ヲ奏
ス

〔日本紀略〕院一條 八月十四日、壬寅、皮聖人於行願寺、自今日至于十月三日、

始四十八講、擬彌陀四十八願也、爲法界衆生逆修也、

○行圓、行願寺ニ釋迦講ヲ行フコト、十月四日ノ條ニ見ユ、

十六日、甲辰大般若不斷御讀經ヲ修ス、

〔御堂關白記〕 八月十六日、甲辰、被修大般若不斷御讀經、僧廿一口、依觸穢不

參、

〔權記〕 八月十六日、甲辰、今日内御讀經、不斷經云々、

二十五日、癸丑結政、季御讀經結願、

〔權記〕 八月廿五日、癸丑、參結政、有政權（源氏）中納言參内、御讀經結願也、候御前、申

雜亥、

〔小右記目錄〕四季御讀經事 同年八月廿五日、季御讀經結願事、

○季御讀經始ノ日詳ナラズ、十五日、行成參衙ノコト、便宜左ニ合敘ス、

〔權記〕 八月十五日、癸卯、雨、參衙、參内、

軒廊御下、

〔權記〕 八月廿五日、癸丑、略中入夜有軒廊御下、依服不著、

殿上人等
ノ宿直

二十六日、甲寅中宮御薰物合、

〔紫式部日記〕 八月廿日あまりのほとよりは、上達部、殿上人とも、さるへき

はみなとのゐかちにて、はしのうへ、たいのすのこなとに、みなうたゝねを

しつゝ、はかなうあそひあかす、こと、ふえの音などには、たとゝしきわか

人たちのとねあらそひ、いまやう歌とも、所につけてはおかしかりけり、

宮大夫齊信なりのふ、左宰相中將經房、兵衛督（源氏）みの、少將（齊信）なりまさなとして、あ

そひ給ふ夜もあり、わさとの御あそひは、殿おほすやうやあらん、せさせ給

はす、とし比さとゐしたる人々のなかたえをおもひおこしつゝ、まいりつ

とふけはひさはかしうて、そのころは、しめやかなることなし、廿六日、御た

きものあはせはてて、人々にもくはらせ給ふ、まろかしたる人々、あまた

つとひるたり、うへよりおるゝみちに、辨宰相のきみの戸くちをさしのそ

きたれは、ひるねしたまへるほとなりけり、はきしをんいろゝのきぬに、

こきか、うちめ心ことなるをうへにきて、かほはひきいれて、すゝりのはこ

にまくらしてふし給へるひたいつき、いとらうたけになまめかし、繪にか

きたる物の姫君の心ちすれば、くちおほひを引やりて、ものかたりの女の

薰物ヲ人
々ニ配ラ
セ給フ

こゝ地もし給へるかなといふに見あけて、物くるをしの御さまや、ねたる人をして、ろなくおとろかすものかとて、すしおきあかり給へるかほのうちあかみ給へるなど、こまかにおかしうそ侍りしか、おほかたもよき人の折からに、またこよなくまさるわきなりけり、

〔榮華物語〕

はつ花 かくいふ程に、八月廿よ日の程よりは、かんだちめ殿上人、さるへきはみなとのるかちにて、はしのうへ、たいのすのこ、わた殿なとに、うたゝねをしつゝあかす、そこはかとなきわかきんたちなどは、讀經

あらそひ、いまやうたとも、こゑをあはせなとしつゝ、論し給もおかしうきこゆ、あるおりは宮大夫、左の宰相中將、左兵衛督、美濃少將^(兼)としてあそひ給、それは誠におかしうて、そうたちのなにとなきは、まめたちたるもさすかに心くるし、この比たき物あはせさせ給ひて、人々にくはらせ給、御前にて御火とりともとりいて、さま／＼のを心みさせ給、

二十八日、丙辰、定考、

〔日本紀略〕

院一條 八月廿八日、丙辰、定考、式日依厨家申故障延引、

〔御堂關白記〕

八月十一日、己亥、考定延引、依前齋左大辨服身也、右大辨有勞

讀經爭

辨官ノ障ニ依リテ延引ス

所、

〔權記〕

八月廿八日、丙辰、參官、定考也、

是月、中宮御所ニ犬産アリ、

〔百練抄〕

一條 天皇 八月、中宮御在所塗籠内犬産、

〔江談抄〕

二條 上東門院御帳内犬出来事

上東門院爲一條院女御之時、帳中ニ犬子不慮之外ニ入、天有遠見付給、大ニ奇恐被申入道殿、道長、入道殿召匡衡テ、密々令語此事給ニ、匡衡申云、極御慶賀也ト申ニ、入道殿、何故哉ト被仰ニ、匡衡申云、皇子可令出来給之徴也、犬ノ字ハ、是點ヲ大ノ字ノ下ニ付ハ、太ノ字也、上ニ付レハ、天ノ字也、以之謂之、皇子可出来給、サテ立太子、次ニ至天子給歟、入道殿大令感悦之間、有御懷妊、令奉産後朱雀院^(後)天皇也、此事祕事也、退席之後、匡衡私令勘件字、天、令傳家云々、
日〇九月十一日ノ條參看、

〔十訓抄〕

上 第一可施人惠事

まことや此御時一の不思議有ける、上東門院の御方の御帳の内に、犬の子をうみたりける、おもひかけす有かたき事なりければ、大におとろかせ給

寛弘五年八月是月

塗籠内

犬ノ兒御帳ノ中ニ入ル

大江匡衡ノ勘申皇子御誕生ノ兆

ひて、江匡衡といふ博士にとはれければ、是目出度御吉事なり、犬の字は、大の字のそはに點をつけり、其點を上につけは天也、下につけは太也、其下に子の字をかきつくれば、天子とも太子ともよまるへし、かゝれば太子生れさせ給ひて、天子にいたらせ給へしとそ申ける、そのゝちはたして皇子御誕生ありて、ほとなく位に即給ふ、後一條天皇是なり、

九月 大 戊午 朔 盡

三日、庚申、御燈、

〔日本紀略〕院一條 九月三日、庚申、御燈、

五日、壬戌、結政、陣申文、

〔權記〕 九月五日、壬戌、參結政、自南所參内之間、（權記）右中辨參入、於陽明門中違例、

略○中有陣申文、

七日、甲子丹生、貴布禰兩社奉幣使ヲ發遣ス、

〔權記〕 九月七日、甲子、丹生、貴布禰使立、

九日、丙寅重陽平座、

〔日本紀略〕院一條 九月九日、丙寅、平座、見參、

〔權記〕 九月九日、丙寅、參左府、參内、無節會、右衛門督奏見參、不待唱退出、

〔紫式部日記〕 九日、（九月）さくの綿を兵部のおもともてきて、これと（倫子）のゝうへのとりわきて、いとようおいのこひすて給へとのたまはせつるとあれは、

菊の露わかゆはかりに袖ぬれて花のあるしにちよは譲らん○新勅撰和歌

集三句ヲ袖ふ
れてニ作ル、
寛弘五年九月三日 五日 七日 九日

見參
節曾ナシ

とてかへし奉らんとするほとに、あなたにかへりわたらせ給ひぬるとあ
れは、ようなきにとしめつ、

十一日、戊辰伊勢例幣

〔日本紀略〕院一條 九月十一日、戊辰伊勢例幣、

〔御産部類記〕宮四 後一條、天皇〇伏見 不知記至寛弘五年、首闕十一月十七日、

十一日、戊辰、略中今日中納言忠輔有別勅、給例幣、事了參宮、略中

不知記同御誕生、後儀 産養

同九月十一日、天晴、略中伊勢例幣如例、權中納言承行之、略中

外記兼日事 同御誕生、後事

中宮御産事
九月十一日、戊辰、例幣也、

〔紫式部日記〕頭中將よりきた、けふいせのみてくらつかひかへるほと、の

ほるましければ、略下

〔榮華物語〕は八つ花 御つかひには頼定の中將也、祿なと心ことなりつら

んを、さるは伊勢のみてくらつかひもまたかへらさりつれば、内の御使え
ひたゝけて參らす、

行事藤原
忠輔

中宮御産
依ノコトニ
依ル

土御門第
レニ於テ生
給フ

御湯殿ノ
具ヲ造ル
御劍ヲ賜
フ御湯鳴
弦

白木御帳
ヲ立ツ

〔北院御室日次記〕二 九月十一日例幣以前佛事例

十一日、戊辰伊勢例幣也、權中納言忠輔卿行事、

吉田祭ヲ停ム、

〔西宮記〕四月 山科祭 吉田

九月十一日、有御産事今止、

皇子、敦御誕生アラセラル、

〔日本紀略〕院一條 九月十一日、戊辰、略中是日也、午時中宮於左大臣土御門

第、御産皇子、第二親王也、

〔御堂關白記〕九月十日、丁卯、子時許從宮御方如方來云、有惱御氣者、參入、有

御氣色、仍東宮傅、大夫、權大夫遣消息云、參來、他人々多參、終日惱暗給、

十一日、戊辰、午時平安男子産給、候僧、陰陽師等賜祿、各有差、同時御乳付、切臍

緒造御湯殿具初、酉時右少辨廣業讀書孝經、朝夕同、從内賜御劍、左中將頼定

賜祿、依觸穢人也、御湯鳴弦、五位十人、六位十人、

十二日、己巳、御湯殿讀書朝致時、明經夕舉周、

〔權記〕九月九日、丙寅、略中夜半許中宮御産氣色云々、即參、有氣色、丑剋立白

御讀書

木御帳鋪設、依輕服有事憚、未明退出、
十一日、戊辰、已剋參左府、午剋中宮、誕男皇子、佛法之靈驗也、御乳付橘三位、讀
書伊勢守致時朝臣、右少辨廣業、舉周朝臣等也云々、

十二日、己巳、朝致時朝臣、禮記第十六中庸篇、

〔御産部類記〕

宮御記錄利三十五所收見 不知記至同弘五年十一月十七日、

關ク、

相見參ノ卿

兼微々色、又相府面被示久候由、見參卿相大納言道、懷中納言齊隆、時俊、有懷、
兼、正經、實等也、行成早出云々、左衛門督日來腰間腫物、不參入、新中納言忠輔、
不參、辰刻立白木御帳、并白木御屏風、御几帳等、御産未遂、忽被立御帳等、先例、
歟、戌刻許一兩人告御産遂給之由者、令參資平取案内、子刻許歸來云、邪氣駢

邪氣人々ニ驅移ル

移人々、但雖有氣色、未有御産云々、

十一日、戊辰、左武衛被示送云、丑刻許自宮退出、已無御産氣、但邪氣出來、昨日

道長ノ喜憂

右府、顯光、內府、公季、被參入、左相府謁談、而輔參入、不被謁、有事故歟云々、資平
奉宮案内、午刻許示送云、只今御産遂給、男、乍驚參入、謁左府、被談云、自昨日有
其氣就中自亥刻許重惱給、及今日已以不覺、心神無措、適依佛神冥助、平安遂、

勅使

御喜悅之心無方可喻、氣色不可放云、內大臣乍立被參、以源納言被申通、即被
退歸、頭中將爲勅使持參御劍、野劍、候御簾前、敷茵、左府相逢、大夫齊信、卿執祿、
如持、相府傳取被之、勅使下自南階持之、陰陽師等撰申雜事日、御湯殿雜具、內

道長神馬ヲ諸社ニ奉ル

匠寮作之云々、諸卿參會、○中略、伊勢例幣、或云、左府以馬八疋奉諸社、石清水、
下、春日、大原野、石清水、大原野奉劍之、於宮所被給之、善事無隙、修法七壇、不斷、
讀經三種在之、神社佛寺祈願不可敢記、佛天靈驗可謂揚焉歟、諸卿參會、左衛

門督相扶參入、新中納言自八省參入、自餘公卿候宮、民部卿不參、左府云、讀書

三人、伊勢守中原致時、元是明經博士、父有象、當時御降誕之、右少辨藤原廣業、
延長四年、大江舉周云々、或云、今日加持僧退出、讀經等僧綱已下悉給綾絹等、

各有差、陰陽師三人給絹、四位三位、五、以鞍宛石山山諷誦、又油靈所同以鞍修
諷誦云々、人々說也、

十二日、己巳、御湯殿間、五位十人、六位十人、執弓立庭中、皆著其前讀書人立之、

朝讀書伊勢守致時朝臣、夕舉周朝臣、

不知記同已後儀 産養

自内裏被奉中宮御産雜具事 在色日、
寬弘五年八月十一日、從内裏被奉中宮御産雜具等、

御産雜具

御湯殿ノ儀

寛弘五年九月十一日

一七二

白木御帳一基綾帷等骨、以五尺御屏風三雙、四尺御屏風三雙、四尺御屏風三雙、裏以白綾張之、等如尋常時、御几帳四尺三雙、三尺二雙、帷等御壘十三枚、御帳料以白綾緣、御表代一枚、物、綠織

件物等納黑漆中持云々、櫃等(殿アラシ)

同九月十一日、天晴、午時中宮於土御門院有御產、男子、藏人頭賴定朝臣參於陣外、以藏人令奏事由、即令件頭被奉御劍、先於彼院西中門外、以左宰相中將傳啓案内、召南榮簾前、兼敷左相府先相謁給、取女裝束一具、纏頭、下自南階、再拜還參、小舍人一人、令奏御返事云々、略中、戊刻御湯、屬二人、史生四人、著淨衣、昇御湯船并雜具等、慶自東橋持參御前、次博士左少辨廣業持五帝本紀率鳴弦廿人、五位十人、自同道參入、西上北面立、廣業朝臣開之讀之了、各退出了、御湯、入夜供之、博士伊勢守致時朝臣參仕、孝經、舉周又勤仕之、

不知記兼日事 御誕生 產養并同 已後儀

中宮御產事

寛弘五年九月十一日、戊辰、天晴、於上東門院有御產事、子細 寢殿北母屋先是自十日曉、更有御氣色、仍彼日寅刻撤尋常御帳、立白木帳、(御帳カ)薄物蟬翼帷、白綾面御屏風十二帖、同御几帳、帷紐、并白端差御座供之、御帳カ道方朝臣、藏人主殿助藤原定輔等、

種々ノ御
祈乳并
御哺乳
ニ雜事
申ノ日
勤等并

五壇法ヲ
修ス

奉勅所奉調也、去八月日、藏人主殿助定輔、爲勅使持參、有給祿事、定輔給裝束一襲、出納多治比時、正一重、御藏小舍人一人、白絹一疋、召舍人二人、各赤絹疋、次備進散米、口、廳供之、此間有種々御祈、午刻皇子平安降誕、爰召陰陽師、吹正、頭賀茂、光榮朝臣、主計助安倍朝臣、吉平、主稅令勘申、哺乳并雜事等、日時、即時、讀書博士、橘朝臣、德子奉仕、御哺乳、役、以內、裏御女裝束一件、又被定讀書博士三人、從三位、橘朝臣、德子奉仕、御哺乳、役、以內、裏御女裝束一件、又被定讀書博士三人、宮學士、藤原朝臣、廣業、散位、從五位、下、大江朝臣、舉周、以上、紀傳、鳴弦廿人、五位、十人、春宮權守、菅原爲理、春宮散位、從五位、下、大江朝臣、舉周、以上、紀傳、鳴弦廿人、五位、藤原權守、六位、十人、將監殿助高階左衛門少尉、同家業、右兵衛少尉、同以道、高階賴平、藏人所、雜色文章、生藤原章、頃之藏人頭、左近衛中將源賴定朝臣、持參、御劍、入錦袋、令寢殿南簀子敷高麗端疊一枚、茵一枚、爲勅使座、左府取御劍、大夫藤原齊信卿取祿、女裝束奉左府、々々授之、勅使、々々下自南階、再拜退出了、小舍人一人、給祿、絹二疋、

今度被行御祈之内、五大尊法、就或記註出之、

不動尊 觀音院權僧正勝算

降三世 法性寺座主大僧都慶圓

軍荼利 宰相房僧都心譽

寛弘五年九月十一日

一七三

大威德 修學院僧都齊祇

金剛夜叉 淨土寺僧都明救

造御湯殿雜具事

同刻初令造御湯殿雜具等、仕聽之、御槽一雙、在臺、瓮十六口、在臺、二口、以白絹各

為覆、床子二脚、帖、在中取一脚、桶六口、以白絹各、四口、匏六柄、大四、酉一刻任陰

陽家勘文、初汲壬方胤水、屬一人、已上各著一當色、仕丁、戊刻有御湯殿事、寢殿東母屋

廂為御湯殿所、先敷地敷、以手一丈、五幅、宮司等各敷之、敷、其上立御槽、瓮臺并

床子等、次供御湯屬二人、權大屬丸部宿禰兼善、史生二人、川邊武相、應藏人二人、

守、伴吉兼、各位袍之表、著當色袍、侍長二人、傳昇、傳女、此間主殿、啓所官人等

秉燭、祇候、權僧正勝算應召參上、加持御湯、以命婦從五位下藤原朝臣□子令

仕御湯殿、以源籬子朝臣女辨扶義奉仕御迎湯、次讀書、藏人右少辨廣業、御注孝

也、先引率鳴弦人列立南庭、讀書、人在前、鳴弦人、事畢各退出、頃之進物所供御

膳、自餘用樣器、自今七箇日、間可供之、采女六人、衣裳等也、唐供之、子刻夕御湯殿、

其儀如先、讀書廣業、御湯殿之間、左府以下候東渡殿、々上侍臣、辨諸大夫候東

對養子敷、廳儲粥等、給所々、夜間、可給之、

十二日、己巳、天晴、朝御湯殿讀書致時朝臣、六中庸篇、夕御湯殿讀書舉周、讀

御湯殿事

奉加持シ

勝算御湯

ヲ加持シ

奉ル

寢殿東母

屋ノ廂ヲ

御湯殿所

ト爲ス

爲覆、床子二脚、帖、在中取一脚、桶六口、以白絹各、四口、匏六柄、大四、酉一刻任陰

陽家勘文、初汲壬方胤水、屬一人、已上各著一當色、仕丁、戊刻有御湯殿事、寢殿東母屋

廂為御湯殿所、先敷地敷、以手一丈、五幅、宮司等各敷之、敷、其上立御槽、瓮臺并

床子等、次供御湯屬二人、權大屬丸部宿禰兼善、史生二人、川邊武相、應藏人二人、

守、伴吉兼、各位袍之表、著當色袍、侍長二人、傳昇、傳女、此間主殿、啓所官人等

秉燭、祇候、權僧正勝算應召參上、加持御湯、以命婦從五位下藤原朝臣□子令

仕御湯殿、以源籬子朝臣女辨扶義奉仕御迎湯、次讀書、藏人右少辨廣業、御注孝

也、先引率鳴弦人列立南庭、讀書、人在前、鳴弦人、事畢各退出、頃之進物所供御

膳、自餘用樣器、自今七箇日、間可供之、采女六人、衣裳等也、唐供之、子刻夕御湯殿、

其儀如先、讀書廣業、御湯殿之間、左府以下候東渡殿、々上侍臣、辨諸大夫候東

對養子敷、廳儲粥等、給所々、夜間、可給之、

十二日、己巳、天晴、朝御湯殿讀書致時朝臣、六中庸篇、夕御湯殿讀書舉周、讀

御湯殿事

奉加持シ

勝算御湯

ヲ加持シ

奉ル

寢殿東母

屋ノ廂ヲ

御湯殿所

ト爲ス

爲覆、床子二脚、帖、在中取一脚、桶六口、以白絹各、四口、匏六柄、大四、酉一刻任陰

陽家勘文、初汲壬方胤水、屬一人、已上各著一當色、仕丁、戊刻有御湯殿事、寢殿東母屋

廂為御湯殿所、先敷地敷、以手一丈、五幅、宮司等各敷之、敷、其上立御槽、瓮臺并

床子等、次供御湯屬二人、權大屬丸部宿禰兼善、史生二人、川邊武相、應藏人二人、

守、伴吉兼、各位袍之表、著當色袍、侍長二人、傳昇、傳女、此間主殿、啓所官人等

秉燭、祇候、權僧正勝算應召參上、加持御湯、以命婦從五位下藤原朝臣□子令

仕御湯殿、以源籬子朝臣女辨扶義奉仕御迎湯、次讀書、藏人右少辨廣業、御注孝

也、先引率鳴弦人列立南庭、讀書、人在前、鳴弦人、事畢各退出、頃之進物所供御

膳、自餘用樣器、自今七箇日、間可供之、采女六人、衣裳等也、唐供之、子刻夕御湯殿、

其儀如先、讀書廣業、御湯殿之間、左府以下候東渡殿、々上侍臣、辨諸大夫候東

對養子敷、廳儲粥等、給所々、夜間、可給之、

十二日、己巳、天晴、朝御湯殿讀書致時朝臣、六中庸篇、夕御湯殿讀書舉周、讀

御湯殿事

奉加持シ

勝算御湯

ヲ加持シ

奉ル

寢殿東母

屋ノ廂ヲ

御湯殿所

ト爲ス

爲覆、床子二脚、帖、在中取一脚、桶六口、以白絹各、四口、匏六柄、大四、酉一刻任陰

陽家勘文、初汲壬方胤水、屬一人、已上各著一當色、仕丁、戊刻有御湯殿事、寢殿東母屋

廂為御湯殿所、先敷地敷、以手一丈、五幅、宮司等各敷之、敷、其上立御槽、瓮臺并

床子等、次供御湯屬二人、權大屬丸部宿禰兼善、史生二人、川邊武相、應藏人二人、

守、伴吉兼、各位袍之表、著當色袍、侍長二人、傳昇、傳女、此間主殿、啓所官人等

秉燭、祇候、權僧正勝算應召參上、加持御湯、以命婦從五位下藤原朝臣□子令

仕御湯殿、以源籬子朝臣女辨扶義奉仕御迎湯、次讀書、藏人右少辨廣業、御注孝

也、先引率鳴弦人列立南庭、讀書、人在前、鳴弦人、事畢各退出、頃之進物所供御

膳、自餘用樣器、自今七箇日、間可供之、采女六人、衣裳等也、唐供之、子刻夕御湯殿、

其儀如先、讀書廣業、御湯殿之間、左府以下候東渡殿、々上侍臣、辨諸大夫候東

對養子敷、廳儲粥等、給所々、夜間、可給之、

十二日、己巳、天晴、朝御湯殿讀書致時朝臣、六中庸篇、夕御湯殿讀書舉周、讀

御湯殿事

奉加持シ

勝算御湯

本記五帝其儀如作日、

不知記兼日事同御誕生

自內裏被獻御產調度事(內裏)八月十一日、己亥、自裏、被渡中宮御產間雜物等云々、勅使藏人主殿助藤原定

輔、

九月十一日、丁卯、自夜半中宮有御產氣云々、

御產事 十一日、戊辰、今日午時中宮御產男皇子云々、御湯西二刻御博士三人、致時、右

少辨廣業、鳴弦五位十人、六位十人、御湯殿奉仕、清通朝臣妻、名辨宰相、迎湯大

納言君、御乳付勘解由長官有國妻、字橘三位、天皇御乳母也、幣事而不可有例

不審之、御產外

他事不記也

外記兼日事同御誕生

中宮御產事 九月十一日、戊辰、略、中今日午時於左大臣土御門第、中宮有御產事、皇子、

皇太后誕生皇子例事 元永二年四月十九日、甲午、略、當時皇后誕生皇子例、國史

中宮藤彰子 上東門院、寬弘五年九月十一日誕生後一條院、不吉

〔御產部類記〕 〇九伏見宮御院第三皇子君仁親王 中右記

〔御產部類記〕 〇九伏見宮御院第三皇子君仁親王 中右記

寬弘五年九月十一日

一七五

御誕生日

不吉

御產氣

御產ノ賜

調度ヲ賜

三合日

天治二年五月廿四日、己未、中略○御誕生相應日事、
後三條院、寛弘五年戊辰、九月十一日、戊辰、誕、戊午、土、九月 土、戊日 土、是則年月
日三合也、

三月四日

大外記中原師遠

依院宣注進之付顯盛朝臣獻之殊有敬感、

〔紫式部日記〕

○上略、重陽ノ儀

しきほとにて、はしにみすのしたより、裳のすそなとほころひ出るほとと
くに、こ少將の君、大納言のきみなとさふらひ給ふ、御ひとり、ひとひのた
きものとうて、こゝろみさせ給ふ、御まへの有さまのおかしき、つたのい
ろの心もとなきなど、くちくちきこえさするに、れいよりもなやましき御
けしきにおはしませは、御かちともまいるかたなり、さはかしきこゝち
して、いりぬ、人のよへはつほねにおりて、しはしとおもひしかとねにけり、
夜中はかりよりさはきたちてのゝしる、十日のまたほのゝとすに、御
しつらひかはる、白き御丁にうつらせ給殿よりはしめ奉りて、きんたち四
位五位ともおほくさはきて、御丁のかたひらかけ、御ましともてちかふ

御薰物

白キ御帳
フニ移リ給

僧侶ヲ召
ス

陰陽師

御誦經

ほといときはかし、ひくとひいとこゝろもとなけに、おきふしくらさせ給
ひつ、御ものゝけともかりうつし、かきりなくさはきのゝしる、月ころそこ
らさふらひつるとのゝうちの僧をは、さらにもいはす、山々寺々を尋ねて、
けんさといふかきりは、のこるなくまいりつとひ、三よの佛もいかにきゝ
給ふらんとおもひやらる、おんやうしとて、世にあるかきりめしあつめて、
やをよろつの神も、みゝふりたてぬはあらしとみえきこゆ、みすきやうの
つかひたちさはきくらし、その夜もあけぬ、御丁のひんかしおもては、うち
の女房まいりつとひてさふらふ、にしには御ものゝけうつりたる人々、御
ひやうふ一よろひをひきつほねくちには、木丁をたてつ、けんさ、あ
つかりのゝしりるたり、みなみには、やんことなき僧正僧都かさなり
るて、ふとうそのいき給へるかたちをも、よひいてあらはしつへう、たの
みゝうらみゝ、聲みなかれわたりにたる、いとみしうきこゆ、北の御さう
しと、御丁とのはさまいとせはきほとに、四十よ人そ、後にかそふれば、るた
りける、いさゝかみしろきもせられず、氣あかりて物そおほえぬや、いまさ
とよりまいる人々は、申々るこめられず、裳のすそ、きぬの袖ゆくらんかた

廂ニ移リ
給フ

御加持
院源御願
書ヲ讀ム

何候ノ人
々々
道長諸事
ヲ沙汰ス

寛弘五年九月十一日

一七八

もしらす、さるへきおとなしとはしのひてなきまふ、十一日の晩に、北の御さうし二まはなちて、ひさしにうつらせ給ふ、みすなともえかけあへねは、御木丁をしかさねておはします、僧正きやうてふ、そうつ、ほうむ、そうつなとさふらひて加持まいり、院源そうつ、きのふか、せ給し御願書に、いみしきことゝもかきくはへて、よみあけつゝけたる、ことのはのあはれにたうとくだのもしけなることかきりなきに、どのうちそへて、佛ねんし聞え給ふほと、たのもしく、ざりととは思ひなから、いみしうかなしきに、人々なみたをえほしあへす、ゆゝしうかうなとかたみにいひなから、えせきあへさりける、人けおほくこみては、いと、御心ちもくるしうおはしますらんとて、南東おもてにいたさせ給ふて、さるへきかきりこの二まのもとにはさふらふ、とのうへ、さぬきと宰相君、くらのみやうふ、御木丁のうち、仁和寺齊信のそうつの君、三井寺の内供のきみもめしいれたり、とのゝよろつにのゝしらせ給ふ御こゑに、そうもけたれて音せぬやうなり、いま一さにゐたる人々、大納言の君、少將の君、宮のないし、辨の内侍、中務の君、たいふの命婦、大式部のおもと、殿のせんしよ、いと年へたる人々のかき

御成ヲ受
ケ給フ

寛弘五年九月十一日

一七九

りにて、心をまとはしたるけしきともの、いとことはりなるに、また見奉りなるゝほとなけれど、たくひなくいみしと心ひとつにおほゆ、またこのうしろのきはに、たてたるきちやうの嬬子に、内侍威子のかみのめのと、姫君威子の少納言のめのと、いとひめ君のこしきふのめのと、なとをしりきて、みちやうふたつかうしろのほそみちを、え人もとほらす、行ちかひみしろく人々は、そのかほなとも見わかれず、殿の公達、宰相中將かれたか、四位の少將まさ道、なとをはさらにもいはす、左宰相中將経房、宮齊信の大夫など、れいはけとをき人々さへ、御木丁のかみより、ともすればのそきつゝ、はれたるめともを見ゆるも、よろつはちわすれたり、いたゝきにはうちまきの雪のやうにふりかゝり、をししほみたるきぬのいかに見ゆるしかりけん、とのちにそおかしき、御いたゝきの御くしおろし奉り、御いむ戒ことうけさせ奉り給ふほと、くれまとひたるこゝちに、こはいかなることゝあさましうかなしきに、たいらかにせさせ給てのちのこと、またしきほと、さはかり廣きもや、南のひさし、かうらんのほとまで、たちこみたる僧も俗も、今一よりとよみてぬかをつく、ひんかしおもてなる人々は、殿上人にましりたるやうにて、こ中

寛弘五年九月十一日

一八〇

御物怪

將の君の左頭中將頼定に見あはせて、あきれたりしさまを、後にそ人々いひ出
 てわらふ化粧げさうなどのたゆみなく、なまめかしき人にて、曉にかほつくり
 したりけるを、なきはれ涙に所々ぬれそこなはれて、あさましうその人と
 なんみえさりし、宰相の君のかほかはりし給へるさまなどこそ、いとめつ
 らかに侍しか、ましていかなりけん、されとそのきはにみし人の有さまの、
 かたみにおほえさりしなにかしこかりし、いまとせさせ給ふほど、御もの
 けのねたみの、しるこゑなどの、むくつけさよ、げんの藏人には、しん心響よ
 あさり、兵衛藏人には、そうそといふ人、右近藏人には、ほうちうしのりし、宮
 の内侍のつほねには、ちそうあさりをあつたれば、もの、けにひきたを
 されて、いと、をしかりければ、ねんかくあさりをめしくはへてその、
 する、あさりのけんのうすきにあらす、御もの、けのいみしうこはきなり
 けり、宰相のきみ、をき人にゑいかうをそへたるに、夜一よの、しりあかし
 て、聲もかれにたり、御もの、けうつれと、めしいてたる人々も、みなうつら
 てさはかれけり、午の時に空はれて、あさ日さし出たる心地す、たいらかに
 おはします、うれしさのたくひもなきに、後一條おとこにさへおはしましたしける、よ

御誕生

布施祿ヲ賜フ

中宮大夫
齊信ノ喜悦

ろこひいか、はなのめならん、昨日しほれくらし、けさのほと朝霧におほ
 られつる女房など、みなたちあかれつゝ、やすむ御まへにはうちねひたる
 人々の、かゝるおりふしつき、しきさふらふ、殿もうへもあなたにわた
 らせ給ふて、月ころみすほう讀經にさふらひ、昨日けふめしにてまいりつ
 とひつる僧のふせ給ひ、くすし、おんやうしなど、みちのしるしあらは
 れたるろく給はせ、うちには御ゆ殿のきしきなど、かねてまうけさせ給へ
 し、人のつほねには、おほきやかなるふくろつゝ、みとももてちかひ、か
 らきぬのぬひものもひきむすひ、らてむぬひ物、けしからぬまでしてひき
 かくし、あふきもてこぬかな、といひかはしつゝ、げさうしつゝ、くろふ、れい
 のわた殿よりみやれば、つまとのまへに、宮兼信の大夫、春宮懷平の大夫など、さらぬ
 上達部もさふらひたまふ、殿出させ給て、日比うつもれつるやり水つくる
 はせ給ひ、人々の御けしきとも心ちよけなり、心のうちに思ふことあらん
 人も、たゝ今はまされぬへき世のけはひなるうちにも、宮大夫ことさらに
 もゑみほこり給はねと、人よりまさるうれしさの、をのつからいるにいつ
 るそことよりはなる、右宰相兼隆中將は、權中納言俊賢とたはふれして、たいのすのこ

寛弘五年九月十一日

一八一

御佩刀ヲ
賜フ

臍緒ノ役

御湯殿ノ
儀

道長皇子
ヲ懷キ奉
ル
御佩刀及
ビ虎頭棒
持ノ女房

寛弘五年九月十一日

一八二

にる給へり、内より御はかしもてまいれり、頭中將よりきた、けふいせのみ
てくらつかひかへるほと、のほるましければ、たちなからそたいらかにお
はします御ありさまそうせさせ給ふ、ろくなども給ひける、そのことはみ
す、御ほそのを、はとのうへ、御ちつけは橘三位つな子、御御めのと、もと
よりさふらひ、むつましう心よいかたとて、大さゑもんのおもとつかうま
つる、備中守むね宗時ときの朝臣のむすめ、くら人の辨のめのと、御ゆとのほと
りの時とか、火ともして、宮のしもへみとりのきぬのうへに、しろきたうし
きゝて、御ゆまいる、そのおけすへたるたいなと、みなしろきおほひしたり、
おはりのかみ近光かみつ、宮のさふらひのおきなるな仲信かのふきて、みすのも
とにまいる、みつし二、きよいこの命婦、はりまとりつきてうめつ、女房二
人、大もく、むま、くみわたして御ほとき十六にあまればいる、うすものう
はき、かとりのもからきぬ、さいしして、しろきもとゆひしたり、かしらつ
きはへておかしくみゆ、御ゆとのは宰相の君、御むかへゆ大納言君源遍ゆ
まきすかたとも、れいならすさまことにおかしけなり、宮は殿いたき奉
り給て、御はかしこ少將の君、相の榮華、物語、小宰、虎のかしら宮の内侍とりて、

前行ス

護身

御讀書ノ
儀

御さきにまいる、からきぬは、まつのみのもん、海部もはかいふをりて、おほう
みのすりめにかたとれり、こしはうすものから草をぬひたり、少將の君は、
秋の草村、てふ、とりなとを、しろかねしてつくりかゝやかしたり、をりもの
はかきりありて、人の心にしくへいやうなければ、こしはかりをれいにた
かへるなめり、殿の公達頼通、教通二所、源少將雅通など、うちまきをなけのしり、わ
れたかううちならさんとあらそひさはく、へんち寺の僧都護身こしんにさふ
らひ給ふ、かしらにもめにもあたるへければ、扇をさゝけてわかき人にわ
らはる、文よむはかせ、藏人辨廣業ひろなり、高欄のもとにたちて、史記のいくわ
んをよむ、弦うち廿人、五位十人、六位十人、ふたなみにたちわたれり、よさりの
御ゆとのとでも、さまはかりしきりてまいる、きしきおなし、御ふみのは
かせはかりやかはりけん、伊勢守むね致時ときのはかせとか、れいの孝經なる
へし、又た舉周かちかは、史記文帝のまきをそよむなるへし、七日のほと、かはる
よつものものゝくもりなく、しろきおまへに人のやうたい、色あひな
ときへ、掲焉けちえんにあらはれたるをみわたすに、よきすみゑにかみともを
おほいたるやうにみゆ、いと、物はしたなくて、かゝやかしきこゝちすれ

寛弘五年九月十一日

一八三

寛弘五年九月十一日

は、ひるはおさくさしいてす、のとやかにて、ひんかしのたいのつほねよ
 りまうのほる人々をみれば、色ゆるされたるは、をり物のから衣、おなしう
 ちきともなれば、中々うるはしくて、心々もみえず、ゆるされぬ人もすこし
 おとなひたるは、かたはらいたかるへきことはせて、たゝえならぬ三重五
 重のうちきに、うはきはをりもの、むもんのからきぬ、すくよかにして、かさ
 ねにはあや、うすものをしたる人もあり、扇なとみめにはおとろくしく
 かゝやかさて、よしなからぬさまにしたり、心はへある本文うちかきなど
 して、いひあはせたるやうなるも、心々とおもひしかとも、よはひのほとお
 なしまちのはおかしと見かはしたり、人の心のおもひをくれぬけしきぞ、
 あらには見えけるも、からきぬのぬひものをはさることにて、袖くち箔にを
 きくちをし、ものぬひめに、しろかねのいとをふせて、くみのやうにし、はく
 をかさりてあやのもんにすへ、あふきともものさまなどは、たゝ雪ふかき山
 を、月のあかきにみわたしたるこゝちしつゝ、きら／＼とそこはかと思わ
 たされず、かゝみをかけたるやうなり、

〔榮華物語〕

はつ花

○上略、中宮御薰物合ノコトニカかゝる程に、九月に

もなりぬ、なか月の九日もきのふ暮て、千世をこめたるまかきのきくとも、
 行末はるかにたのもしきけしきなるに、よへより御心ちなやましけにお
 はしましゝかは、よなかはかりより、かしかましきまでのゝしる、十日ほの
 こととするに、白き御帳にうつらせ給ひ、その御しつらひかはる（進巻）殿よりは
 しめたてまつり、君達四位五位たちはきて、御几帳のかたひらかけかへ、
 御たゝみなどもてきはきまいる程、いとさはかし、日ひとひくるしけにて
 くらさせ給、御ものゝけともさま／＼かりうつし、あつかりあつかりに加
 持しのゝしる、月比殿の内にそこらさふらひつる僧はさらにもいはす、山
 々てら／＼の僧のすこしもしるしあり、をこなひするときこしめすをは、
 のこらすたつねめしあつめたり、内（二條）にはいと／＼おほつかなく、いかなれ
 はかとおほしめして、としころかやうの事もなれしりたる女房共、一くる
 まにてまいれり、御物のけ、をの／＼屏風をつほねつゝ、けんさとも、あつか
 りあつかりに、かちしのゝしり、さけひあひたり、其程のかしかましき物さ
 はかしさをしはかるへし、こよひもかくてすきぬ、いとあやしきことに、お
 そろしうおほしめして、いとゆゝしきまで、殿の御まへものおほしつゝけ

寛弘五年九月十一日

寛弘五年九月十一日

一八六

させたまひて、物のまきれに御なみたをうちのこひく、つれなくもてなさせ給、すこしものゝ心しりたるおとなたちは、みなくきあへり、おなしやなれと、所かへさせ給ふやうありなと申いて、北のひさしにうつらせ給、年比のおとなたち、みなおまへちかくさふらふ、今はいかにく、とあるかきりの人心をまとはして、えしのひあえぬたくひおほかり、法性寺の院源僧都御願書よみ、法華經このよにひろまり給し事など、なくく、申つ、けたり、あはれにかなしきものから、いみしうたうとくたのもし、陰陽師とて世にあるかきりめしあつめつ、やをよろつ神も、みふりたてぬはあらしとみえきこゆ、御誦經のつかひともたちさはきくらし、その夜もあけぬ、扱御かうけさせ給程など、いとゆしくおほしまとはる、とののうちそへて法花經ねんしたてまつらせ給、なに事よりもたのもしくめてたし、いたくさはきて、たいらかにせさせ給ひつ、そこら廣き殿のうちなる僧侶上下、いまひとつの御事のまたしきに、ぬかつきたる程はた思ひやるへし、たいらかにせさせ給て、かきふせたてまつりてのち、とのをはしめたてまつりて、そこらの僧俗あはれにうれしくめてたきうちにおとこに

道長ノ祈願

御乳附

しさへおはしませは、そのよろこひなのめなるへきにあらず、めてたしともをろかなり、今は心やすくとのも、^(倫子)うへも御かたにわたらせ給て、御いのりの人々、陰陽師僧などにみな祿給はせ、そのほとは、御前にとしふりかゝるすちの人々みなさふらひて、ものわかき人くは、けとをくて所々にやすみふしたり、御ゆとのゝ事など、きしきいみしう事とのへさせ給、かくて御ほそのをは、とのうへ、これはつみうるごとく、かねてはおほしめしゝかと、たいいまのうれしさに、何事も皆覺しめしわすれさせたまへり、御乳つけには有國の宰相の妻、みかとの御めのとの橋三位^(徳子)まいりたまへり、御ゆとのなにも、年比むつまじうつかうまつりなれたる人をせさせ給へり、御ゆ殿のきしきいへはをろかにめてたし、まことに内より御はかしすなはちもてまいりたり、御つかひには頼定の中將也、祿など心ことなりつらんを、さるは伊勢のみてくらつかひもまたかへらさりつれば、内の御使えひたゝけて參らす、女房のしらすうそくともとみえて、つゝみふくろ、からうつなともてきさはく、御ゆとの酉のときとそある、そのきしきありさまは、えいひつゝけす、火ともして、宮のしもへとも、みとりのきぬのうへ

寛弘五年九月十一日

一八七

讃岐宰相
御湯相
儀ニ
奉仕ス

女房達ノ
有様

に、しろきたうしききてみゆまいる、よろつの物にしろきおほひともした
り、みやのさふらひのおさなかのふ、かきてみすのもとに參る、みつしふた
り、うるはしくさうそきてとりいれつゝ、うめて御ほときにいる、十六の御
ほとき也、女房みなしろき装束ともなり、御ゆとのゝいまきなど、みなおな
し事なり、御ゆとのほ、さぬきの宰相のきみ、御むかへ湯は、大納言のきみな
り、宮は殿いたき奉らせ給、御はかし小宰相のきみ、とらのかしらは、宮の内
侍とりて御さきに參る、御つるうち五位十人、六位十人、御文の博士には、藏
人辨廣業かうらんの本にたちて、史記の第一の卷をそよむ、護身には淨土
寺僧都さふらひ給、雅通の少將うちまきをしのゝしりて、僧都にうちかけ
てをほゝれたまふそおかしき、しらさうそくともものさまゝなるは、たゝ
すみゑの心ちしていとなまめかし、日比われもゝとのゝしりつるしら
さうそくともをみれば、いろゆるされたるも、をりものゝも、からきぬおな
しうしろきなれば、なにともみえす、ゆるされぬ人も、すこしおとなひたる
は、三重いつへのうちきに、上著はをりものゝむもんなど、しろうきたるも
さるかたにみえたり、あふきなども、わさとめきてかゝやかさねと、よしは

藤原有國
ノ豫言

御誕生後
人々伊周
第二參ラ
ズ

みかくしてこゝろはへある本文なとかきたる、なかゝいとめやすし、若
き人ゝは、ぬひ物螺鈿など、そてくちにをきくちを、しろかねの左右のい
としてふせくみし、よろつにしさはきあへり、雪ふかき山を、月のあかきに
みわたしたるやうなり、まねひやるへきかたなし、

〔古事談〕

王道后宮

上東門院被奉生後一條院御産之時、事外有煩ケレハ、

入道殿サハカセ給テ、自御所令走出給テ、御産事外令澁給、コハイカ、スヘ

キ、御誦經ナトカサネテ可行ヤト被仰之間、御言未了ニ、有國申云、御産ハ已
成候ヌル也、不可及重御誦經ト申程、女房走參テ、御産已成候ヌト申ケリ、事
落居之後、有國ヲ召テ、イカニシテ御産成ヌトハ知ツルソト御尋アリケレ
ハ、御障子ヲ引アケテ出給ツレハ、障子ハ子ヲ障ト書テ候ニ、廣アキ候ヌレ
ハ、御産成候ヌト存候ツル也ト申ケリ、
後一條院未生給之間、萬人入夜參帥殿依爲主上（致康親王）一宮叔父也、後一條院生給
之後、其事都絶云々、

〔五壇法記〕

寺本

寛弘五年申九月十一日被修之、

或記云、後一條天皇

降、御母上東門院

不 權僧正勝算

降

大僧都餘圓

從三位藤

軍

前權少僧都明

寛弘五年九月十一日

救兵部卿有 大凡下二 寺 心譽 金 寺 齊祇道納言藤

〔古今著聞集〕

志三國地

伊賀の國分寺の良意上人は、道心ふかき人にて、

ことに佛法王法の一體なることをさとり給、朝廷の正事のついであることを、それかしの大納言につけて奏し給ひける、花壇の庄といへる所にちいさきいほりをたてて、是に折々は讀經などして給ひける、此花壇の庄といふところは、一條院の御時、寛弘五年十月のころ、后土東門院彰子のれいならすおはし、かは、御心をなくさめんとて、ならのみやこの八重櫻を、興福寺の別當に仰せて、車につみてのほさせ給ひける、腹あしき大衆あまたつとひ、貝吹かねなどならして、みかとの仰なればとて、名あるさくらはえまいらさし、別當も官人もうちすてよなど、さま／＼いひて、日數と、こほりければ、帝聞しめして、花に名残をおしむはいと殊勝なりとて、八重櫻を我櫻と名つけんとて、伊賀國に余野といふ庄を、大衆へ引給はりけり、大衆有かたき事になん思ひ奉りて、ゆへなく櫻をみやこへのほせ參らせ、殘枝々をは、伊賀の余野へうつしうへて、花のさかりには七日とのゐをしける、かゝるやさしきことを思しいてられて、其後は年々に近衛府のしたつ

中宮例ヲ奉ルヲ慰御
不奉ルヲ慰御
メ奉ルヲ慰御
メ奉ルヲ慰御
上寺ニシムヲ慰御

櫻ノ替ニ
伊賀ノ余野ニ
莊ヲ興フヲ福

かさをつかはされ、まもりとなんし給ひける、みやこちかき國なれば、みやこの人はあまた下りて、春のつれ／＼には、こゝにて歌をもよみけるとこそ、世の人は花壇の庄とそいひける、○沙石集

〔拾芥抄〕

中未 諸名所部第二十

京極殿

土御門南、京極西南北二丁、其南一町被入之、道長家、或大入道殿家、上東門後一條、後朱雀、後冷泉三代

○百練抄、大鏡裏書、扶桑略記、歷代編年集成、歷代皇紀等、異事ナキヲ以テ略ス、中宮、上東門第二移御アラセラル、コト、七月十六日ノ條ニ、皇子七夜ノ御儀ノコト、本月十七日ノ條ニ、皇子ヲ親王ト爲シ給フコト、

十月十六日ノ條ニ、皇子五十日ノ御儀ノコト、十一月一日ノ條ニ、中宮ト御共ニ内裏ニ入り給フコト、同月十七日ノ條ニ、百日ノ御儀ノコト、

十二月二十日ノ條ニ、戴餅ノ御儀ノコト、六年正月三日ノ條ニ見ユ、

〔御堂關白記〕

九月十三日、庚午、廳官奉仕御産養、大夫御前物、除懸六般六却、

笥馬頭并自餘器皆銀、

〔權記〕

九月十三日、庚午、中詣左府、罷出、束帶參内、亦參宮、夕方御湯殿、致時

中宮廳官
御産養
奉仕ス

勸學院步

朝臣讀書、弦打二十人、五位十人、六位十人、西上北面、異位重行、公卿座在東對西庇、殿上人在南庇、諸大夫在廊、(辨)設對者讚岐守清通朝臣在南簀子敷、問者以下立庭中、五位七人也、夕毛詩第十六大明章、致時、勸學院衆步、(辨)右大辨、有官無官別當以下同獻見參、立東對南庭、西面北上、拜禮大辨立事、未知前例、可尋、

〔御産部類記〕

四宮御記錄利三十五所收 伏見 不知記寬弘五年十一月十七日

十三日、庚午、今日后宮御産養三夜、本宮有設云々、諸卿參入云々、然而依修善事、不參入、後々夜々可參入、

十四日、辛未、資平云、昨日勸學院有官別當學生等參中宮、列立東對前庭、別當

右大辨加列拜禮、但不見給祿、或云、有給祿云々、

後聞、右大辨大褂、自餘疋絹云々、爲信云、右大辨加列事、不可然之由云々也、

可尋云々、

勸學院參賀事、氏后産時、勸學院衆等參入例不見、若權儀歟、可尋事也、依長者被慶賀、氏院同

賀歟、可然事也、資平依召參内、小時歸來云、若勅使參宮、無御書、可被存問也、

略

不知記御誕生 産養 同已後儀

三夜事

同九月十一日、天晴、略 三日事、本宮御前物懸盤六脚、銀器、上達部、殿上人、諸

大夫饗屯食、(基)手昏等、兒御服衣筥一雙、(用)榎木、以銀筋造、有花足、

不知記兼日事 御誕生 産養 并同已後儀

十三日、庚午、天晴、朝御湯殿讀書廣業、夕御湯殿讀書致時朝臣、(讀)毛詩第十其

儀如、昨日、今夕宮廳儲御膳并饗衝重、屯食卅具、(基)手等矣、東對西廂立白綾四

尺屏風、爲上卿座、(北)上南廂立同屏風、爲殿上人座、(西)上東廊爲諸大夫座、(各)有

机、戊刻公卿殿上侍臣、諸大夫參入、東宮傳藤原道綱卿、右大將同實資卿、民部

卿同懷忠卿、大夫同齊信卿、左兵衛督同公任卿、權中納言同隆家卿、彈正尹同

時光卿、權大夫源俊賢卿、權中納言藤原忠輔卿、勘解由長官同有國卿、左大辨

同行成卿、修理大夫平親信卿、春宮大夫藤原懷平卿、右近權中將同兼隆、(左)近

中將源經房卿、大藏卿藤原正光卿、春宮權大夫同賴通卿、右兵衛督源憲定卿、

權亮藤原實成朝臣、此間主殿寮啓所官人以下供奉、秉燭、一兩巡之後、勸學院

率別當辨、(右)大辨、說以下辨學生等參入、權大進橋爲義取見參、先覽大夫、次令

啓之、聞食之由仰了後、別當辨以下學生等列立南庭、再拜退出、次給祿有差、辨

當大褂一領、學生院司等各正絹、案主亥刻供御膳、(淺)香螺鈿御臺盤六脚、(在)薄

各信濃布四段、雜色人同布各二段、(主)亥刻供御膳、(物)結敷物同打敷并御筥、(在)盤

御湯殿及
ノビ御讀書
儀

御膳ヲ供
ズ

大江魯世
史記魯世
家ヲ讀ミ
奉ル

四種馬頭等五位大夫等昇之傳於采女々々傳取自寢殿東妻戸供之傳供大
皆用銀之 夫藤原卿所奉仕也皇子御衣納宮四合二合入白織物三種御衣同綾御衣淺
物入帷繡覆件各置物淺香螺鈿置物機一條銀打敷海浦筥等權大夫源卿所奉仕
也二合御繡襪各三條之中綾二條絹一條藤原朝臣所奉仕也件御衣等殿上四位昇之付女房次公卿以下有基手事次
有廻粥事五位七人散位平知孝平中源信親藤原賴信則正四位下行讚岐
守大江清通朝臣應召候寢殿南階上問之其中貫首者言壽詞三廻之後公卿
以下退出

御湯殿事

十四日辛未天晴午刻朝御湯殿舉周讀史記魯世家酉刻夕御湯殿廣業讀
自餘如前儀

不知記兼日事御誕生

三夜事

本宮御沙汰氏院參賀事

九月十三日庚午今夜事宮廳大夫兩人亮兩人相共所奉仕也今日勸學院諸

學生等參宮給祿各疋絹云々

〔紫式部日記〕

三日にならせ給ふよは宮つかさ大夫よりはしめて御うふ
やしなひつかうまつる右衛門のかみはおまへの事ちんのかげはんし
かねの御さらなとくはしくはみす源中納言俊賢藤宰相は御そ御むつき衣は

このおりたて、いれかたひらつゝみおほひしたつくえなとおなしこと
おなししろきなれとも、しさま人の心々みえつゝしつくしたり華物語同
あふみのかみまたかはおほかたのことともやつかうまつらん東の對の
西のひさしは上達部の座北をかみにて二行に南のひさしに殿上人の座
はにしを上なり、白きあやの御ひやふともをもやのみすにそへてとさま
にたてわたしたり

十五日壬申皇子成五夜ノ御儀アリ

〔日本紀略〕

院一條

九月十五日壬申皇子降誕之後五夜也公卿以下詠和歌

令參議左大辨行成卿作序

〔權記〕

九月十五日壬申參內參中宮五夜内府被參入大臣以下被物有差左

大臣奉被仕御產養朝致時禮記第六文王世子篇

十六日癸酉夕致時周易第一乾卦

〔御産部類記〕

宮御後一條天皇所收見

五夜事紙

不知記至同年十一月十七日

十五日壬申酉刻許參中宮今日御産後第五日也東對西面有卿相饗南面殿

上人饗上達部殿上人座白傳大納言已下悉參入左相府在饗座催著卿相々

寛弘五年九月十五日

公卿以下
和歌ヲ詠
ズ
道長御産
養ヲ奉仕
ス
中原致時
禮記ヲ讀
ミ奉ル

公季深更
ニ參入ス

管絃ノ興
ナシ

和歌合

擲采ノ戲
アリ
祿ヲ賜フ

見參ノ諸
卿

寛弘五年九月十五日

一九六

府召内府 公季 有可被參入云々、數刻相待、亥終許參入、左府盃酌相勸、内府公
 季、深更參入、未知其由、滿座傾奇、今日產養左府所營、或卿相云、可有絲竹興云
 々、余答云、延長兩度例無管絃、又凡人產間、無絲竹興、示案内於大夫、齊信、頗有
 諾氣、又召諸卿、籥前如何、今日申日、可有思慮歟、大夫傳談、左府令談矣、仍無管
 絃興、御厨子二脚、白木、六位昇之、御臺六脚、淺香、銀馬頭盤御膳、皆盛銀器御
 飯、銀筥御臺盤、并御膳物、地下四位供之、采女裝束、待取付女官、次令采女自御
 厨子所方、供威儀御膳、盛花盤、三十坏歟、御衣筥四合、無臺、親昵三位并宰相取
 之付女房、純食羅列南、諸卿起座、更著渡殿座、召衝重、一兩巡後、有和歌合者、右
 衛門督公任有擲采之戲、臨曉更、大臣以下殿上人等、給祿有差、主殿寮立明、官
 人已下給疋絹、左大將并余隨身等同給疋絹、寅刻許罷出、廻粥、五位七人、六位
 二人、秉燭前行、讚岐守清通、候南階、簀子問之、今日見參諸卿、内大臣、公季、大納
 言道綱、懷忠、中納言齊信、公任、隆家、時光、俊賢、忠輔、參議有國、行成、懷一、兼隆、正
 光、經房、實成、散二位親信、三位賴通、憲定、略○中

不知記 御誕生 產養
 同九月十一日、天晴、略○中 五日事、左相府被奉調御前物懸盤六脚、用銀器、棚厨
 五夜事
 (寛弘五年)

勸學院參

御讀書ノ
儀

氏院參賀事

子二基立、簀子敷置御物等、有饗屯食祿等、上卿女裝束、侍今日勸學院有官別
 當、學生等參入、令啓賀由、別當右大辨加列拜禮、即給祿、略○中

不知記 兼日事 御誕生
 同九月十一日、天晴、略○中 五日事、左相府被奉調御前物懸盤六脚、用銀器、棚厨
 五夜事
 (寛弘五年)

殿舉周、讀漢書文帝紀、今夜左府被儲御膳、并威儀御膳、饗衝重屯食五十具昇
 立南庭、亥刻供膳、打敷御筥、盤六脚、白織物、伏組、并同四位大夫等昇之、
 付采女供之、次供威儀御膳、先是、以白木三階、御厨菓子干物六十坏、白木花盤
 胡泥粉、五位大夫等昇之、付采女供之、置白木厨菓子、皇子御衣、納白地螺鈿衣
 筥四合、在各花足、但二合、入白織物、三重御衣、同綾御衣、各三領、二
 物机二脚、并伏組、網物、右近衛中將兼隆卿、左近衛中將源經房卿、春宮權大
 夫同賴通卿、權亮實成朝臣昇之、付女房供之、内大臣、東宮傳藤原卿、道綱、右大
 將同實資卿、民部卿同懷忠卿、大夫同齊信卿、左衛門督同公任卿、權中納言同
 隆家卿、彈正尹同時光卿、權大夫源俊賢卿、權中納言藤原忠輔卿、勘解由長官
 同有國卿、左大辨同行成卿、修理大夫平親信卿、左兵衛督藤原懷平卿、右近中
 將同兼隆卿、大藏卿同正光卿、左近中將源經房卿、東宮權大夫藤原賴通卿、右

寛弘五年九月十五日

一九七

兵衛督源憲定卿權亮實成朝臣、及殿上侍臣各陪座、杯酌被巡之後、上卿著渡殿座、儲突^{（禮）}重物、左衛門督公任卿、執盃獻和歌、召紙筆賜左大辨行成卿書之、公卿一々讀了、次基^{（基）}手紙、殿上人諸大夫同有基手、此間盃觴屢勸、朗詠間發、給祿有差、^{（大）}女官所々祿注別紙可入之、^{（五）}次有廻粥事、其儀如三夜、^{（但）}廻五事了、公卿退出、

^{（御湯殿事）}

十六日、癸酉、天晴朝御湯殿讀書廣業、夕御湯殿讀書致時朝臣、周易第一乾卦、

略○中

不知記^{（兼）}日事^{（同）}御誕生

^{（五）}夜事^{（殿下）}御沙汰

十五日、壬申、今夜事、大殿所令奉仕給也、公卿有祿、兼又有和歌之興、

〔紫式部日記〕

五日夜は、殿の御うふやしなひ、十五日の月くもりなくおも

しろきに、池のみきはちかう、かゝり火ともを木のしたにともしつゝ、年木ともたてわたす、あやしきしつのおのさえつりありくけしきともまて、色ふしにたちかほなり、とのもりかたちわたれるけはひもをこたらず、ひるのやうなるに、こゝかしこのいはかくれ、木のもとことに、うちむれてをる上達部のすいしんなどやうのものともさへ、をのかしゝかたらふへかめ





紫式部日記繪

皇子五夜御儀
侯爵峰須賀正氏所繪

原寸 縦〇二〇六

上達部のすいしんなどやうのものともさへをのかしゝかたらふへかめ



紫式部日記繪

皇子五夜御儀
侯爵 蜂須賀正氏氏所藏

原寸 縦〇二〇六

上達部のすいしんなどやうのものともさへをのかしゝかたらふへかめ

宮の内侍
御賄ニ伺
候

髪上ゲタ
ル女房

ることは、かゝる世中の光のいておはしましたることを、かけにいつしか
 と思ひしも、およひかほにこそ、そゝろにうちゑみこゝちよけなるや、まし
 てとのゝうちの人は、なにはかりのかすにしもあらぬ五位ともなとも、そ
 こはかとなくこしもうちかゝめて行ちかひ、いそかしけなるさまして、時
 にあひかほなり、おものまいるとて、女房八人ひとつ色にさうそきて、かみ
 あけ、しろきもとゆひして、しろき御はんもてつゝきまいる、こよひの御ま
 かなひは、宮の内侍、いともものゝしくあさやかなるやうたいに、もとゆひ
 はへ○紫式部日記傍註もとゆひはへに作ルニしたるかみのさかりは、常より
 もあらまほしきさまして、扇にはつれたるかたはらめなど、いとよらに
 侍しかな、かみあけたる女房は源式部、好かむすめ、景小左衛門、守道ひちうの
 女、小兵衛左京のかみあ大輔、すけのさい、女、大むま左衛門大夫よ小むま、
左衛門のかみあ小兵部、かむすめ、小木工、といひけん平の女なりしかたち
 などおかしき、わか人のかきりにて、さしむかひつゝるわたりたりしは、い
 とみるかひこそ侍しか、れいはおものまいるとて、かみあくることをそす
 るを、かゝるおりとて、さりぬへき人々をえらせ給へりしを、心うしいみし

寛弘五年九月十五日

寛弘五年九月十五日

二〇〇

とうれへなきなとゆゝしきまでそ見侍し、御丁の東面二まはかりに、卅よ
人居並たりし人々のけはひこそみものなりしか、いき威儀のおものは、采女と
も參る、戸口のかたに、御ゆとのゝへたての御ひやうふにかさねて、又みな
みむきにたてゝ、しろきみつし一よろひにまいりすへたり、夜ふくるまゝ
に、月のくまなきに、うねめ、も水司ひとり、みくしあけとも、とのもり、かむもりの
女官かほもしらぬをり、みか關司とつかさなとやうのものにやあらん、をろそ
かにさうそきけさうしつゝ、をとろのかんさし、おほやけゝしきさまし
て、しんでんの東のわたとのゝ戸くちまで、ひまもなくをしこみてゐたれ
は、人もえとをりかよはず、おものまいりはてゝ、女房みすのもとにいてゐ
たり、ほかけにきらゝと見えわたる中にも、おほしきふのおもとのも、か
らきぬ、をしほ山のご松原をぬひたるさまいとおかし、おほしきふは、みち
のくのかみのめ、とのゝせんしよ、たいふの命婦は、からきぬはてもふれず、
もをしろかねのていして、いとあさやかに、おほうみにすりたるこそ、けち
えんならぬものからめやすけれ、辨の内侍のものに、しろかねのすはま、鶴を
たてたるしきまめつらし、ぬひものも松かえの齡をあらそはせたる心は

おももの
あり

打攤

紫式部奉
賀ノ和歌

祿ヲ賜フ

へかとゝし、少將のおもとのこれらにはをとりたるしろかねのはくを、
人々つきしろふ、少將のおもとゝいふは、しなのゝかみすけみつかいもう
と、殿のふる人なり、その夜の御前の有さまの、いと人に見せまほしければ、
よるの僧のさふらふ御ひやうふをゝしあけて、此世にはかうめてたきこ
と、またえみ給はしといひ侍しかは、あなかしこゝと本尊をはをきて、手
をゝしすりてそよろこひ侍し、上達部座をたちて、御はしのうへにまいり
給ふ、殿をはしめ奉りて攤うち給ふ、紙のあらそひいとまさなし、うたとも
あり、女房さか月なとあるおり、いかゝはいふへきなと、くちゝ思ひこゝ
ろみる、

珍らしき光さしそふさか月は持なからこそちよもめくらめ遣後拾和歌

集同

中敷公任

四條大納言にさしいてんほと、歌をはさる物にて、こはつかひよふいひの
へしなと、さゝめきあらそふほとに、ことおほくて、夜いたうふけぬればに
や、とりわきても、さゝてまかて給ふ、ろくとも上達部には、女のさうそくに
御そ、御むつきやそひたらん、殿上の四位は、あはせ一かさね、六位ははかま

寛弘五年九月十五日

二〇一

寛弘五年九月十五日

二〇二

一具そみえし、

〔榮華物語〕

はつ花

五日の夜は、殿（道長）の御うふやしなひせさせ給、十五夜の月くもりなく、秋深き露のひかりにめてたきおりなり、上達部、殿上人まいりたり、東のたいに、西むきに北をかみにてつき給へり、南のひさしに北むきに、殿上人の座は、にしをかみなり、しろきあやの御屏風を、もやのみすにそへてたてわたしたり、月のさやけきに、池の汀もちかうかゝり火ともともされたるに、勸學院の衆ともあゆみてまいれり、けさんの文ともけいす、祿とも給はず、こよひのありさまことにおとろしうみゆ、物のかすにもあらぬ殿上人、上達部の御とものおのことも、隨身みやの下部など、こゝかしこにむれるつゝうちゑみあへり、あるはそゝかしけにいそきわたるも、かれか身には何はかりのよろこひかあらん、されとあたらしくいて給へるひかりもさやけくて、御かけにかくれたてまつるへきなめりと思ふか、うれしうめてたきなるへし、ところゝのかゝり火たちあかし、月のひかりもいとあかきにとのゝ内の人々は、なにはかりのかすにもあらぬ、五位なども、こしうちかゝめ、よにあひかほに、そこはかとなくゆきちかふも

勸學院ノ歩

和歌

紫式部
公任

あはれにみゆ、わかうさへき心やすき程の女房八人おものまいる、おなし心にかみあけて、みなしろきもとゆひしたり、しろき御はんととりつゝきてまいる、こよひの御まかなひ、宮の内侍ものゝしうやんことなきけはひしたり、かみあけたる女房わかき人々のきたなけなき共なれば、みるかひありて、おかしうなん、上達部とも殿をはしめたてまつりて、たうち給に、かみのほとろん、きゝにくゝろうかはし、歌などあり、されと物さはかしさにまされたる、たつぬれとしとけなう、ことしければ、えそかきつゝけはへらぬ、女房さかつきなどあるほとに、いかゝはとおもひやすらはる、めつらしきひかりさしそふさかつきはもちなからこそちよをめぐらめとそむらさきさゝめきおもふに、四條大納言（公任）みすのもとに、給へれば、歌よりもいひいて、ん程のこはつかひ、はつかしさをそ思へかめる、かくてこゝもはてて、かんたちめには、女のさうそくにおほうちきなとそへたり、殿上の四位には、あはせのひとかさね、はかま、五位には、うちきひとかさね、六位には、はかまひとくなり、れいのありさまともなるへし、夜ふくるまで、うちにもとにもさまゝめてたうてあけぬ、

寛弘五年九月十五日

二〇三

十七日、甲戌皇子成七夜ノ御儀アリ、

〔日本紀略〕院一條九月十七日、甲戌、同七夜也、仰所司調進饗祿、公卿以下獻

和歌、令權大夫俊賢卿作序、

〔權記〕九月十七日、甲戌、參內、參中宮、七夜、公家御產養、

十九日、丙子、參內、參中宮、春宮權大夫奉仕御產養、

〔御産部類記〕宮御後一條天皇○伏見 不知記至同年十一月十七日

〔七夜事儀〕九月十七日、甲戌、黄昏、參中宮、右大臣已下參入、但内大臣、民部卿不參、其外皆悉參

入、如五日夜、今夜公カ家所令設給饗饌如五日、夜カ藏人右少將道雅爲勅使、御膳

并祿物等隨身參入、別有書注文、以件文付宮司、屯食昇立庭中、上達部座末更

設座、立机、招著道雅給女裝於遺水遙再拜、又東封南唐廂更敷座、立机、召著讀

人、致時、廣業、一巡後給祿、袴、白襦、下自座遙再拜退出、公卿座移渡殿、給衝重、一兩

巡後有和歌、參議有國執筆、聊注今夜悉、其後打攤、内藏寮進攤紙、本宮又出攤

紙、先是内膳供御膳、采女傳取付女官御飯筥及盛御膳之御器、御酒盞皆悉用

銀、采女字少高嶋博覽者也、容貌美好、諸卿以當日戲、令有醉談、左府脫衣給了、

不肯給、再三戲言令執了、公家給祿有差、上達部殿上人諸大如延長例、其後中

所司ヲシ
調進セシ
ム公卿以下
和歌ヲ獻
ズ藤原頼通
養九夜御産
ス養ヲ奉仕

勅使

和歌アリ

采女小高
嶋

祿ヲ公卿
以下ニ賜

御前物

宮給公卿以下祿、上達部女装束、被加皇子御衣、或被加襪襪、不能具記、殿上人
被於有差、四位掛袴五位掛六位袴四位已上加子刻許各々分散、今夜月寂朗
明、公家侍臣給祿、宮給諸大夫疋絹、九夜事
十九日、丙子、申刻許頭中將傳春宮權大夫消息云、今夜中宮可有事、可參入哉
者、被大夫奉仕御産養事云々、稱物忌之由不參入、每夜不闕可無隙、仍所參
入耳、

不知記御誕生 産養

〔七夜事〕七夜七日、天晴、七夜也、自大内有御産養事、御前物懸盤六脚、以榎木造、所々施螺、以
象眼、打敷御飯筥、馬頭盤、御酒盞、御湯、大掛廿五領、絹百廿疋、綿三百屯、信濃布
杯等、皆用銀等、仰内膳司、令辨備之、五百端、辛櫃之、饗五十前、内藏、衝重五十前、院、穀倉、屯食、廿具、官、大膳、後院、御使、藏人
左近少將道雅、相出納、纏頭、奏返事之、内膳司進來階下、采女等取傳供之、了、内膳供
藏行事正絹、右大臣以下先著東對饗、同對南唐廂西北面敷座、召博士三人給饗、頃之
上卿遲參度殿、朗詠之後有祿、大臣大掛、本宮相、相、加、女、裝、束、并、兒、御、服、大、納、言、以
下、宰、相、以、上、大、掛、相、加、綾、掛、一、重、兒、御、服、等、侍、臣
諸大夫疋絹、但侍臣上、兩三人
本宮祿并兒御襪、相相給之、
不知記兼日事 御誕生

寛弘五年九月十七日

寛弘五年九月十七日

二〇六

(御湯殿事)

同事

(九月)

十七日

甲戌

天晴

已刻有御湯殿其儀如前

讀舉周

讀後漢書

明帝紀

申刻有夕御湯殿

侍讀廣業

讀史

酉刻右大臣

東宮傳藤原道綱卿

右大將同實資卿

大夫同齊信

卿左衛門督同公任卿

權中納言同隆家卿

彈正尹同時光卿

權大夫源俊賢卿

中納言藤原忠輔卿

勘解由長官同有國卿

左大辨同行成卿

修理大夫平親信

卿右近中將藤原兼隆卿

大藏卿同正光卿

左近中將源經房卿

春宮權大夫藤

原賴通卿

右兵衛督源憲定卿

權亮藤原實成朝臣

等侍座

今夕依宣旨儲御膳

并公卿侍臣饗祿

藏人頭左中辨源道方朝臣

兼日奉宣旨行之

以渡文付宮司

令啓之內膳司儲御膳

白木御臺盤六脚有織物數物并伏組云々

御筭并馬頭盤四種等皆用銀

打

數內膳官人以下從庭中

傳采女供之采女傳取付女藏人供之

內藏寮儲公卿

侍臣饗穀倉院儲女房衝重

但諸大夫所々饗本宮廳儲之

以藏人右近少將道

雅爲勅使

公卿座末數茵一枚爲座

勸藏人頭左中辨道方朝臣

勸盃六位藏人

執瓶子在座公卿相遞勸盃

漸及無算次有纏頭公卿賜白大褂

侍臣賜足絹南

唐庇敷紫端疊一枚立机三前

(脚)爲讀書博士三人座

勸盃之後各賜祿

四位白褂一重袴五位

萬歲詞倭歌勸解由長官有國卿

給紙筆令書之又本宮賜祿甚以廣博公卿侍

寛弘五年九月十七日
御湯殿ノ儀
同事
十七日 甲戌 天晴 已刻有御湯殿其儀如前 讀舉周 讀後漢書 明帝紀 申刻有夕御湯殿 侍讀廣業 讀史 酉刻右大臣 東宮傳藤原道綱卿 右大將同實資卿 大夫同齊信 卿左衛門督同公任卿 權中納言同隆家卿 彈正尹同時光卿 權大夫源俊賢卿 中納言藤原忠輔卿 勘解由長官同有國卿 左大辨同行成卿 修理大夫平親信 卿右近中將藤原兼隆卿 大藏卿同正光卿 左近中將源經房卿 春宮權大夫藤原賴通卿 右兵衛督源憲定卿 權亮藤原實成朝臣 等侍座 今夕依宣旨儲御膳 并公卿侍臣饗祿 藏人頭左中辨源道方朝臣 兼日奉宣旨行之 以渡文付宮司 令啓之內膳司儲御膳 白木御臺盤六脚有織物數物并伏組云々 御筭并馬頭盤四種等皆用銀 打 數內膳官人以下從庭中 傳采女供之采女傳取付女藏人供之 內藏寮儲公卿 侍臣饗穀倉院儲女房衝重 但諸大夫所々饗本宮廳儲之 以藏人右近少將道雅爲勅使 公卿座末數茵一枚爲座 勸藏人頭左中辨道方朝臣 勸盃六位藏人 執瓶子在座公卿相遞勸盃 漸及無算次有纏頭公卿賜白大褂 侍臣賜足絹南唐庇敷紫端疊一枚立机三前 (脚)爲讀書博士三人座 勸盃之後各賜祿 四位白褂一重袴五位 萬歲詞倭歌勸解由長官有國卿 給紙筆令書之又本宮賜祿甚以廣博公卿侍

臣四位五位六位侍從并諸大夫祿注別紙歡遊猶久夜漏已闌乘輿伏醉各以退出

御湯殿事

九夜事春宮權大夫沙汰

十九日 丙子 天晴 刻限有御湯殿事

以五位二人爲鳴弦今日春宮權大夫被儲

御膳并威儀御膳饗屯食突重 碁手等御膳作法皆同前日但威儀御膳六十坏皆用銀盤又御厨子二脚用白木大螺銅公卿殿上侍臣參仕者如一昨夜自餘事不異前夜而已

不知記 兼日事 御誕生 產養 同 已後事

七夜事

公家御沙汰

十七日 甲戌 今夜事內裏所儲也 勅使藏人右近少將藤原道雅 公卿給祿大褂

九夜事

加細長襦袢等又有和歌之事

外記

兼日事 御誕生 產養 同 已後事

七夜事

十七日 甲戌 今日中宮御產七夜也 仍公家仰藏人大膳內藏穀倉院侍從厨家

官府家等

令奉仕饗并屯食祿絹綿布等儲被奉左大臣里第今夜始從大臣諸

卿悉參集彼里第

〔紫式部日記〕

七日のよは、おほやけの御うふやしなひ、藏人少將道雅を御

寛弘五年九月十七日

二〇七

つかひにて、物のかす／＼かきたるふみ、やないはこに入てまいれり、やか
 て返し給ふ、勸學院衆ともあゆみしてまいれる、見参けさんのふみとも又けい
 す、かへし給ふ、ろくとも給ふへし、こよひのきしきは、ことにまさりておと
 ろ／＼しくの／＼しる、御丁のうちをのそきまいりたれば、かく國のおやと
 もてきはかれ給ひ、うるはしき御けしきにもみえさせ給はず、すこしうち
 なやみおもやせて、おほとこのもれる御ありさま、常よりもあへかに、わか
 くうつくしけなり、ちいさきとうろを御丁のうちにかけてたれば、くまもな
 きに、いと／＼しき御いろあひのそこひもしらすきよらなるに、こちたき御
 くしは、ゆひてまさらせ給ふわきなりけりとおもふ、かけまくもいとさら
 なれば、えそかきつ／＼け侍らぬ、大かたの事ともは一日のおなしこと、かん
 たちめのろくは、みすのうちより女さうそく、宮の御そなとそへていたす、
 殿上人、頼定道方頭ふたりをはしめて、よりつ／＼とる、おほやけの祿は、大うちき、ふす
 ま、こしししなと、れいのおほやけさまなるへし、御ちつけつかうまつりし
 橘三位のをくり物、れいの女のそうそくに、をりもの／＼ほそなかそへて、し
 ろかねの衣は、こつ／＼みなともやかてしろきにや、又つ／＼みたるものそへ

中宮ノ御
有様

てなとそ聞侍りし、くはしくはみ侍らす、八日、人々色々そうそきかへたり、
 九日夜は、頼通春宮權大夫つかうまつり給ふ、しろきみつしひとよろひにまい
 りすへたり、きしきいとさまことにいまめかし、しろかねの御衣は、こ、かい
 ふをうちいて、／＼ほうらいなど、れいのみなれと、いまめかしうこまかにお
 かしきをとりはなちては、まねひつくすへきにもあらぬこそわろけれ、こ
 よひは、おもてくちきかたの木丁、例のさまにて、人々はこきうちものをう
 へにきたり、めつらしく心にく／＼なまめいてみゆ、すきたるからきぬとも
 につや／＼と、をしわたしてみえたるを、また人のすかたもさやかにそみ
 えなされける、こまのおもといふ人の恥はちみ侍し夜なり、十月十日、日ま
 ても、御丁出させ給はず、西のそはなる御ましによるもひるもさふらふと、
 のの夜中にもあかつきにもまいり給つ、御めのとのふところをひきさ
 かせ給に、うちとけてねたるときなとは、なに心もなくおほえられて、お
 とろくもいと／＼おかしく見ゆ、心もとなき御ほとを、わか心をやり
 てさ／＼けうつくしみ給ふも、ことはりにめてたし、あるときはわりなきわ
 さしかけ奉り給へるを、御ひもひきときて、御木ちやうのうしろにてあふ

らせ給ふ、あはれこの宮の御しとにぬるゝは嬉しきわさかな、このぬれたるあふるこそ思ふやうなるこゝちすれとよろこはせ給ふ、

〔榮華物語〕

はつ花

十六日

には、又あすはいかにとよへのなりとも、しかうへきやうい共ありけり、其よはものゝとやかにて、女房たちふねにのりてあそび、左宰相（經房）中将殿の少將君など、のりましりてありき給、さまゝおかしう心ゆくさまの事ともおほかり、又七日の夜は、おほやけの御うふやしなひ也、藏人少將道雅を御使にてまいり給へり、松君なりけり、物のかすかきたるふみ、やないはこにいれてまいり、やかてけいし給、くし給つる出納小舎人にいたるまで、ろくともたまはせてそかへり給ける、勸學院の衆ともあゆみてまいり、けさんの文又けいし、祿とも給へし、こよひの有さま、一よのことにまさりて、おとろゝしうけしきことなり、内の女房たちみなまいる、藤三位をはしめ、さへき命婦藏人、ふたくるまにてそ参りたり、船の人ひともみなをひえていりぬ、内の女房たちに、との出あはせ給て、よろつ思ふ事なけなる御けしきの、ゑみのまゆをひらけさせ給へれば、みたてまつる人々、けにけにとあはれに見奉る、おくり物共しなゝに給、又

道長ノ様
子

の日の御有様、けふはいと心ことに見えさせ給、御帳の内にいとさゝやかに、うちおもやせてふさせ給へるも、いとつねよりもあへかに見えさせ給、おほかたの事ともは、ひとよの同じ事なり、上達部の祿は、みすのうちよりいたさせ給へは、（頼定、道方）左右のとうふたりとりつきてたてまつる、れいの女の装束に、宮の御そをそへたへき、殿上人はつねのことくおほやけかたのは、おほうちき、ふすま、こしきしなど、れいのおほやけさまなるへし、御乳つ（継子）けの三位には、女のさうそくに、をり物のほそなかそへて、しろかねの衣はこにて、つゝみなともやかてしろきに、又つゝませ給へるものなとそへさせ給、八日人々いろゝにさうそきかへたり、九日の夜は、春宮（頼通）権大夫つかうまつり給ふ、さまことに又し給へり、こよひは上達部みすのきはに給へり、しろき御つしひとよろひまいりすへたり、きしきいとさまことにいまめかしう、しろかねの御衣はこ、海賦をうちて、ほうらいなどもれい、事なれと、こまやかにおかしきを、とりはなちては、まねひつくすへき方もおほえぬこそわろけれ、こよひは御几帳みなれいのさまにて、人ゝこきうちきをぞきたる、めつらしくなまめきて、すきたるからきぬとも、つやゝ

寛弘五年九月十七日

二二二

とをしわたしてみえたり、かくて日ころふれと、なをいとつゝましけに覺しめされて、神無月の十日あまりまでは、御丁(兼)よりいてさせ給はす、殿よるひるわかすこなたにわたらせ給つゝ、宮を御めのとのふところより、かきいたき給て、えもいはすおほしたるも、けにゝとみえ給、御しとなとにぬれても、うれしけにそおほされける、

〔大鏡〕

中大臣道隆

帥殿(伊周)は、此(敦成親王)うちのうまれさせ給へりし七夜に、和歌の

序代かゝせ給へりしそかし、中ノ無心のことやな、本體はまいらせ給ましきを、それにさし出給より、おほくの人のめをつけ奉りて、いかにおほすらんなにせんにまいり給へるそとのみ、まし(もカ)られ給ふ、いとはしたなきこと(道長)にあらずや、それにれいの入道殿は、ことにすさまじからずもてなしきこえさせ給へるかひありて、にくさはめてたくこそかゝせ給へりける、當座の御おもては優にて、それこそ人ノゆるし申給ひける、

〔玉葉和歌集〕

七歌

後一條院むまれさせ給ひて、七夜に、

前大納言公任

秋の月影のとかにもみゆるかなこやなかきよのためしなるらむ

二十日、丁丑、内文、

〔權記〕

九月廿日、丁丑、參内、有内文、

二十三日、庚辰、季御讀經、

〔日本紀略〕

一條院

九月廿三日、庚辰、季御讀經始、

結願

廿六日、癸未、同終、

〔御堂關白記〕

九月廿三日、庚辰、參御前、從昨日依御物忌也、季御讀經始也、然(顯光)

未前罷出、右府行事參申時、入夜初事云々、

廿八日、乙酉、略、中初季讀經、

〔權記〕

九月五日、壬戌、略、中右大臣於陣被定申季御讀經事、

廿三日、庚辰、參内、御讀經始、内御物忌也、南殿行香、退出、

〔小右記目錄〕

四季御讀經事

同九月廿三日、季御讀經事、(寛弘五年)

同廿六日、季御讀經結願事、

〔北院御室日次記〕

二 九月十一日、例幣以前佛事例、

寛弘五年九月二日、壬戌、左大臣、内大臣以下參入、被定季御讀經事、今日、(十)

寛弘五年九月二十日、二十三日

二二三

○道長第季讀經ノコト、便宜合致ス、

興福寺僧徒、皇子成敦ノ御誕生ヲ賀ス、

〔御産部類記〕

四條院後一條天皇○伏見宮御記録利三十五所收

不知記寛弘五年十一月十日至同年十一月十日〔朱書〕七日

興福寺僧參中宮事廿三日庚辰傳聞、今日興福寺僧等參中宮云々、

九月不知記兼日事同御誕生已後事

氏寺參賀事廿三日庚辰、今日山階寺僧綱所司三綱等參中宮、賜祿有差、僧綱白大褂次參

殿御方、依召也云々、大殿著布袴、令會給云々、

祿ヲ賜フ

見參

十月大子朔盡

一日戊子旬平座、

〔日本紀略〕

院一條十月一日、戊子、平座見參、

宇佐八幡宮禰宜大神成子、大宮司大神邦利ヲ訴フ、

〔日本紀略〕

院一條十月一日、戊子、○中今日宇佐八幡宮禰宜成子、乘車參織

部司南門、訴申彼宮司邦利以無實科祓事、

○邦利ノ門司關司殺害ヲ議スルコト、元年閏九月五日ノ條ニ、邦利ノ

所職ヲ停ムルコト、本年十一月五日ノ條ニ見ユ、

四日卯僧行圓、行願寺ニ釋迦講ヲ行フ、

〔日本紀略〕

院一條十月四日、辛卯、今日皮聖人、於行願寺始釋迦講五箇日、

〔小右記〕

長和四年九月十日、丁巳、皮仙〔行圓〕新占東山、結構小堂、安置金色釋迦如

來亦此寺盲仙有暗誦數卷大乘經云々、仍向彼堂場頭中將資平、前大和守景齊同車、到坂下騎馬參上、有皮仙、盲仙等、盲仙暗誦觀佛三昧經、誠隨喜、伴仙名延亮、讚岐國人、年卅三目盲、其後暗誦諸大乘等經、若是權者歟、

○行圓、東山ニ釋迦堂ヲ建立スルコト、便宜合致ス、行願寺ニ阿彌陀四

行圓東山ニ堂舎ヲ安置ス

五箇日

車ニ乗リ織部司ノ南門ニ參ルヲ以テ無實科ヲ訴フ

寬弘五年十月五日 八日 十日

二二六

十八講ヲ修スルコト、八月十四日ノ條ニ佛繪像及ビ法華經ヲ行願寺ニ供養スルコト、七年三月二十一日ノ條ニ見ユ、

陣申文、官奏、

〔御堂關白記〕十月四日、辛卯、著右丈座、令申文、次官奏、還著後、大辨遲著（說教）

間、史博愛早出進文、待大辨著取文、此度申吉書三枚、

五日、壬辰、弓場始、

〔日本紀略〕院一條 十月五日、壬辰、弓場始、

〔御堂關白記〕十月五日、壬辰、弓場初如常、權中納言能射一人也、中兄矢、

〔權記〕十月五日、壬辰、弓場始云々、

八日、乙未、臨時御讀經僧名定、

〔御堂關白記〕十月八日、乙未、定臨時四十口御讀經僧名、（有國）勸解由長官書、

○臨時御讀經始ノ日詳ナラズ、

十日、丁酉、興福寺維摩會、

〔權記〕寬弘四年十月卅日、癸亥、詣左府、經理維摩講師宣旨昨被下、爲申慶、參入之由被命、

吉書

能射藤原隆家

四十口

講師宣旨

〔維摩會講師研學豎義次第〕（寬弘）五年申、講師經理（年五十二、舊卅九、法相宗、去年十月廿九日宣旨、十一月十七日請）

王氏松室、左京人、中算大法師入室、（法相宗、舊卅一、）准研學輔靜（年、舊卅四、）

守朝已講弟子、勅使左少辨輔尹、（法相宗、舊卅一、）

〔三會定一記〕（寬弘）維摩講師次第 同五年 去年十月 講師經理（年五十二、）法相宗、（舊卅一、）豎義

智眞（年四、）東大廣緣、

〔僧綱補任〕（寬弘）同五年申 講師經理（年五十二、）興福寺、（舊卅一、）法相宗、四年 研學（勅使左少辨輔尹、）

智眞（年六、）廉緣、（東、）輔靜、（藥師寺、）法相宗、

〔東寺文書〕（寬弘）○甲號外二十八號 維摩會講師次第

經理 同五、（舊卅一、）興福、法相、研智眞、（藥師寺分、）輔靜、（勅右少辨輔尹、）

十一日、（舊卅一、）結政、

〔西宮記〕（臨時十二）仁王會裏書 寬弘五年十月十一日、今日有政、但結政所辨、皆以不

參、仍官掌不結申、雖然先外記結申如例、次少納言、外記、史生等進應云々、

十六日、（舊卅一、）中宮御所道長ノ上東門第二行幸アラセラレ、皇子（敦）ヲ親王ト

爲シ、道長ノ室源倫子ヲ從一位ニ敍ス、

〔日本紀略〕（院一條）十月十六日、癸卯、天皇駕鳳輦行幸中宮御所上東門第、依

寬弘五年十月十一日 十六日

二二七

音樂
御名敦成
還御

日時定

雜事定

召仰

御名字勘
申

皇子ヲ抱
キ給フ

第二皇子誕生也、有音樂、即以皇子爲親王、御名敦成、(道長)左大臣以下於南庭拜舞、宴遊之後、給祿有差、又左大臣室源倫子、(道長)從一位、家司等、(道長)敍位、子剋還御、(道長)左大臣

臣子息二人、家司二人、敍位。

〔御堂關白記〕

九月廿五日、壬午、參太內、參宮問日、給奏云、十一月十七日、仰云、可參入日、還可有行幸者、

廿六日、癸未、(道長)左中辨來云、行幸事昨日仰、可然日先問陰陽師、可申云、(道長)廿八日、乙酉、召光榮、(安倍)吉平等、問行幸日、來月十三、十六、十七日等、申吉日由、以左

中辨奏此由、十三日可有行幸一定、又召所陰陽師等、可令申勘者、定彼問雜事、十月四日、辛卯、(道長)略、中可有來十六日、(道長)幸行、召仰中宮權大夫承之、(道長)召匡衡朝臣、令

勘申若宮御名字給、

十六日、癸卯、早旦御裝束了、參太內、已二點、御出東門、午一點、幸著、御入、御輦出、上卿著西對南廂座、殿上人同卯酉廊著座、此間船樂從出南山間、數廻御前、上

卿座定後、返入、參御前、奉見若宮給、(道長)余奉抱、上又奉抱給、其後著上卿座、盃酌數

獻、此間脫御裝束給、如朝干飯、御奉供御膳、陪膳三位、(道長)德子、(道長)候宿、上女方等供御膳、而召道方朝臣被仰、可爲親王宣旨、(道長)即仰道方、公卿別

當右衛門督、次氏公卿大夫等奏慶賀由、南庭北上東面、拜舞後、各著座、次右

衛門督又奏慶由、中門內、次召人、上御簾、立御倚子、(道長)諸候也、中央間簀子數圓座、先召

余一人、(道長)宮官等被仰、可賞給由、承了著座、次召諸卿、此間船樂參入、池北頭松

樹下留船奏樂各二曲、其又二雙、龍頭一、(道長)鷓頭一、舞臺一、召人候屋形一、是樂

室船也、此間王卿給衝重、供御膳、如腋御膳、是儲候也、陪膳東宮傳、上達部取

御蓋、同人供御酒、船樂還出後、召樂者階下、數曲後、(道長)內大臣供御夾頭花、諸卿

同夾、長慶子間、余舞、給上卿祿、御送物三種、(道長)笙、笛、高麗笛、大夫權大夫亮等供

之、奏名還入、了御入、上卿著對座、道方朝臣召右大臣、(道長)候御前書敍位、以道方

被仰云、可賜一階如何、奏聞云、官位共高仕公間、非無其恐、不賜爲慶、(道長)又仰云、

可然家司一人賜賞、可奏其人者、以季隨奏之、(道長)敍位了著右座、正二位藤原朝

臣齊信、從二位源朝臣俊賢、藤原朝臣賴通、從四位下敦通、從四位下季隨、以

道方奏云、(道長)實成朝臣上達部亮、彼給一階如何、仰云、書落也、早可入者、右大臣

承之、從三位實成書加源倫、(道長)從一位、慶賀人々奏聞其由、余并內府同奏、是依

子慶也、(道長)其還御如常、

十七日、甲辰、慶賀人々來、(道長)戌時若宮所々定職事、先啓中宮、次以賴定朝臣奏聞

寬弘五年十月十六日

二一九

公卿別當

船樂

奏

奏

奏

奏

道長官位
高キヲ以
テ加階ヲ
拜辭ス

宮職事ヲ
定ム
奏聞

家司慶ヲ申ス

別當

御監

藏人所別當

侍者

藏人

行成后親
皇子立親
王ノ例ヲ
道長ニ進

寛弘五年十月十六日

三二〇

内、下給後、(兼信)下右衛門督、々々々々、書別々家司賜頼定朝臣、藏人所賜道方朝臣、任人等申慶由、

(兼信)左近衛中將源朝臣頼定、中宮亮兼近江守源朝臣高雅、右近衛權少將源朝臣濟政、右近衛少將源朝臣雅通、内藏權頭藤原朝臣能通、散位藤原朝臣惟風、甲斐守藤原朝臣惟憲、散位藤原朝臣濟家、東宮大進藤原朝臣知光、美作守藤原朝臣泰通、筑後權守大江朝臣舉周、右可爲件等人々別當、雅樂亮源登平、(兼信)右衛門織正藤原親光、右可爲件等人々御監、宮内卿兼左中辨源朝臣道方、右近衛權中將藤原朝臣教通、左近衛少將藤原朝臣兼綱、右可爲件等人藏人所別當、主殿亮藤原定輔、玄蕃亮源爲善、少内記藤原朝臣隆佐、(兼信)中大夫、左兵衛少尉藤原國經、(兼信)大夫、申、右可爲件等人々侍者、文章生源頼國、文章(兼信)藤原章任、蔭子橘義通、蔭孫源行任、右可爲件等人々藏人也、(兼信)年號下、右衛門督奉、

〔權記〕

九月廿三日、庚辰、(兼信)中到宅、檢后腹皇子爲親王之例、持詣左府、

十月十六日、癸卯、行幸、中宮大夫權亮春宮權中將季隨等加階、

〔御産部類記〕

宮御記後一條三十五所收見、不知記至同年十一月十七日、

出御

鈴奏

著御

奏樂

勅別當ノ奏慶

舟樂大唐
高麗樂ヲ奏ス

菊一枝ヲ
獻ス

臨幸后宮御所事、上東門院儀

十月十六日、癸卯、拂曉、修諷誦清水寺、依可扈從行幸、已刻參内、左大臣已下參入、

午刻、鳳輿出、自東門、(兼信)形御與、幸后宮、(兼信)上東門警蹕、鈴奏如例、左大臣於東中門外、仰御綱事、(兼信)還御時、於宮同仰御綱事、(兼信)還御時、不見仰由、可尋、今日大舍、乘輿入御后宮、西中門之間、乘龍頭鷁首之伶人、迎御輿奏樂、御輿退後、諸卿著座、(兼信)對

此、以南新皇子敦成爲親王、宣旨下了、以頭辨道方、被仰下左府、一族公卿侍臣、於御在所坤方、以頭辨道方、令奏慶、拜舞、次以中納言、(兼信)大齊信爲彼宮助、別當、於中門内、令奏慶、賀拜舞、臨申刻、奏寢殿簾、供大床子、置物御机、(兼信)皆新造、紫檀地螺唐錦、藏人左兵衛尉惟任、左衛門尉成、(兼信)即出御々座、召諸卿、(兼信)圓座爲座、次第參上行、(兼信)昇大床、退下、自南階、大中央也、

著座、給衝重、此間奏舟樂、大唐、高麗、互奏、(兼信)二比秉燭、棹舟退矣、亦殊召樂所人於階下、令奏管絃、給衝重、亦公卿竹内合奏、先是供御膳、(兼信)御臺二本、紫傳大納言爲陪膳、宰相中將二人、權大夫、侍從宰相益供、(兼信)御菓子八種、盛銀器、其禮陪膳人供御酒云々、須近御座、盛御酒供之、而於長押下、令盛、不知前例、歟、更漏漸闌、依左府氣色、内大臣令折菊枝、撰取一枝、獻天皇、(兼信)御氣色、直獻如何、命取給、在御手歟、左府令舉得、花挿群卿冠、又仰諸卿、(兼信)祇殿上地、下竹内合期、左府仰主殿寮、

令退立明、爲翫月華后、獻贈物、(兼信)篋、橫笛、高麗笛、大夫齊信、先是公卿以下給祓、公卿

寛弘五年十月十六日

三二一

敍位

還幸

紫宸殿出御

大辨、雲上令供、天皇御簾中、諸卿起座、復本座、此間頭辨奉仰召右大臣、々々奉司、色日可尋、進候簾下、承勅、令書敍位二枚、一枚男、正二位藤原齊信、宮大從二位源俊賢、大從二位藤原賴通、家子、年正二位源子、后母、敍位文取副、復座、給内記、仰可候位記之由、左大臣、内大臣并慶賀人々進御所、令奏慶賀、兩大臣依子、左大夫、持立便所、子三剋還宮、途中白雨、諸卿列立西對巽庇、依雨下即止、鈴奏、諸卿通祓、如例、今日事天之令然、但賴通春秋十六、加二品如何、略、中

不知記、御誕生、後儀、產養

行幸中宮事、十月、依中宮御產、行幸土御門院、略、中

不知記、兼日事、御誕生、後儀

拜賀皇子降誕、行幸中宮事、寛弘五年十月十六日、癸卯、天晴、午一刻宸儀出御南殿、左大臣、右大臣、内大臣、皇太子、傅藤原朝臣、道綱、右衛門督藤原朝臣、齊信、左衛門督藤原朝臣、公任、權

中納言藤原朝臣、隆家、彈正尹藤原朝臣、時光、中宮權大夫藤原朝臣、俊賢、權

納言藤原朝臣、忠輔、勘解由長官藤原朝臣、有國、修理大夫平朝臣、親信、左兵衛

督藤原朝臣、懷平、右近權中將藤原朝臣、兼隆、大藏卿藤原朝臣、正光、左近權中

將源朝臣、經房、春宮權大夫藤原朝臣、賴通、右兵衛督源朝臣、憲定、參議藤原朝

近衛等大昇契等ヲ

行幸路

鳳輦著御

樂船奏樂

親王宣旨

臣實成、出自左近陣南、列立之後、圍司就版位退出、左近將監茨田重方、右近將監凡河內有宗、率近衛等昇大刀、契等、内大臣、左近、度階前、踏下、自砌、内庭、立東頭、右近大將藤原朝臣立西頭、參議右近權中將藤原朝臣、左近中將源朝臣、離列副乘輿、趨進宸儀、就輿之間、内大臣稱警、諸仗皆記、乘輿即出自東門北行、自止東門大路東折、向上東門中宮職、此間於上東門大路北門、左衛陣列西門南、左兵衛陣列同門内南、侍從列立於北立、菟南頭、西面上、爰左大臣後進、相示諸卿、諸卿列事、云、東三條院御時、依停乘輿於中門外、列立中門外、至于此般、乘輿直到南階、依例扈從、可列南庭、諸卿唯諾、列立南庭、北面上、此間樂舞之船在池嶋南、伺鳳輦臨幸、有龍笛之發音、東西相分、鐘鼓合應、右近權中將藤原朝臣、左近權中將源朝臣、離列副御輿、内侍二人出自東妻簾中、執劔璽、左近中將藤原朝臣、宸儀入御、乘輿退之、扈從卿相昇殿著座、西對南庇、爲公卿座、西廊爲殿上侍、臣、次左右近仗、各就胡床、左在中門内、右在東對南、召藏人頭、左近權中將賴定朝臣、被仰可令垂御簾之由、賴定朝臣召近衛將、令役件事、而後宸儀即服御裝束、左大臣抱皇子進候御前、暫懷云々、大臣退出之後、供朝干飯膳、乳母從三位橘朝臣、德子、勅陪、良久之後、召左近權中將源朝臣、令奉仕御裝束、此間公卿座有盃酌、侍從以數巡之後、召

親王別當
ヲ任ズ

畫船ヲ舞
臺下爲ス

公卿ニ酒
饌ヲ賜フ

池舞

藏人頭左中辨道方朝臣、被仰左大臣、皇子敦成爲親王者、氏族公卿以下侍臣、被仰勅別當事以上、於左近陣北頭、以道方朝臣令奏慶由、拜舞之後、次第著座、重道方朝臣以右衛門督藤原朝臣、本宮大夫爲親王別當之由、被仰左大臣、次右衛門督藤原朝臣起座、於中門內拜舞、退還著座、次召賴定朝臣、被仰可令褰御簾之由、近衛次將亦以役之、襄南庇五即藏人左兵衛少尉藤原雅任、右衛門少尉高階成順等、昇御倚子、新以紫檀作立御四間、降自南階是失也唐赤地錦爲地敷、藏人右少鋪之、左近衛少將兼綱、權少將重尹、左衛門佐兼貞、右近少將忠經等、昇置物御机二脚、立御座東西、同紫檀地以宸儀出御、令賴定朝臣召公卿、以圓座敷南養次龍頭鷓首、周遠晋退、遞囉桂楸、留松岸中有畫船、以爲舞臺、舞姬俯仰、盡其妙態、且有伶人船覆以錦幔、鼓留合曲、歌詠連音、每船但棹郎舟子、皆變繪衣也、次公卿賜酒饌、本宮所儲重也、殿次供菓子干物、并盤皆鏤螺鈿、自本宮所儲、皇太子傳藤原朝臣陪膳、右近中將藤原朝臣、左近權中將源朝臣、春宮權大夫藤原朝臣、參議實成朝臣等、勸益供、時也、萍實漸修、管歌董絃頻奏、池唱成池之曲、水傳汾水之歌、左大臣召右近權少將雅通朝臣、仰可停池舞之由、及昏即臨池頭、仰其由耳、仰舞之妙莫不壯觀、次主殿寮供炬火、洲渚之間、炬火、樂船欲歸之間、別有

每船ニ炬
火ヲ點ズ
伶人ヲ召
シ衝重ヲ
賜フ

殿上ニ於
テ樂ヲ奏
ス

道長炬火
ヲ撤シテ
月光ヲ添
ヘシム

御贈物

公卿等ニ
祿ヲ賜フ

入御

宣旨、仰主殿寮、每船相分更賜炬火、點檢蘭橈之漸去、宛如榆躔之行列、次左大臣以賴定朝臣、令召伶人於階下、先仰掃部寮、應詔者、前大和守景齊朝臣、前武藏守惟風朝臣、散位紀忠通、藤原則友、同長能、春宮大進同知光、大膳大夫同遠理、散位平行義、主水正藤原保命、散位源朝臣信明、三善興元、大學權少允三善孝行、蔭子藤原雅信等也、次賜衝重、藏人所雜色以下役之、殿上又左衛門督藤原朝臣取拍子、左中將源朝臣吹答笙、左中辨道方朝臣彈琵琶、右近少將濟政朝臣吹橫笛、堂上堂下、坐部立部妙曲沸天、視聽驚人、左大臣召藏人右少辨廣業、仰云、天之感德、月以添光、宜退庭燎、將應天時、便仰主殿寮、暫撤炬火、清光朗光照山浮水、絃管曲冷、詠歌聲後、雖彼豐色之昔時、豈若戚里之今日乎、事了有御贈物三枝、大夫藤原朝臣、齊信、權大夫源朝臣、俊賢、權亮實成朝臣等取之、進御前、各稱物名退出、授藏人等、一枝木佐毛、畫笙、裏青村濃薄物、付五葉枝、一枝山水龍笛、裏蕪芳村濃、付菊枝、一枝高麗笛、裏樨村濃、付鷄冠枝、件等枝皆以銀作也、次公卿以下賜祿、有差、大臣大掛一重、加薄色、綾細長、大夫并亮取之、賜納一條、六位黃染衾一條、侍從并諸衛次將黃衾、藏人所雜色以下、諸衛府生以上、供奉諸司二分以上、及主殿寮立明下部并女官正絹、諸衛物篋、舍人以上賜信法、乃布、常、宸儀入御、公卿復座、又有盃行、更令道方朝臣召右大臣、爲家重、歟、大臣

宮司等ノ
加階ヲ右
大臣ニ仰
ス

紋人慶ヲ
奏ス
還宮
祭主大
臣輔親大
麻ヲ供ス
藤原實成
ノ昇殿ヲ
聽ス

家司

寛弘五年十月十六日

二二六

參上、候御簾前南座第三間、鋪被仰宮司并子息可敘一階之由、有敘位事、大召
紙筆、道方此間道方朝臣云、今日觀遊可有慶賀、始自丞相可及宮臣、謙退不受、
勸賞事令奏聞云、今日之事、恩出非常、重戴綸旨、汗浹臣背、奏聞之後、道方朝臣重仰云、
勸賞事行幸之賞、非無舊興、雖思偷退、奈後代何、若抽家司、可闕其賞歟、大臣重令奏云、
綸旨再三、推拒皇命、至于一人亦從勅定、宮臣慶賀之次、以大臣家司一人被勸
賞、從一位源朝臣倫子、左大臣正二位藤原齊信、大夫從二位源俊賢、權大藤原
臣息賴通、左大臣從三位藤原實成、權亮從四位上藤原朝臣季隨、家司皇后暫出禁中、
御大臣第、今有宸儀之臨幸、為賀皇子之降誕也、慶賀所覃、其恩雖廣、大臣依因
僞謙、旁忽敘簡要奇也、敍人以下、以道方朝臣、令奏慶由、左大臣、內大臣同在此
列、即以拜舞、為賀子息加階也、子二刻還宮、乘輿欲入東門之間、祭主神祇權大
副大中臣輔親、供御麻御南殿後、少納言守隆有鈴奏、公卿列立、右近權中將公
信朝臣留於階下、問公卿、々々次第名謁、宸儀入御之後、召賴定朝臣、聽參議藤
原實成昇殿、實成朝臣今日敘從三位、
被行若宮家司若宮家司
別當權中納言兼中宮大夫右衛門督藤原朝臣

讚岐守大江朝臣清通

右近衛中將兼美作守源朝臣賴定

內藏頭兼左近衛中將備前守藤原朝臣賴親

中宮亮兼近江守源朝臣高雅

春宮權亮兼丹波守高階朝臣業遠

右近衛權中將兼美作守藤原朝臣公信

內藏權頭藤原朝臣能通

右近衛少將源朝臣雅通

散位藤原朝臣惟風

右中辨藤原朝臣經通

甲斐守藤原朝臣惟憲

散位藤原朝臣濟家

散位藤原朝臣舉直

駿河守藤原朝臣高扶

東宮大進藤原朝臣知光

寛弘五年十月十六日

二二七

寬弘五年十月十六日

二二八

美作介藤原朝臣泰通
前美作介橋朝臣則隆
筑前權守大江朝臣舉周
式部大丞藤原朝臣資業

御監

雅樂助源登平

織部正藤原親光

不知記兼日事 御誕生

依皇子降誕行幸上東門院事

十月十六日癸卯行幸上東門院此即中宮以去九月十一日產男皇子仍為令
奉見給有此幸雜事如常但家子并宮司等有勸賞左大臣殿北方從一位大夫
齊信正二位權大夫俊賢從二位春宮權大夫賴通從二位右近中將教通從四
位上權亮實成從三位散位季隨從四位下家司自然不然此日以皇子為親王
之由被下宣旨氏公卿有拜禮事略

外記兼日事 御誕生

為賀皇子誕生行幸中宮事

十月十六日癸卯天晴今日有行幸於上東門院是供奉諸司諸衛如常午二刻

供奉ノ公卿

天皇駕鳳輦但件輦別有宣旨經東中門御出自衛門陣上東門大路御幸于時左
大臣右大臣內大臣大納言藤原道綱卿權大納言同實資卿同懷忠卿權中納
言同隆家卿中納言同時光卿權中納言源俊賢卿藤原忠輔卿參議藤原有國
卿同懷忠卿同兼隆卿同正光卿源經房卿藤原實成朝臣供奉如例爰車駕入
自彼院西門御寢殿侍衛警蹕如常此間棹龍頭鸞首之船奏絲竹鼓笛之聲次
大臣以下侍臣已上起西對座列立寢殿南庭北上東面于時藏人頭右中辨源
朝臣道方奉勅宣新皇子可為親王之由名曰敦成大臣以下拜舞如恆了還著
本座其後以權中納言藤原齊信卿可為親王別當之由同道方朝臣被下宣旨
了仍齊信卿奉勅旨且拜舞次大臣已下移著御前簀子敷座此間龍頭鸞首并
舞臺船三艘會一所奏音樂歌舞左右各二曲舞了退出召人々舟同在其邊階
下敷座召著召人夜深月明奇遊興酣殿上階下絲竹同音了大臣已下諸司諸
衛給祿各有差又有敍位事子三刻事了還御

〔公卿補任〕六

權中納言從二位藤齊信 中宮大夫右衛門督十月十六日敍正二位行幸中宮

次超大納言懷忠

寬弘五年十月十六日

二二九

寛弘五年十月十六日

二三〇

權中納言正三位源俊賢 治部卿中宮權大夫十月十六日從二位行幸中

宮次

參議正四位下藤實成三十月十六日從三位行幸本宮次以權亮敍之

非參議正三位藤賴通十七春宮權大夫十月十六日從二位今日行幸上

東門院宮依爲家司預賞

〔公卿補任〕

六寛弘七年

非參議從三位藤教通十五十月十六日從四上中宮御

産之後行幸以同母弟有此賞

〔江吏部集〕

中人倫部

匡衡承家風寛弘五年十月奉付若宮之名下略

〔百練抄〕

一四一條天皇

十月十六日行幸上東門第依皇子降誕也有勸賞

〔紫式部日記〕

行幸ちかくなりぬとてとのうちをいよつくりみか

せ給ふ世にももしろき菊のねをたつねつほりてまいるいろつう

つろひたるも黄なるか見ところあるもさまにうへたてたるもあさ

きりのたえまに見わたしたるはけにおいもしそきぬへきこちするに

なそやましておもふことのすこしもなのめなる身ならましかはすきす

きしくももてなしわかやきて常なき世をもすくしてましめてたきこと

大江匡衡
皇子ノ御
名ヲ選ビ
奉ル

行幸前ノ
用意

おもしろきことをみきくにつけてもたおもひかけたりし心のひくか
たのみつよくてもものうくおもはずになけかしきことのまさるそいとく
るしきいかて今は猶ものわすれしなん思ひかひもなしつみもふかより
なとあけたてはうちなかめて水鳥どもの思ふことなけにあそひあへる
をみる

水鳥を水の上とやよそにみん我も浮たる世を過しつゝ

かれもさこそ心をやりてあそふとみゆれと身はいとくるしかんなりと

思ひよそへらるに略中その日あたらしくつくられたる舟ともさしよせ

させて御覽すれう頭鑷けきしゆのいけるかたちおもひやられてあさやか

にうるはし行幸はたつの時とまたあかつきより人々けさうし心つかひ

す上達部の御座はにしのたいなればこなたはれいのやうにさはかしう

もあらず内侍のかんのとの御かたに中々人々のさうそくなともいみ

しうとへの給ふときこゆ曉に少將の君まいり給へりもろともにかし

らけつりなとすれいのさいふとも日たけなんとたゆき心ともはたゆた

ひてあふきのいとなをしきをまた人にいひたるもてこなんとまち

寛弘五年十月十六日

二三一

寛弘五年十月十六日

二二三

ゐたるに、つゝみの音を聞つけて、いそぎまいるさまあしき御こしむかへ
 奉るふねかくいとおもしろし、よするを見れば、かよちやうのさる身のほ
 となから、はしよりのほりて、いとくるしけにうつふしふせる、なにのこと
 くなるたかきましらひも、身のほとかきりあるに、いとやすけなしかし
 とみる、御帳のにしおもてに、おましをしつらひて、みなみの庇のひんかし
 のまに、御いしをたてたる、それより一間へたて、ひんかしにあれたるき
 はに、北みなみのつまにみすをかけへたて、女房のゐたる南のはしらも
 とより、すたれをすこし引あけて、内侍二人いつ、その日のかみあけうるは
 しきすかた、からゑをおかしけにかきたるやうなり、左衛門のないし御は
 かしとる、青いろのむもんのからきぬ、すこのも、領布、裙、帯、浮線綾ひれ、くんたいは、ふせむ
 れうを櫛はしたんにそめたり、うはきはさくの五へ、かいねりはくれなる、す
 かたつきもてなし、いさゝかはつれてみゆるかたはら、めはなやかにきよ
 けなり、辨の内侍、しるしの御はこ、くれなるに、えひそめのをりもの、うち
 きも、からきぬは、さきのおなしこと、いとさゝやかに、おかしけなる人のつ
 しましけに、すこしつゝみたるそ心くるしうみえける、あふきよりはしめ

て、このみましたりとみゆ、ひれは棟あふちたん、ゆめのやうにも今宵のたつ
 ほとよそほひ、むかしあまくたりけんをとめこのすかたも、かくやありけ
 んとまでおほゆ、近衛つかさいとつき、しきすかたして、御こしのこと
 をもをこなふ、いときら／＼し、頭中將御はかしなと、りて内侍につたふ、
 みすの中を見わたせば、色ゆるされたる人々は、れいの青いろあかいの
 からきぬに、地すりの裳、うはきは、をしわたしてすはうのをり物なり、た
 むまの中將そえひそめをきて侍し、うちものともは、こき薄き紅葉をこき
 ませたるやうにて、中なるきぬとも、れいのくちなしのこきうすき紫苑色、
 うらあをき菊を、もしは三重など心々なり、綾ゆるされぬは、れいのおとな
 しくしきは、むもんのあをいろ、もしはすはうなとみな五へにて、かさねと
 もはみなあやなり、おほ海のすりもの水の色はなやかに、あさ／＼として
 こしともは、かたもんをそおほくはしたる、うちきは、きくのみへ、五へにて、
 をり物はせず、わかき人は、菊の五へのからきぬを、心々にしたり、うへはし
 ろく、あをきかうへをはすはう、ひとへはあをきもあり、うへうすすはう、つ
 き／＼こきすはう、中に白きませたるも、すへてしさまおかしきのみそか

寛弘五年十月十六日

二二三

道長皇子
ヲ抱キ奉
リテ御前

とくしくみゆる、いひしらすめつらしくおとろくしくしきあふきともみ
ゆ、うちとけたるおりこそ、まほならぬかたちもうちまじりてみえわかれ
けれ、心をつくしてつくるひけさうし、をとらしとしたてたる、女忍のおか
しきにいとよそにて、としのほとのおとなひ、いとわかきけちめ、かみのす
こしをとろへたるけしき、またさかりのこちたきか、わかまへはかり見渡
さる、さてはあふきよりかみのひたいつきそあやしく、人のかたちをしな
くしくも、くたりてももてなすところなんめる、かゝる中に、すぐれたる
とみゆるこそ、かきりなきならぬ、かねてよりうへの女房宮にかけてさふ
らふ五人は、まいりつとひてさふらふ、ないし二人、命婦二人、御まかなひの
人ひとり、おものまいるとて、ちくせん、左京のおもとのかみあけて、内侍の
いているすみのはしらもとよりいつ、これはよろしき天女なり、左京は青
いろに、柳のむもんのから衣、ちくせんは菊の五へのから衣、裳はれいのす
り裳なり、御まかなひ橘三位、あをいろのから衣は、からあやの黄なるきく
のうちきそ、うはきなんめる、ひともとあけたり、はしらかくれにてまほに
もみえず、^{道長}殿わか宮いたき奉り給て、おまへにいて奉り給、うへいたきうつ

ニ参ル
倫子ノ方
フニ御シ給

夜ノ有様

し奉らせ給ふ程、いさゝかなかせ給ふ御こゑ、いとわかし、辨宰相のきみ御
はかしとりてまいり給へり、もやの中とよりにしに、とのうへおはする
かたにそ、わか宮はおはしまさせ給ふ、うへとにいてさせ給てそ、宰相の君
はこなたにかへりて、いとけさうにはしたなき心地しつると、けにおもて
うちあかみてゐ給へるかほ、こまかにおかしけなり、衣の色も人よりけに
きはやし給へり、くれゆくまゝに、かくともいとおもしろし、上達部おまへ
にさふらひ給ふ、萬さいらく、太平樂賀てんなどいふまひと、^{長慶子}ちやうけい
しを、まかて音聲にあそひて、山のさきのみちをまふほと、とをくなりゆく
まゝに、ふえの音もつゝみのをとも、松風もこふかく吹あはせて、いとおも
しろし、いとよくはらはれたるやり水の、こゝちゆきたるけしきして、池の
みつなみたちさはき、そゝろさむきに、うへの御あこめたゝふたつ奉り給
へりけり、左京の命婦の、をのかさむかめるまゝに、いとをしかりきこゑさ
するを、人々はしのひてわらふ、ちくせん命婦は、^{圓融}この院のおはしまし、時、
この殿の行幸はいとたひくありしことなり、そのおりかのおりなとお
もひいて、いふを、ゆゝしきこともありぬへかめれば、わつらはしとて、こ

寛弘五年十月十六日

二二六

とにあへしらはす、木丁へたて、あるなめり、あはれいかなりけんなどた
 にいふ人あらは、うちこほしつへかめり、御前の御あそひはしまりて、いと
 おもしろきに、わか宮のみ聲うつくしう聞え給ふ、右のおと、顯光萬歳樂みこ
 忍にあひてなんきこゆると、もてはやしきこゑ給ふ、左衛門のかみなど、萬
 さいらく千秋樂と、もろこゑにすして、あるしのおほいと、あはれさきこ
 への行幸をなとて、面目めいほくありとおもひ給へけん、かゝりけることも侍
 りける物をと、忍ひなきし給、さらなることなれと、御みつからもおほしし
 るこそいとめてたけれ、殿はあなたにいてさせ給ふ、うへはいらせ給て、右
 のおと、を御前にめして、筆とりてかき玉ふ、宮つかさ、殿の家司のさるへ
 きかきり加階す、道方頭辨してあないは奏せさせ給めり、あたらしき宮の御よ
 るこひに、うちの上達部引つれて拜したてまつり給ふ、藤原なから、かどわ
 かれたるは、列にもたち給はさりけり、次に別當になりたる、齊信右衛門督、大宮
 の大夫よ、宮のすけ、實成かゝいしたる侍從宰相、つき／＼の人舞踏す、宮の御か
 たにいらせ給て程もなきに、夜いたうふけぬ、御こしよすとの、しれは、出
 させ給ぬ、

又のあしたに、内の御つかひ朝霧もはれぬにまいれり、うちやすみすくし
 てみすなりにけり、けふそはしめてそひ奉らせ給、殊さらに行幸の後とて、
 又の日宮の家司、別當おもと人など、しきしきたまりけり、かねてもきかて
 ねたきことおほかり、日比の御しつらひれいならずやつれたりしをあら
 たまりて、御前のありさまいとあらまほし、とし比心もとなく見奉り給け
 る御ことのうちあひて、あけたては、との、うへも參り給つ、もてかしつき
 聞え給ふにほひ、いとこゝろことなり、略中十月十七日くれて月いとおもしろきに、經房宮
 のすけ女房にあひて、とりわきたるよろこひもけいせさせんとにやあら
 む、妻戸のわたりも、御ゆとの、けはひにぬれ、人のをともせさりければ、こ
 のわたとの、ひかしのつまなる宮のないしのつほねにたちよりて、こゝ
 にやとあないし給、經房宰相は中によりて、またさゝぬかうしのかみをし
 あけて、おはすやなとあれといてぬに、大夫のこゝにやとの給にさへ、きき
 忍はんもこと／＼しきやうなれば、はかなきいらへなとす、いとおもふこ
 となけなる御けしきともなり、我御いらへはせす、兼信大夫を心ことにもてな
 しきこゆ、ことほりなからわろし、かゝる所に、土藤のけちめ、いたうはわく

寛弘五年十月十六日

二二七

ものかと、あはめ給けふのたうときなと聲おかしうたふよふくるまゝに、月いとあかし、かうしのもととりさけよとせめ給へと、いとくたりて、かむたちめのる給はんも、所といひなからかたはらいたし、わかやかなる人こそ、ものゝほとしらぬやうにあさへたるも、つみゆるさるれ、なにかあされかましとおもへははなす、

〔榮華物語〕

はつ花

かくいふ程に、行幸もちかう成ぬれば、どのゝうちをよろつにつくろひみかゝせ給、み所あり、見るにあやしう法花經のおはすらんやうに、おいさかりのちのふらんと、おほゆるとのゝありさまになん、かくてわかみやを、おほつかなうゆかしう、内（二條）におもひきこえさせ給に、よりての行幸なれば、さき（道長）のよりも、どのゝおまへいみしういそきたち、いつしかとのみおほしいそかせ給に、やすきいもおほんとのこもらす、この御事のみ御心にしみおほさるゝそ、けにさもありぬへき御事のありさまなるや、神無月のつこもりの事となん、かくてこたみのれうとてつくらせ給へるふねともよせて御らんす、龍頭鶴首のいけるかたち、思ひやられてあさやかにうるはし、行幸は寅時とあれば、よるよりやすくもあらず

道長ノ配

龍頭鶴首ノ船ヲ用意ス

上達部ノ座

寢殿ノ舗

源頼定御佩刀ヲ内侍ニ傳フ

けさうしさわく、上達部の御座は、にしのたいなれば、此たひは東のたいの人々、すこし心のかにおもふべし、かんの殿（新字）の御方の女房は、此御かたよりもまさまに、いそくときこゆ、寢殿の御しつらひなど、さまかへしつらひなさせ給て、御丁のにしのかたに御椅子たてさせ給へり、それより東の方にあたれるきは、北南のつまに御簾かけわたして、女房居たる南のはしらのもとに簾あり、すこしひきあけて内侍二人出つ、髪あけうるはしき姿とも、たゞ唐繪か、もしは天人の天くたりたるかと思えたり、辨の内侍、左衛門の内侍など、そまいる、とりゝさまゝなるかたちなり、衣のにはひ、いつれもすへてありかたう、うつくしく見えたり、近衛の司いときつきさしき姿して、事ともをこなふ、頭中將頼定（題）の君御は、かしとりて内侍に傳へなとす、御簾の内を見わたせば、例の色ゆるされたるは、赤色青色の唐衣に地摺の裳、上著はおしわたしてすわうの織物なり、打物ともこきうすき紅葉をこきませたるやうなり、又例のあをう黄なるなとまじりたり、色ゆるされぬは、無紋平絹なとさまゝなり、下著皆をなしさまなり、大海のすりも水の色あさやかになとして、これもいとおかしう見ゆ、内の女房も宮

御膳ヲ奉
ル

道長皇子
ヲ抱キ奉
ニテ御前
ニ参ル

御對面

中宮トノ
御對談

寛弘五年十月十六日

二四〇

にかけたるは、四五人参りつとひとり、内侍二人、命婦二人、御まかなひの人一人、おものまいるとて、みな髪あけて、内侍の出でつる御簾きはよりいて、いりまいる、御まかなひ藤三位、あかいろのからきぬに、黄なるからのあやのきぬ、きくのうちき上著なり、筑前左京などもさま／＼みなしたり、柱かくれにてまほにもみえず、殿(道長)若宮いたき奉らせ給ひて、御前にゐて奉らせ給ふ、御聲いとわかし、辨の宰相の君、御はかとりて参りたまふ、母屋の中の戸の西に、殿(倫子)の上のおはします方に、若宮はおはしますせ給ふ、上の見奉らせ給ふ、御心地、思ひやりきこえさすへし、これにつけても、一(政康親王)の御子の生れ給へりしをり、とみにも見す聞かさり、しはや、なをすちなし、かゝるすちには、たゝたのもしう思ふ人のあらんこそ、かひ／＼しうあるへかめれ、いみしき國王の御位なりとも、後見もてはやす人なからんは、わりなかるへきわさかなと、おほさるゝよりも、行末までの御ありさまともの、おほしつゝけられて、まつ人しれすあはれに思しめされけり、宮(彰子)と御ものかたりなど、よろつ心のとかに聞えさせ給ふ程に、むけに夜にいりぬれば、萬歳樂、太平樂、賀殿なとまひ、さま／＼に樂の聲おかしきに、笛のねも鼓のおとも

音樂アリ

をもしろきに、松風ふきすまして、池の浪も聲をとなへたり、萬歳樂の聲にあひて、若宮の御聲をきゝて、右大臣もてはやし聞え給ふ、左衛門督、右衛門督、萬歳千秋なともるこゑにて誦したまふ、あるしの大殿、さき／＼の行幸を、なとてめてたしと思ひ侍りけん、かゝる事もありけるものを、とうちひそみ給ふを、さらなる事なりと、殿はらをなし心に御目のこひ給ふ、かくて殿(道長)はいらせ給ひぬ、上は出てさせ給ひて、右大臣を御前に召して、ふてとりてかき給ふ、宮つかさ殿の家司、さるへきかきり加階す、頭辨(道方)してあない奏せさせ給ふゆり、あたらしき御子の御よろこひに、氏の上達部ひきつれて拜し奉り給ふ、藤氏なから門わかれたるは、列にも立ち給はず、つきに別當になり給へる宮大夫、右衛門督、權大夫、中納言、權亮侍、從宰相なとかゝいし給ひて、みな舞蹈す、宮(彰子)の御かたにいらせ給ひて程なきに、夜いたうふけぬ、御輿よすとのゝしれは、殿もいてさせ給ひぬ、又の朝に、内の御使朝霧もはれぬに参れり、若宮の御こひしさにこそはあらめとおしはからる、その日そ若宮の御髪はしめてそき奉らせ給ふ、ことさらに行幸の後とてあるなりけり、やかてその日、若宮の家司、おもと人、別當、職事なとさためさせ給ふ、

寛弘五年十月十六日

二四一

寛弘五年十月二十七日

二四二

日比の御しつらひのらうかはしく、さまことなりつるを、をしかへしうるはしうか、やかし給、との(倫子)うへ、とし比心もとなうおほされける御事の成給へるを、おほすさまにうれしうて、あけくれまいりみたてまつらせ給も、あらまほしき御けしきなり、

〔中右記〕

康和四年九月廿五日、略中

行幸執柄人家、勸賞之時、男女階給數例、

寛弘五年 七人、

上彌道長

五年六月九日、丙辰、略中後日予問申、右大臣殿云、近代親王宣旨多被仰下大

辨、而被仰頭辨條如何、被仰云、去寛弘五年、後一條院親王宣旨被下時、上卿御

堂入道殿也、後日被仰下道方、爲藏人頭、左中辨

〔類聚符宣抄〕

七定別當勾當預事 親王別當

從二位行權中納言兼中宮大夫右衛門督藤原朝臣齊信

左中辨源朝臣道方傳宣、(道長)左大臣宣奉勅、件人宜爲今上敦成親王家別當者、

寛弘五年十月十六日

左大史小槻宿禰奉親 奉

二十七日、甲寅金剛峰寺、紀伊伊都那賀、有田三郡司ヲシテ、同寺領志賀、長

別當宣旨

谷、毛無原、阿豆川四箇郷ノ雜事ヲ糺行セシム、

〔金剛峰寺雜文〕

寺牒 金剛峯寺帖 伊都那賀、有多(世)三箇郡司等

可任道理、糺行寺領志賀、長谷、毛無原、阿手河等郷々雜事狀

高野山四至内

帖、件山河内郷々、建立大師從寺家建立之時、所被定置四至内也、自爾以降、專

他雜事所不負也、及末代人々妨(マ)方出來、建立大師御置手已相違也、或然(命)申於

公家、或致私妨、因茲寺家又注不安之由、奏聞於公家、未有一定之間、造大塔所

闕役事、御願滯々(マ)尤有於斯、仍帖送如件、早加郡勢、件造大塔所隨催仰、郷々(夫)工

夫可令役仕、但致于國造并白河寺愁者、今始橫所出來也、於寺家者、自本願之

時所領知也、是國內諸人所知歟、就中白河寺使亂入、寛弘元年九月二日、左大

臣殿御使相共責凌之由云云、仍申其事由其返事云、專不加遣家使、若有稱家

使之輩、注姓名可言上之者、致(察)寺家已本領郷々也、寺家所領四至内郷々也、何

催(夫)工夫、不召仰雜事、郡々司等家之狀、無他妨、可令相叶寺家并造大塔所雜事、

敢勿致何容、故帖、 寛弘五年十月廿七日

都維那法師

寛弘五年十月二十七日

二四三

造大塔役 夫工ノ闕 如願滯ル 御願滯ル 國造及ビ 妨白河寺ノ

寛弘五年十月二十八日 三十日

座主(雅慶)僧正

別當(明廣)阿闍梨

上座 大法師

寺主 大法師

二十八日乙卯結政、

〔權記〕十月廿八日乙卯參結政、有政、參内、

三十日丁巳京官除目、

〔日本紀略〕院一條十月廿九日丙辰除目始、

卅日丁巳同、

十一月二日己未除目下名、

〔公卿補任〕六

權中納言正三位藤忠輔 十月卅兵部卿、

參 議從二位藤行成七、十月廿九日辭兵部卿、

〔公卿補任〕七

寬仁四年 參議正四位上藤廣業四十、十月卅兼文章博士、

〔辨官至要抄〕辨官兼文章博士例

下名

兵部卿藤原行成上ル表

入眼

右少辨正五位下藤廣業 寛弘五年十月卅日兼文章博士、

〔除目大成抄〕五

勘申兼外國例 陰陽道人重兼國例

惟宗文高秩滿後四年 寛弘五年十月任權陰陽博士、

〔權記〕

十月廿八日乙卯、中詣左府(進長)奉辭兵部卿書、可被奏聞也、

廿九日丙辰參内京官除目議、

卅日丁巳今日去兵部卿、

〔小右記目錄〕五

京官除目事 同十月廿九日除目事、

〔敘位除目執筆抄〕

寛弘五年十月廿九日京官卅日入眼、執筆(進長)大臣、

寛弘五年十月三十日

内侍所ニ付ス

一日、戊午御曆奏、御物忌、

〔日本紀略〕院一條十一月一日、戊午御曆奏、依御物忌付内侍所、

敦成親王五十日ノ御儀ヲ行フ、

〔御堂關白記〕十一月一日、戊午御五十日、若宮御前物、新宰相并殿上四六取

之、授女方、大納言陪膳、宮御前取殿上、授女方、戊二點余供餅、其後又就座、數獻

後、籠物五、奉折櫃五十合奉御前、召公卿御前女方、進女方簾下、數巡後、上人御

遊、數曲後賜祿、大臣女装束、加織物褂、大納言織物褂袴、中納言綾褂袴、宰相綾

褂、殿上人疋見、立明主殿寮者疋見、事了大臣二人引出馬、右府内府、留有和歌

事、

〔御産部類記〕

四條後一條天皇 ○伏見 不知記至同弘五年十一月十七日

御五十日事 寛弘五年十一月一日、戊午日没許參后宮、今日皇子五十日、明日滿五十日、而

事、左右内三府、大納言道綱、中納言齊信、公任、隆家、俊賢、時光、參議有國、懷一、兼

隆、正光、經房、實成、參議二位親信、賴一、三位憲定等參入、於東對有卿相并殿上

人饗、如御産時、戊刻皇子初聞食餅云々、御前物御臺六本侍從宰相兼亮、執打

祿ヲ賜フ
和歌アリ

日次悪キ
故ニ前日
ニ行フ
卿參入ノ公

皇子ニ御
餅ヲ供ス

母后ノ御膳

敷雲上四位執御臺、次母后御膳、懸盤右近中將宰相、執打敷雲上五位益御膳、

次籠物五十捧、居折敷、
或銀籠、付銀作枝、居沈折敷、有洲濱等風流、藏人頭、雲上四品等、依左府命、所

奉仕云々、

地下四位五位執之、次折敷物五十合、大和守賴親朝臣奉卿相酌酌、依召進候

簀敷、給衝重、有管絃與、公卿殿上人等給祿有差、立明主殿寮官人等疋絹、右大

臣、内大臣有牽出物、馬、兩丞相執綱末一拜、更昇復座、引出物、深更復座不見也、内

大臣脫衣、給左大臣隨身左府生爲國、次左大臣脫衣、給内大臣隨身府生季理、

傳大納言脫衣、給内大臣隨身番長兼光、左府召余隨身番長公賴、脫衣賜之、余

召左府隨身右府生正親給衣、其後有和歌、先是右府早出、今日事左府所奉仕

也、子刻許事畢、

不知記兼日事 同御誕生 已後事

御五十日事 十一月一日、戊午今宮御五十日也、籠物殿上四位五位奉仕、各風流不可云盡、

折櫃物四十合、大和守賴親朝臣奉仕、曲節無極云々、今日依宮御物忌參籠也、

〔紫式部日記〕御いかは霜月のついたちの日、れいの人々のしたてゝのほ

宮ノ御物忌

道長ノ奉仕

管絃ノ興
牽出物

皇子ノ御膳

御乳母ニ
禁色ヲ聽
ス倫子皇子
ヲ抱キ奉
ル

りつとひたる御前の有さま、繪にかきたる物あはせの所にぞ、いとようにて侍し、御丁(地下同シ)の東のおましのきはに、みきちやうをおくのみさうしより、ひさしのはしらまで、ひまもあらせすたてきりて、南おもてにおまへの物はまいりすへたり、にしによりて、おほみやのおものれいのちんのおしき、なにくれのたいなりけんかし、そなたのことはみす、御まかなひ宰相の君、さぬき、とりつく女房も、さいしもとゆひなとしたり、わか宮の御まかなひは大納言のきみひんかしによりてまいりすへたり、ちいさき御たい、御さらとも、御箸のたい、すはまなとも、ひいなあそひのくとみゆ、それよりひんかしのまのひさしのみすすこしあけて、辨の内侍、中つかさの命婦、小中將の君など、さへいかきりそとりつきつゝ、まいる、おくにゐてくはしうは見侍らす、こよひ小輔のめのと色ゆるさる、こゝしきさまうちしたり、宮いたき奉れり、御丁のうちにて、と(倫子)のうへいたきうつし奉り給て、るさりいてさせ給へり、ほかけの御さまはひことにめてたし、あかいろのからの御そ、ちすりの御裳、うるはしくさうそき給へるも、かたしけなくもあはれにみゆ、大みやはえひそめの五への御そ、すはうの御こうちきたてまつれり、殿

上達部ヲ
御前ニ召
ス

顯光女房
ニ戯ル

もちるはまいり給ふ、上達部の座は、れいの東のたいのにしおもてなり、い顯光、公季まふた所の大臣もまいり給へり、はしのうへにまいりて、またゑひみたれてのゝしり給ふ、おりひつ物こものともなと、殿の御かたよりまうちきみたちとりつゝきてまいれる、かうらんにつゝけてすへわたしたり、たちあかしの光の心もとなければ、四位少將などをよひよせて、しそくさゝせて人々はみる、うちのたいはん所にもてまいるへき、あすよりは御ものいみとて、こよひみないそきてとりはらひつゝ、宮の大夫みすのもとに参りて、上達部おまへにめさんとけいし給、きこしめしつとあれは、殿よりはしめ奉りて、みなまいり給、はしのひんかしのつまとのまへにてゐたまへり、女房ふたへみへつゝ、わたりたされたり、みすともを、そのまにあたりて居給つる人々、よりつゝ、巻あけ給ふ、大納言の君、宰相のきみ、こ少將の君、宮の内侍とる玉へり、右のおとゝよりて、御木丁のほころひゝきたちみたれ給ふ、さたすきたりときしるふもしらす、あふきをとり、たはふれことのはしたなきもおほかり、大夫かはらけとりて、そなたにいて給へり、みの山うたひて、御あそひさまはかりなれと、いとおもしろし、そのつきのまのひんかし

のはしらもとに、右大将よりて、衣のつま袖くちかそへ給へるけしき、人よりことなり、忍ひのまきれをあなつりきこえ、又たれかとはなとおもひ侍て、はかなきこともいふに、いみしくされいまめく人よりも、けにこそおはすへかめれ、しかさかつきのすんのくるを、大将はおち給へと、れいのことならひの千とせ、萬代にてすきぬ、左衛門督、あなかしこ、このわたりに、若むらさきやさふらふとうか、ひ給ふ、源氏にかゝるへき人見え給はぬに、かのうへはまいて、いかてものし給はんと聞るたり、三位のすけかはらけとれなとあるに、侍従の宰相たちて、内のおとゝのおはすれば、しもよりいてたるをみて、おとゝ忍ひなきしたまふ、權中納言すみのまのはしらもとによりて、兵部のおもとひこしろひ、きゝにくきたはふれこそ殿のたまはす、おそろしかるへき夜の御忍ひなめりとみて、ことはつるまゝに、宰相のきみにいひあはせて、かくれなんとするに、東おもてに、とのゝきんたち、宰相中將など入て、さはかしければ、ふたりみちやうのうしろにゐかくれたるを、とりはらはせ給て、ふたりなからとらへすへさせ給へり、わかひとつつかうまつれ、さらはゆるさむとの給はす、いとほしくおそろしけれ

紫式部等
祝賀ノ歌

はきこゆ、

いかにいかかそへやるへき八千とせのあまり久しき君かみよをは今和續古

集同

あはれつかうまつれるかなと、二たひはかりすせさせ給て、いとゝうのたまはせたる、

蘆たつの齡しあれば君かよの千歳の數もかそへとりてん物語及

ひし織拾遺和歌集二句三句ヲよは

さはかり忍ひ給へる御こゝちにも、おほしけることのさまなれば、いとあはれにことほりなり、けにかくもてはやし聞え給にこそは、よろつのかさりもまさらせ給ふめれ、千代もあへましく、御行す忍のかすならぬこゝち

にたに、おもひつゝけらる、宮のおまへきこしめすや、つかうまつれりと、我ほめし給て、宮の御てゝにて、まるわろからす、まるかむすめに、宮わろくおはしまさす、はゝもまたさいはい有とおもひて、わらひ給ふめり、よいおとこは、もたりかしとおもひたんめりと、たはふれきこそ忍給も、こよなき御忍ひのまきれなりとみゆ、さることなければ、さはかしき心ちはしな

道長ノ戯言

ら、めてたくのみきゝるさせ給、との(偷子)うへきゝにくしとおほすにや、わた
らせ給ひぬるけしきなれば、をくりせすとて、はゝうらみ給はん物そとて、
いそきて御丁のうちをとらせ給、宮無禮なめしとおほすらん、おやのあれは
こそ、子もかしこけれとうちつふやき給ふを、人々わらひきこゆ、

〔榮華物語〕

はハつ花

かくいふ程に、御五十日霜月のついたちの目になり
にければ、れいの女房さまハ心々にしたて、まいりつとひたるさま、さへ
き物あはせのかたわきにこそにためれ、御帳の東のかたのおましのきは
に、北より南のはしらまで、ひまもなう御几帳をたてわたして、みなみおも
てには、御前のものまいりすへたり、にしによりては、大(聖子)みやのをもの、れい
のちんのおしきに、なにくれともならんかし、わか(敦成親王)みやの御前のちるさき
御臺六、御さらよりはしめ、よろつうつくしき御はしのたいのすはまなと
いとおかし、大宮の御まかなひ、辨の宰相君、女房みなかみあけて、さいしき
したり、わか宮の御まかなひ、大納言(時通女)のきみなり、東のみすすこしあけて、辨
内侍、中務命婦、太(大)輔命婦、中將君など、さるへきかきとりつゝ、きまいらせ
給、讚岐守大江(清通)きよみちかむすめ、左衛門佐源爲善かめ、日比まいりたりつ

大江清通
ノ女等ニ
禁色ヲ聽

ス

道長御餅
ヲ上ル

顯光公季
ノ參入

る、こよひそ色ゆるされける、殿(偷子)のうへ御丁の内より、みこいたきたてまつ
りて、るさりいてさせ給へり、あか色のからの御そに、地すりの御もうるは
しくさうそきておはしますも、あはれにかたしけなし、おほ宮はえひそめ
のいつへの御そ、すわうの御こうちきなどをそたてまつりたる、殿もちる
まいらせ給、上達部すのこに参りたまへり、御座はれいの東のたいなりつ
れと、ちかうまいりて、忍(顯光)みたれたり、右のおと(公季)、内のおと(公季)もみな参り
給へり、大殿の御方よりおりひつ物など、さへきまうちきみたちとりつゝ
きまいる、高欄につゝけすへわたしたり、たちあかしの心もとなければ、四(兼通)
位少將やさへき人々など、しそくさして御らんして、内のたいはんところ
にもてまいるへきに、あすよりは御物忌とて、こよひみなもてまいりぬ、宮(兼通)
の大夫みすの本にまいりて、上達部御まへにめさんとけいし給、きこしめ
すとあれば、と(道長)のよりはしめたてまつりて、みなまいり給て、はしらの東の
まをかみにて、東のつまとのまへまで給へり、女房をしこりてかすしら
するたり、そのさにあたりて、大納言の君、宰相の君、宮の内侍とる給へるに、
右のおと(顯光)、よりて、御几帳のほころひひきたちみたれ給を、さしもされ給

はてもありぬへけれど、それしもそおかしうおはする、あふきをとりたはふれことのはしたなきおほかり、大夫かはらけとりて、こなたに出給へり、三輪のやまもとうたひて、御遊さまかはりたれと、いとおもしろし、そのつきのまの東のはしらもとに、（實成）右大將よりて、きぬのつまそてくちかそへ給へるけしきなど、人よりこと也、さかつきのめくりくるを、大將はをち給へと、れいのことなしひに、千とせ萬代にてすきぬ、（實成）三位のすけに、かはらけとれなどあるに、侍從宰相、（公孝）内大臣のおはすれば、しもより出給へるをみて、おとゝゑひなきし給、うちなる人さへあはれにみけり、けおそろしかるへきよのけはひなめりとみて、事はつるまゝに、藤式部、宰相君といひあはせて、かくれなむとするに、ひかしおもてに、殿の君たち、宰相の中將など、いりてさはかしければ、二人御木丁のうしろに、かくれたるを、ふたりなからとらへさせ給へり、うたひとつかうまつれ、ゆるさんとの給はするに、いとわひしうおそろしければ、式部、

いかにいか、かそへやるへきやちとせのあまりひさしき君かみよを、あはれつかうまつれるかなと、ふたたびはかりすんせさせ給て、いとく

の給はせける、

あしたつのはひしあらはきみかよはちとせのかすもかそへとりてんさはかりゑはせ給つれと、おほす事のすちなれは、かくつゝけさせ給つるとみえたり、かくてれいのさほうのろくともなとありて、いとしとけなけにて、よろほひまかてさせ給ぬ、（進長）とのゝおまへ、（能子）みやをむすめに、もち奉りたる、まろはちならず、まろをちゝにもち給へる宮わろからず、又は、もいとさいはひあり、よきおとも給へりなど、たはふれの給はするを、（倫子）うへはいとかたはらいたしと覺して、あなたにわたらせ給ぬ、○富岡本ヲ以テ校合ス、

三日、（庚申）平野祭、春日祭、

〔日本紀略〕（院）一條 十一月三日、庚申、平野祭、春日祭、

〔權記〕十一月二日、己未、詣左府、起春日祭使所、公信、中將、（尊信）自右衛門、殿出立、

〔春日祭歴名部類〕（寛弘五）同年十一月三日、庚申、祭

近衛使 中將公信

五日、（壬戌）陣定ヲ行ヒ、宇佐大宮司、大神邦利及ビ彌勒寺講師元命等訴訟ノ事ヲ議ス、

春日祭使
ヲ發遣ス

寛弘五年十一月十日 十一日

二五六

〔日本紀略〕

院一條

十一月五日、壬戌、仗議、宇佐宮大宮司大神邦利、彌勒寺講師元命、禰宜大神清子等訴訟事、依邦利無過、被停宮司職畢、

〔權記〕

十一月五日、壬戌、參內、有陣定、元命申成子堵任事、

十日、丁卯、敦成親王家政所及比侍所始、

〔御堂關白記〕

十一月十日、丁卯、若宮初政所藏所等、上達部、殿上人多參著藏人所、余又著□、

〔御産部類記〕

宮御記後一條、天皇三十五所收、伏見、不知記、寛弘五年十一月十七日、

新皇子政所、侍所等始事、野右、

寛弘五年十一月十日、丁卯、資平云、今日新皇子政所、侍所等始、左府於侍被食、近習卿相同食、侍所簡多付、雲上人々或庶幾、或不然者、

不知記、兼日事、御誕生、今宮侍始事、

十一月十日、丁卯、此日今宮侍始、令付御簡云々、

十一日、戊辰、外記政、又陣定ヲ行ヒ、中宮内裏還御ノ日時ヲ議ス、

〔權記〕 十一月十一日、戊辰、參衙、有政、南物忌、參左府、

〔御産部類記〕

宮御記後一條、天皇三十五所收、伏見、外記兼日事、御誕生、

十一月十一日、戊辰、朝間天晴、權中納言藤原齊信卿以下參入、著廳座聽政、午後權大納言藤原實資卿以下參著仗座、被定、今月十七日、中宮還御内裏、御前親王、公卿侍從差文、供奉諸司諸衛、可召仰之由、

十二日、己巳、道長第作文、

〔御堂關白記〕 十一月十二日、己巳、作文、題佳、不如詩境、丑時了、

〔權記〕 十一月十二日、己巳、參左府、

十三日、庚午、官奏、

〔權記〕 十一月十三日、庚午、參內、午刻許、左大史公節、傳内府命、可候奏、可參者、即參之間、略、中、申終、大臣參入、官奏間、及秉燭、右少辨廣業、右大史永明、

十四日、辛未、永明持來奏報、備中減省文、二年被免、但三年被許之由、被仰之、文不見、仍問案内、夜部内大臣被仰信濃減省三年被許之由、而件國本自申三年、仍不作申三年被許、只作申依請之由、全仰早參奏上、殿、可申案内、若承諾、歟之由、自左府有命、可參內、欲候奏、即參彼殿、次參內、今朝依左府命、遣仰博愛許、仍假又用略、去年不獻荒奏也、事了候御前、頭辨云、仰云、昨奏年備中、三河、別有仰

寛弘五年十一月十二日 十三日

二五七

寛弘五年十一月十五日 十七日

詞、而奏報只載備中、不載三河云々、予答云、三河無難、抑奏上可被辨申歟、永明同申此由、奉奏報、此由被仰、即申奏上、有被申之旨由、

參議藤原行成、延喜御記抄目錄ヲ返シ奉ル、

〔權記〕伏見宮御記 長徳四年七月十三日、罷出之間、於后町廊下、招取時、

方、至光等朝臣、相語雜事、中略、長徳四年七月、延喜天曆御記缺卷甚多、必尋在所、可被書寫事、

〔權記〕十一月十三日、庚午、中略、官奏ノ、即參之間、及未終參殿上、令返獻先日所給延喜御記抄目錄了、

十五日、壬吉田祭、

〔日本紀略〕院一條 十一月十五日、壬申、吉田祭、

〔御堂關白記〕十一月十五日、壬申、雨下、立奉幣使并十列、

十七日、甲中宮及乙敦成親王、丙内裏ニ入り給フ、

〔日本紀略〕院一條 十一月十七日、甲戌、中宮入御内裏、本宮設饗饌、屯食、

〔御堂關白記〕十一月十七日、甲戌、參中宮太内給、御舉若宮金造御車、別當以下四位五位舉燭、奉抱候御車、母々并御乳母下從車、著内事如常、殿南廂上達

部座、三獻後給祿、罷出、依仰若宮參御前給、余奉抱、一兩女方候御劍等、即還下給宮參上給、欲參給間、奉御櫛篋一雙、手篋一雙、各入物、供奉諸司諸衛賜屯物祿等如常、

〔權記〕八月十五日、癸卯、中略詣左府、奉去月廿八日所給後撰倭歌集新書也、

〔御産部類記〕四條後一條天皇 ○伏見 不知記至同弘五年十一月十七日

中宮入内事 十一月十七日、甲戌、天晴、依可扈從行啓、修諷誦於清水寺、秉燭、中宮戌二點行

啓、出自本宮西門、入給 皇后同輿若宮、敦成、乘車相從、左丞相奉抱親王、雲上四

品五品、騎馬乘續松扈從、上達部已下於大宮院有饗祿、左府供奉公卿大納言

道綱余、中納言齊信、大夫、公任、隆家、俊賢、權大時光、參議有國、懷一、兼隆、經房、實

成、亮、

〔紫式部日記〕いらせ給ふへきこともちかうなりぬれと、人々はうちつき

つゝ、心のとかならぬに、おまへには、御さうしつくりいとなませ給とて、あ

けたては、まつむかひさふらひて、色々のかみえりとゝのへて、物語のほん

ともそへつゝ、ところ／＼にふみかきくはる、かつはとちあつめしたゝむ

るをやくに、てあかしくらす、なにのこもちかつめたきに、かゝるわさはせ

寛弘五年十一月十七日

皇子ノ御物語

中宮ノ御
奥
皇子ノ御
事
區從ノ女
房達

させ給ふときこえ給ふものから、よきうすやうとも、ふてすみなともてま
いり給ひつゝ、御すゝりをさへもてまいりたまへれば、とらせ給へるを、お
しみのゝしりて、ものゝくまにむかひさふらひて、かゝるわさしいつとさ
いなむなれと、かくへきすみふてなと給はせたり、つほねに物かたりの本
ともとりによりて、かくしをきたるを御前妍子にあるほとに、やをらおはしま
いて、あさらせ給て、みないしのかんの殿に奉り給てけり、よろしうかき
かへたりしは、みなひきうしなひて、心もとなき名をそとり侍りけんかし、
わか宮は、御物かたりなとせさせ給ふうちに、心もとなくおほしめす、こと
はりなりかし、略○中いらせ給ふは十七日なり、いぬのときなと聞つれと、や
うやう夜ふけぬ、みなかみあけつゝ、ゐたる人卅よ人、そのほかにもみえわ
かす、もやのひんかしおもてひかしのひさしに、うちの女房も十よ人、みな
みのひさしのつまとへたてゝゐたり、御こしには宮のせんしのゐる、いとけ
の御車に、とのゝうへ、少輔のめのとわか宮いたき奉りてのゐる、大納言、宰相
の君こかねつくりにつきのくるまに、こ少將、宮の内侍、つきにむまの中將
とのりたるを、わろき人とのりたりとおもひたりしこそ、あなことゝし

殿上人紫
式部ヲ訪

と、いとゝかゝる有さまむつかしう思ひ侍しか、とのもりの侍從の君、辨の
内侍、つきに左衛門の内侍、とのゝせんし、しきふとまてはしたいしりて、次
々はれの心々にそのりける、月のくまなきに、いみしのわさやと思ひつ
ゝ、あしをそらなり、むまの中將の君をさきにたてたれば、ゆくゑもしらす、
たとゝしきさまこそ我うしろをみる人、はつかしくもおもひしらるれ、
ほそとのゝ三のくちに入てふしたれば、こ少將のきみもおはして、なをか
ゝる有さまのうきことをかたらひつゝ、すぐみたる衣ともをしやり、あつ
こえたるきかさねて、ひとり火をかき入て、身もひえにけるものゝはし
たなさをいふに、侍從實成の宰相、左の宰相實房中將、きんのふの中將など、つきゝ
によりきつゝとふらふもいと中々なり、こよひはなきものとおもはれて、
やみなはやと思を、人にとひ聞給へるなるへし、いとあしたにまいり侍ら
ん、こよひはたへかたく身もすくみて侍など、ことなしひつゝ、こなたのち
んのかたよりいつ、をのかしゝいへちといそくも、なにはかりのさと人そ
はとおもひをくらす、わか身によせては侍らす、大かたの世のありさま、こ
少將のきみのいとあてに、おかしけにて、世をうしとおもひしみてゐるたま

寛弘五年十一月十七日

二六二

へるを見侍るなり、ちゝきみよりことはしまりて、人のほとよりは、さいは
ひのこよなくをくれたまへるなんめりかし、よへの御をくり物、けさそこ
まかに御覽する、御くしのはこのうちのくとも、いひつくしみやらんかた
もなし、手匣一よろひ、かたつかたには、白きしきしつくりたる御さうしと
も、古今、後撰集、拾遺抄、そのふともものは、五てうにつくりつゝ、侍従の中納言行成
と、延轉とをのくさうしひとつに、四くはんをあてつゝかゝせ給へり、へ
うしはら、ひもおなしからのくみ、かけこのうへにいたり、したにはよし
のふもとすけやうのいにしへ今のうたよみともいへりの集かきた
り、えんかむと、ちかすみのきみとかきたるはさるものにて、これはたけ
ちかうもてつかはせ給へき、みしらぬものともに、しなさせたまへる、いま
めかしうさまことなり、

〔榮華物語〕

はつ、花 かくて十七日には、うちへいらせ給へければ、その事
とも女房をしかへしいそきたちたり、その夜になりぬれば、れいのさとの
もみなまいりつとひたり、かたへはかみあけなとして、うるはしきすかた
也、四十餘人そさふらひける、いたうふけぬれば、そゝきたちていらせ給ぬ、

二十日、五節

女房の車きしろひもありけれと、れいの事也、きゝいれぬ物なりとの給は
せて、殿はきこしめしけちつ、御こしには、宣旨君のり給、いとけの御車には、
殿倫子のうへ、少將の乳母若宮安成親王いたき奉りてのる、つきりの事ともあれと、う
るさければかゝすなりぬ、よへの御をくり物、けさそ心のとかに御覽すれ
は、御くしのはこ一よろひかうちのことゝも、みつくしやらんかたなし、御
てはこ一よろひ、かたつかたには、しろきしきしつくりたるさうし共、古今、
後撰、拾遺など、五まきにつくりつゝ、侍従中納言行成と延轉とをのくさ
うしひとつに、四卷をあてつゝかゝせ給へり、かけこのしたには、元輔、能宣
やうの、いにしへの歌よみの家々の集共をかきて、いれさせ給へり、

〔權記〕

十一月廿日、丁丑、依尾張守中清朝臣借、送車、舞姫參入料云々、殿上五
節、中清、業遠、右宰相中將侍従宰相、

〔紫式部日記〕

五節は廿日に參る、侍従宰相にまひ姫のさうそくなとつか
はす、右宰相中將の五節にかつら申されたるつかはすついてには、こ一よ
ろひに、たきものいれて、心葉梅の枝をしていとみ聞えたり、にはかにいと

寛弘五年十一月二十日

二六三

寛弘五年十一月二十日

なむ、常のとしよりもいとみましたるきこえあれは、東のおまへのむかひ
なるたてしとみに、ひまもなくうちわたしつゝ、ともしたる火の光ひるよ
りもはしたなけなるに、あゆみいるさまともあさましう、つれなのわさや
とのみ思へと、人のうへとのみおほえず、たゝかう殿上人のひたおもてに
さしむかひ、しそくさゝぬはかりそかし、^{屏幔}へい、まんひきをいやるとすれと、
おほかたのけしきは、おなしことを見るらんとおもひいつるも、先むねふ
たかる、なりとをの朝臣のかしつき、錦のからきぬやみのよにも、ものにな
きれすめつらしうみゆ、きぬかちにみしろきも^{紫式部日記傍註}、み^たを
やかならすそ見ゆる、殿上人心ことにかしつく、こなたにうへもわたらせ
給て御らむす、殿も忍ひて、やりとより^{外イ}北におはしませは、心にまかせたら
すうるさしな、かきよのは、たけともひとしくとゝのひ、いとみやひかに心
にくきけはひ、人にをとらすときためらる、右宰相中將の有へきかきりは
みなしたり、^{樋洗}ひすましのふとりとゝのひたるさまそ、さとひたりと人ほゝ
ゑむなりし、はてに藤宰相のおもひなしに、いまめかしく心ことなり、かし
つき十人あり、又ひさしのみすおろして、こほれいてたる衣のつまとも、し

渡御
道長密ニ
参ル

御前試皇
子依リテ
常ニ異ル

たりかほにおもへるさまともよりは、見ところまさりて、ほかけにみえわ
たさる、とらの目のあした殿上人まいる、常のことくなれと、月頃にさとひ
にけるにや、わか人たちのめつらしとおもへるけしきなり、さるはすれる
衣もみえすかし、その夜さり、春宮の^{隆任}すけめして、薰物給ふ、大きやかなるは
こ一つに、たかう入させたまへり、おはりへは、とゝのうへそつかはしける、
そのよはお前の心みとか、うへにわたらせ給て御覽す、わか宮おはしませ
は、うちまさしのゝしる、常にことなるこゝちす、物うければしはしやすら
ひ、ありさまにしたかひて、まいらむとおもひてゐたるに、こひやうゑ、こ兵
部などもすひつにゐて、いとせはければ、はか／＼しう物もみえ侍らすな
といふほとに、殿おはしまして、なとてかうてすくしてはゐたる、いさもろ
ともにと、せめたてさせ給て、心にもあらずまうのほりたり、舞姫ともい
ふにくるしからんと見ゆるに、おはりのかみのそ、心ちあしかりてゐぬる、
夢のやうに見ゆる物かな、ことはてゝおりさせ給ぬ、この比のきんたちは、
たゝ五節所のおかしきことをかたる、すたれのはしも^{帽額}かうさへ、心々にか
はりてゐてゐたる、かしらつきもてなしけはひなとさへ、さらにかよはず、

寛弘五年十一月二十日

寛弘五年十一月二十日

二六六

さま／＼になんあるとき／＼にく／＼かたる、かゝらぬ年たに、御らむの日の
 わらはのこゝちともは、をろかならざる物を、ましていかならむなと、心も
 となくゆかしきに、あゆみならひつゝ、いてきたるは、あいなくむねつふれ
 ていとをしくこそあれ、さるはとりわきて、ふかう心よすへきあたりもな
 しかし、我も／＼とさはかり人のおもひで、さしいてたることなればにや、
 めうつりつゝ、をとりまさりけさやかにもみえわかす、いまめかしき人の
 めにこそふと註、紫式部日記、傍もの、けちめも見とるへかめれ、たゝかく
 くもりなきひる中に、扇もはか／＼しくもたせす、そこの公達の立まじ
 りたるに、さてもありぬへき身のほど、心もちひとひなから、人にをとら
 しとあらそふ心ちも、いかにおくすらんとあいなく、かたはらいたきそ、か
 たくなしきや、丹波たはのかみのわらはの、あをいしら棟つるはみのかさみおか
 しと思ひたるに、藤宰相のわらはは、赤色をきせて、しもつかへのからきぬ
 に、青色ををししかへしきたるねたけなり、わらはのかたちも、ひとりはいと
 まほにはみえす、宰相の中將は、紫式部日記、解のは、紫式部日記、わらはいとそひやかにかみ
 ともおかし、みなこきあこめに、うはきは心々なり、かさみは五へなる中に、

おはりはたゝえひそめをきせたり、中／＼ゆへゆへしく、心あるさまして
 物の色あひ、つやなといとすぐれたる、あふきとるとて、六位のくら人とも
 よるに、心をなげやるこそやさしきものから、女にはあらぬかとみゆれ、わ
 れらをかれかやうにて出居よとあらは、又さてもさまよひありくはかり
 にそかし、かうまでたちいてんとはおもひかけきは、されとめにみすあ
 さましきものは、人の心なり、されは今より後のおもなさは、たゝた紫式部日記
解、なれになれすき、ひたおもてにならむもやすしかしと、身のありさま
 の夢のやうにおもひつゝ、けられて、有ましきことにさへ思ひかゝりて、ゆ
 くしくおほゆれば、めとまることもれいのなかりけり、侍從宰相の五せち
 つほね、宮のおまへのたゝ見わたすはかりなり、たてしとみのかみより、を
 とにきくすたれのはしもみゆ、人の物いふこそほのきこゆ、かの女御舞姫の
 御かたに、左京むまといふ人なむ、いとなれてましりたると、宰相中將むか
 しみしりてかたり給を、一夜かのかひつくるひにてゐたりし、ひんかしな
 りしなん左京と、源少將も見しりたりしを、ものゝよすかありて、つたへ聞
 たる人々、おかしうもありけるかなといひつゝ、いさしらすかほにはあら

寛弘五年十一月二十日

二六七

寛弘五年十一月二十日

し、むかし心にくたちてみならしけん、うちわたりをかゝるさまにてやは
出たつへき、忍ふとおもふらんを、あらはさんのこゝろにて、おまへにあふ
きともあまたさふらふ中に、蓬萊つくりたるをしも、えりたる心はへ有へ
し、みしりけんやは、はこのふたにひろけて、ひかけをまるめて、そらいたる
くしとも、しろきものいみしく、つま／＼をゆひそへたり、すこしきたすき
たまひにたるわたりにて、くしのそりさまなん、なを／＼しきと君たちの
給へは、いまやうのさまあしきまで、つまもあはせたるそらしきまして、く
ろほうを／＼しまろかして、ふつ／＼かにしりさき／＼りて、しろきかみ一かさ
ねにたてふみにしたり、たいふのおもとしてかきつけさす、

集同

紫式部和歌ヲ中宮ニ上ル

おほかりし豊の宮人さしわきてしるき日かけをあはれとそみし○後拾遺和歌

おまへには、おなしくはおかしきさまにしなして、扇などもあまたこそと
の給はすれと、おとろ／＼しからむも、ことのかまにあはさるへし、わざと
つかはすにては忍ひやかに、けしきはませ給へきにも侍らす、これはかゝ
るわたくしことにこそと聞えさせて、かほしるかるましきつほねの人し

小忌ノ日ノ調樂

て、これ中納言の御使、御とのより左京の君に奉らんとたかやかにさしを
きつ、引と／＼められたらんこそ、見くるしけれとおもふにはしりきたり、女
のこゑにて、いつこより入きつると／＼ふなりつるは、女御とのゝとうたか
ひなく思ふなるへし、なにはかりのみ／＼と／＼むることも、なかりつるひこ
ろなれと、五せちすきぬとおもふ内わたりのけはひ、うちつけにさう／＼
しき、小忌をみの日の夜のてうかくは、けにおかしかりけり、わかやかなる殿上
人など、いかになこりつれ／＼ならん、明子たか松のこきんたちさへ、こたみい
らせ給し夜よりは、女房ゆるされてまもなくとをりありき給へは、いとほ
したなけなりや、さたすきぬるを、かうにてそかくろふる、五せちこひしな
ともことにおもひたらすやすらひ、こ兵衛なとや、そのものすぞ、かさみに
まつはれてそ、こ鳥のやうにさへつり、されおはさうすめる、

〔榮華物語〕

八

はつ花

かやうにて、日比もへぬる程に、五節廿日まいる、侍従

中宮舞姫ノ装束ヲ實成ニ賜フ

宰相とあるは、公孝内大臣の子實成宰相なるへし、舞ひめのさうそくつかはす、
右宰相中將の五節に、御かつらまうされたるついでに、箱一よろひに、たき
物いれてつかはす、こゝろは梅の枝なり、ことしの五節、いみしういとみか

寛弘五年十一月二十日

舞姫ノ傳

はすなと聞えあり、東のおまへにむかひたるたてしとみに、ひまもなくう
ちわたしつゝ、ともしたる火のひかりに、つれなうあゆみ参るさまとも、
はしたなけれど、そのみちにえきらぬすちともなればこそと見えたり、業
遠朝臣のかしつきに、にしきのからきぬきせたりとのゝしるも、けにさま
ことにさも有ぬへかりけりときこゆ、あまりきぬあつくきせて、たをやか
ならぬさまなりといふもときはあれと、それいまのよのことにはわろか
らす、右宰相中將もあるへきかきりしたり、ひすましふとりとのへたる
すかたそさとひたりと、人ほゝえみたりし、内のおとゝの藤宰相(實徳)の、はたい
ますこしいまめかしきかたはまさりてみゆ、かしつき十人、まこひさしの
みすおろして、こほれいてたるきぬのつまとも、したりかほに思へるさま
ともよりは、みところまさりて、ほかけにおかしうみえたり、又春宮亮(業盛)の五
節(五節)に、みやよりたき物つかはず、おほきやかなるしろかねのはこにいれさ
せ給へり、尾張守もいたしたれと、とのゝうへそそれはつかはしける、その
夜は御前のこゝろみなどもすきて、わらはしもつかへの御らんいかゝと
ゆかしきに、れいのおきの程になれば、みなあゆみつゝけ参りいつるほど、

中宮業遠
賜才

御前試

渡御

義子ノ女
房

うちにもとにもめをつけさはきたり、うへわたらせ給て御らんす、若宮お
はしませは、うちまきし、のゝしるけはひす、業遠のわらははに、あをきしらつ
るはみのかさみをきせたり、おかしと思たるに、藤宰相のわらはには、あか
色のかさみをきせ、しもつかへのからきぬに、あをいろをきせたる程をし
かへしねたけなり、宰相中將のもいつゝへのかさみ、尾張はゑひそめをみ
へにてそきせたる、あこめみなこきうすき心々なり、侍従宰相の五節のつ
ほね宮(彰子)の御前たゝみわたすはかり也、たてしとみのかみよりすたれのは
しもみゆ、人の物いふ聲もほのかにきこゆ、かの弘徽殿の女御(義子)の御方の女
房なん、かしつきにてあるといふ事をほのきゝて、あはれむかしならしけ
んも、しきを物のそはにるかくれて見るらんほとも哀に、いさいとしら
ぬかほなるはわろし、ことひとついひやらんとさためて、こよひかみつ
くろひいつ方なりしそ、それなと宰相中將の給ふ、源少將(實政)もおなしことか
たり給、なをきよけなりかしなとあれは、御前に扇おほく候中に、蓬萊つく
りたるを、はこのふたにひろけて日かけをめぐりて、まるめおきて、そのな
かに、らてんしたるくしともを入て、しろひ物なとさへいさまにいれなし

て、おほやけさまに、かほしらぬ人して、中納言の君の御つほねより、左京の君のおまへにといはせて、さしをかせつれば、かれとりいれよなといふは、かのわか女御(後子)とのより給へるなりと思ふなりけり、またさおもはせんとたはかりたる事なれば、案にははかられにけり、たき物をたてふみにしてかみにかきたり、

おほかりしとよの宮人さしわけてしるき日かけをあはれとそみし

彼つほねには、いみしうはちけり、宰相(兼成)もたゝなるよりは、心くるしうおほしけり、をみのよは、宰相の五節に、わらはのかさみ、おとなのかしつきに、みなあをすりをして、あかひもをなんしたりけるといふことを、のちに齋院(聖子内親王)にきこしめして、おかしうもおほしめしてめしたりければ、御らんして、けにいといまめかしうおほしめして、あをき紙のはしにかきて、たもとにむすひつけてかへさせたまへり、

神代よりする衣といひなからまたかさねてもめつらしきかな○後拾遺和歌

集同

二十二日、己卯、新嘗祭、

齋院舞姫
ノ装束ヲ
召シテ御
覽ジ給フ

〔日本紀略〕院一條 十一月廿二日、己卯、新嘗祭、

二十三日、庚辰、豊明節會、

〔日本紀略〕院一條 十一月廿三日、庚辰、節會、

〔權記〕 十一月廿四日、辛巳、依分配就王祿所、

二十四日、辛巳、東宮鎮魂祭、

〔日本紀略〕院一條 十一月廿四日、辛巳、東宮鎮魂祭、

二十八日、乙酉、賀茂臨時祭、御物忌、

〔權記〕 十一月廿六日、癸未、參内、試樂也、依御物忌、不候御前、

廿八日、乙酉、賀茂臨時祭、依物忌、都參宿内御物忌、使殿中將云々、

〔小右記目錄〕臨時祭事 同五年十一月廿六日、臨時祭、試樂事、

〔紫式部日記〕 臨時の祭の使は、との、權中將教通の君なり、その日は御物いみ

なれば、殿御とのるせさせ給へり、上達部も、まひ人の公達もこもりて、夜ひとよ、ほそ殿わたり、いとものさわかしきは、ひしたり、つとめてうちのおほいと、御隨身、このとのゝみすいしんに、さしとらせていにける、ありしはこのふたに、しろかねのさうしは、こをすへたり、かゝみをしいて、ち

寛弘五年十一月二十三日 二十四日 二十八日

試樂

使藤原教通

公季使ニ物ヲ贈ル

使歸參

んのくし、白かねのかうかいなど、使のきみのひんか、せ給へきけしきを
したり、はこのふたに、あしてにうちいてたるは、日かけの返事なめり、○本
十條参看、文字二つ落てあやうし、ことの心たかひても有かなと見えしは、か
のおとゝの宮よりと心え給て、かうことゝしくしなし給へるなりけり
とぞ、きゝ侍りしは、かなかりしたはふれわさをいとをしうことゝしう
こそ、殿のうへも、まうのほりて物御らんす、使のきみの藤かさして、いと
のゝしくおとなひたまへるを、くらの命婦は、舞人にはめも見やらず、打
まもりゝそなきける、御物いみなれば、御社より丑の時にそかへりまい
れば、御かくらなともさまはかりなり、かねときかこそまては、いとつきつ
きしけなりしを、こよなくをとろへたるふるまひそ、みしるましき人の上
なれと、あはれに、おもひよそへらるゝことおほく侍る、

〔榮華物語〕

ハハ
はつ花

かくて臨時のまつりになりぬ、つかひにはこのとの

、權中將いて給、その日は内の御物いみなれば、殿も上達部も、舞人の君た
ちも、みなよひにこもり給て、うちわたりいまめかしけなる所々あり、との
(倫子)
うへもおはしませは、御めのとの命婦もおかしき御あそひにめもつか

道長等御
籠物忌ニ
ス

藤原實成
祭使教通
ルニ
籠ヲ贈

て、つかひのきみをひとへにまほりたてまつりたり、かくてこのりんしの
まつりの日、(實成)宰相の御隨身ありしは、このふたを、このきみの隨身にさし
とらせていにけり、ありしはこのふたに、しろかねのはこのふたに、かゝみ
いれて、沈のくし、白かねのかうかいをいれて、つかひのきみのひんかき給
へき具とおほしくてしたり、此はこのうちに、泥にてあしてをかきたるは、
ありしかへしなるへし、

日影くさか、やくほとやまかひけんますみのかゝみくもらぬものを遺○後拾
集、二句ヲか、や
くかけやニ作ル、

寛弘五年十二月四日 五日

十二月大丁亥朔盡

四日庚寅陸奥交易馬ヲ御覽アラセラル、

紫宸殿出

〔權記〕十二月四日庚寅略○中 參内、陸奥國交易馬廿疋今日御覽於南殿有此

儀、主上出御南殿階以西第□間立大床子、御後施屏風一帖二帖可藏人少將

候御劍置之左大臣爲日上御覽了置鞍馳西馳

結政、

〔權記〕十二月四日庚寅參結政有申文出羽詔使返事此次申日上源中納言後覽

出羽詔使ノ返事南申文

南申文、著政、

五日辛卯欲著結政之間略○中 參内、令申前近江守知宗解由等尹中納言參御

前、

十三日己亥參衙有政、

十七日癸卯參結政參内、

○五日以後結政等ノコト便宜合致ス、

五日辛卯冷泉上皇新造ノ東三條南院ニ遷御アラセラル、

燒亡ノ後新造ス

〔日本紀略〕院一條十二月五日辛卯冷泉院上皇今日初還御南院燒亡之後

新造也、○百練抄同ジ、

〔權記〕十二月五日辛卯略○中 參冷泉院今日初還御南院燒亡以後新造也、

〔陰陽博士安倍孝重勘進記〕玄武日例

例玄武日ノ

寛弘五年十二月五日辛卯日玄武太上皇冷泉遷御新造南院、

○東三條南院燒亡ノコト寛弘三年十月五日ノ條ニ御垣造作始ノコト同月二十一日ノ條ニ見ユ、

七日癸巳皇太后宮御讀經結願、

〔權記〕十二月七日癸巳皇太后宮御讀經結願也然而依觸穢申達其由於左金吾

金吾御許而可參之由有御返事即參入夕詣左府、

○御讀經始ノ日詳ナラズ、

十日丙申御體御卜、

〔日本紀略〕院一條十二月十日丙申御體御卜、

十一日丁酉月次祭神今食、

〔日本紀略〕院一條十二月十一日丁酉月次祭神今食、

十三日己亥御佛名不堪佃田定、

寛弘五年十二月七日 十日 十一日 十三日

〔日本紀略〕院一條 十二月十三日、己亥、御佛名、

〔權記〕 十二月十三日、己亥、略中參内、有不堪定、御佛名始、

廿三日、己酉、此夕參中宮御佛名、

○中宮御佛名ノコト、便宜合敘ス、

十七日、癸卯、荷前使ヲ定ム、

〔日本紀略〕院一條 十二月十七日、癸卯、荷前使定、

○荷前使ヲ發遣スルコト、本月二十八日ノ條ニ見ユ、

二十日、丙午、敦成親王、百日ノ御儀アリ、

〔日本紀略〕院一條 十二月廿日、丙午、新誕親王產生百日也、公卿以下獻和歌、

前太宰權帥作序、

〔御堂關白記〕 十二月廿日、丙午、若宮御百日、御前物右衛門督、中宮御前物權

上達部ノ
捧物

大夫、籠物可然、上達部十人、各十捧、金銀珍寶爲物形、折櫃百合、宮家司、侍別當

等中又百合、其折櫃又微妙事、非可書盡、御在所居南庇并惜板敷等□面、上達

部殿上人設饗、御渡御戌時、供宮御前物、余調餅端奉抱宮後、上食之給、

御陪膳橋三位、德子、其後南廂上御簾、召上達部、此以前籠物折櫃等、遷晝御

中宮御佛
名

公卿以下
和歌ヲ獻
ズ

饗

道長ノ奉
仕

天孟ヲ道
長ニ賜フ
行成親王
ノ陪膳ヲ
勤仕ス

出御

伊周ノ和
歌序

座、上卿給衝重、一兩巡後供御前物、余之奉仕也、銀懸盤折敷、張羅置銀洲濱、
龜形盛御飯種々具、水鳥石等盛御菜御臺、鷺足机、瑠璃酒盞、同瓶子、供御膳、
後數獻、後上達部委歌奉仕、左衛門督進盃、左大辨取筆、而帥取筆書題、人々
相寄七八人奉仕間、召御盃、右大臣獻之、召余給御盃、被仰云、○以下
〔權記〕 十二月廿日、丙午、參内、若宮御百日、上御中宮御方、余爲若宮陪膳、
被奉仕、殿上人四人益之、左宰相中將爲中宮陪膳、權大夫、上達部在東孫庇、殿上人在又庇、
各有饗、先是獻物百捧、折櫃百合、置列南廣庇、殿上五位六位取之、運御在所、
也、暫上出御、上達部候廣庇、羞突重、次供御膳、右衛門督陪膳、大殿被調也、右府
陪膳、右金吾退、右府供御酒、一兩巡後、依左府命、予取紙筆參進、欲書序題之間、帥更
被書、予書倭歌、左金吾爲令去巡行、至權中納言許之間、又召此紙筆、右大臣依
天氣又供御酒、左大臣依召近候、給御盃、余御製并大臣奉和、事了還御、

〔本朝文粹〕十一和歌序 序丁 一條院御時中宮御產百日和歌序

儀同三司

第二皇子百日嘉辰、合宴於禁省矣、外祖左丞相以下、卿士大夫侍座者濟濟焉、
望龍顏於咫尺、酌鸞觴而獻酬、醉恩之餘、私相語云、隆周之昭王、穆王曆數長焉、

我君又曆數長焉、本朝之延曆、延喜胤子多矣、我君又胤子多矣、康哉帝道誰不歡娛、請課風俗、將獻壽詞云爾、○大鏡裏書同

〔花鳥餘情〕

二十七寄生

賜天盃例

（寬弘）

同五年十二月廿日、後一條院御百日、御堂

殿給御盃、已上給執政例也

二十一日、未、官奏、

〔權記〕

十二月廿一日、丁未、參內、申文、官奏、

廿五日、辛亥、參內、申文、永明、官奏、博愛、（道長）左大臣、

○二十五日、官奏ノコト、便宜合敘ス、

二十二日、戊、道長、慈德寺ニ詣入、

〔權記〕

十二月廿二日、戊申、詣左府、候御車後、詣慈德寺、

二十三日、己、著欽政、

〔西宮記〕

（臨時）於市行事裏書

勸申秦安武可著欽哉否事

右別當宣備、安武依竊盜之犯、今月廿二日、承伏進過狀、而其生年十七者、可著欽哉、宜勸申其由者、名例律云、七十以上十六已下、犯流罪已下收贖疏云、盜既

竊盜秦安武ノ著欽ノ可申ス

申文

格文ノ新判ニ依ル

縣犬養爲政等ノ勸申

侵損於人、故不許全令其收贖、弘仁格云、自今以後、宜以十八爲中男者、律條贖法、以十六爲限、格文年限以十八爲法、今論安武之年齒、須依格文之新判、仍徵銅、宜相贖偷盜之罪、停欽不可配徒年之役、仍勸申、

寬弘五年十二月廿三日

左衛門少志伴維信

大志尾張如春

左衛門權少尉豐原爲時

左衛門少尉甘南備保資

大尉縣犬養爲政

物部犬男丸等ノ著欽ノ可申ス

勸申茨田安武、物部犬男丸等、可著欽哉否事
右被別當宣備、安武犬男丸等、依竊盜之犯、各進過狀了、但其年十七、可著欽哉否、宜勸申其由者、賊盜律云、竊盜、一尺杖六十、一反加一等、五反徒一年、五反加一等、五十反加役流、名例律云、七十以上十六已下、犯流罪已下收贖、疏云、盜既侵損於人不許全免、令其收贖、戶令云、十六已下爲小、廿以上爲中、六十一爲老、又云、不課謂男年十六已下、弘仁格云、自今以後、宜以十八爲中男、以六十爲老

寬弘五年十二月二十三日

寬弘五年十二月二十五日 二十六日

二八二

贖銅ヲ徵
シ著欵ヲ
停ム

令宗允亮
ノ説

冷泉院御
給

者、律條收贖之十六、令條不課之小男也、小男聽贖、於是明年、方今皇恩遠及、民
役多減、已以十八更爲中男、便知十七是爲小男、課役其輕、猶以減折、盜竊此重、
蓋從寬恕、今件安武等、推計生年、所謂小男、宜徵贖銅、以停著欵、仍勘申、

寬弘五年十二月廿三日

宗河記云、道官人等勘申之旨不詳、本條頗似省略、仍爲示後昆、勘注子細、前々
只除十六之者、今案格文、相明輕重、依有事次、漏申別當、因茲今勘注、法意被停
著欵、在廳之日、雖觀罪報、去職之後、適優犯人、豈非平獄之恩、須期高門之慶、今
案、如本條者、十七者雖可著欵、案後格、依爲小男不課者、不可配役、歟、安武勘文
尤合其理、至春丸勘文者、依幼少犯、免十七歲之著欵之旨、未悟此格、歟、

二十五日、直物、小除目、

〔日本紀略〕院一條 十二月廿五日、辛亥、直物、小除目、

〔中古歌仙三十六人傳〕道雅卿 十二月、敍正五位下、冷泉院御給 同廿八日、任左

近少將、

二十六日、不堪佃田定、

〔權記〕 十二月廿六日、壬子、參內、當年不堪定、

大僧都穆算寂ス、

〔扶桑略記〕一條天皇 十二月十六日、大僧都穆算逝去、年五十五

〔僧綱補任〕寺本興福 權律師穆算 天元四年十月廿二日任、天台宗、延曆寺、

官歷
運昭ノ入
室弟子

一乘寺、左京人、運昭內供入室、永觀二年八月八日轉任權少僧都、冊一〇以上、永

祚元年五月七日轉少僧都、長德四年十月廿四日轉任權大僧都、十二月廿九

日轉任大僧都、寬弘五年十二月廿六日入滅、〇以上三

〔僧綱補任〕乾 德川昭武氏本 權律師穆算 天台宗、延曆寺、天元四年十月

廿一日任、年卅八、臘廿四、一乘寺、根本智證大師門徒、阿闍梨內供奉十禪師運

昭入室弟子、天元年月日補、內供奉十禪師智興死闕替、同年月日爲觀音院最

初阿闍梨、權少僧都餘慶奏、天德三年八月廿日得度受戒、

智證大師玄弟子、合尊 內供孫弟子也、運昭內供弟子也、經雲林院供僧、

永觀二年八月八日權少僧都、超五人、永祚元年五月七日轉任少僧都、長德四

年十二月廿九日任權大僧都、或本 十月廿四日任權大僧都、十二月廿九日任

大僧都、寬弘五年十二月廿六日卒、六十五、號一乘寺僧都、

〔園城寺長吏次第〕第十二穆算

二八三

寬弘五年十二月二十六日

大僧都、一條寺、餘慶弟子、長德四年十月任

一乘寺僧
都
餘慶ノ弟
子

寬弘五年十二月二十六日

之同(寬弘五年)十二月十六日滅年六十五

〔園城寺傳法血脈〕

乾智(餘慶)辨權僧正授十八人○中

弟子

穆算 天元三(一)四(一)十八(一)同院(一)同(一) 奏(一)卅(一)一(一)蓮昭(一)入室(一)左京人

穆算(朱書)大僧都授三人 年一乘寺(一)左京人(一)五十七(一)始行(一)受後廿三(一)

千勸(朱書)披雲房(一)第(一)三(一)長保四(一)上總權(一)介(一)

尊澄(朱書)長保四(一)十(一)藤惟條(一)男(一)山陰(一)中納言(一)曾孫(一)權介(一)

延政(長保四年)同(一)十二(一)十九(一)

〔園城寺傳記〕

六(圓珍)大師傳法次第

蓮昭(圓珍)百光房(一)阿闍梨(一)

穆筭

心譽 賴高 乘延○中

傳法灌頂大阿闍梨

穆筭 一人

〔諸嗣宗脈紀〕

天下台宗

餘慶

穆算(一乘寺)

法系

傳

智證門流
四王ノ一人

歌什

賴高

心譽

增譽

〔僧綱補任抄出〕

上天元四年(辛巳)穆算(依天皇)餘慶(習被任)無指(左京人)

〔元亨釋書〕

十一(感進)四(之三)釋餘慶(中慶)有四神足(勸修)勝算(慶祚)穆算也(十力)

〔寺門高僧記〕

一 穆算大僧都(寺一乘)年卅七(補觀音院初阿闍梨)藤廿九(天)

元三年智辨權僧正傳法弟子慶祚大阿闍梨傳法之師也長德四年十月補長

吏時大僧都(治二)同年十二月廿六日入滅春秋六十五(寬弘五年)

〔寺門傳記補錄〕

十三(長吏)高僧略傳部上(丁)大僧都穆算(寺一乘)十七世

穆算 左京人運昭供奉入室弟子也智行兼備學究台密兩宗證門四王一人

也天元三年四月十八日禮智辨權僧正受阿闍梨位灌頂年三十八臘十九今

年依權僧正之奏一乘寺般若院置阿闍梨四口五年依兩門不和率其門人移

住一乘寺長德四年十月補長吏(治二)時大僧都今茲十二月十六日入寂年六

十有五

〔萬代和歌集作者部類〕

穆算(前大)雜五(一)

寬弘五年十二月二十六日

○穆算示寂ノ日、僧綱補任等二十六日ニ作り、扶桑略記等十六日ニ作ル、姑ク僧綱補任ニ據リテ、玆ニ掲グ、穆算、房舎ヲ破壊セラル、コト、正暦四年八月是月ノ條ニ、太皇太后昌子内親王ノ御葬送ニ奉仕スルコト、長保元年十二月五日ノ條ニ、同法會ニ奉仕スルコト、同月六日ノ條ニ、一乗寺般若院ニ阿闍梨ヲ置カンコトヲ奏請スルコト、同三年七月十七日ノ條ニ見ユ、

〔参考〕

一乗寺

〔山城名勝志〕

十二 愛宕郡二 一乗寺 拾芥抄云、西坂本三井寺ノ末、上東門院康、即敷里之地也、昔有寺號一乘、故爲邑別名、按、自康平已前、一乗寺有之、

二十八日、甲寅、荷前使ヲ發遣ス、

〔日本紀略〕

院一條 十二月廿八日、甲寅、發遣荷前使、

〔權記〕

寛弘六年正月五日、辛酉、參内、○中去年荷前使闕怠諸卿五人、去年十二月廿九日、依左大臣傳宣、今日問傳大納言左衛門督、（時光）彈正尹、右宰相中將大藏卿、各申病由、即申案内了、仰云、荷前使三人已上闕怠事、自昔所不見、去年如此、尤重可誠給、然而殊有所思食、此度免給、將來不可有如此、仍仰了、又彼日使

使ノ闕怠ヲ誠ム

公卿ノ遲參ヲ誠ム

公卿等遲參之由、同被仰誠、右大將、左兵衛督、新宰相等也、

○荷前使定ノコト、本月十七日ノ條ニ見ユ、

二十九日、乙卯、中宮御物忌、

〔紫式部日記〕

（寛弘五年） しはすの二十九日にまいる、はしめて參りしもこよひのこ
とそかし、いみしくも夢路にまとはれしかなと思ひ出れば、こよなく立な
れにけるも、うとましの身のほとやおほゆ、夜いたうふけにけり、御物い
みにおはしましければ、おまへにもまいらす、心ほそくて打ふしたるに、ま
へなる人々のうちわたりは、猶いとけはひことなりけり、さにては今は
ねなましものを、さもいさときくつ、のしけきかなと、色めかしくいひるた
るをきいて、

玉葉 年暮て、我世更行風の音に心のうちの冷しきかな
とそ獨こたれし、

三十日、丙辰、追難、盜、宮中ニ入ル、

〔紫式部日記〕

（寛弘五年） つこもりのよ、ついなはいとくはてぬれば、はくろめつけ
なと、はかなきつくりひともすとて、うちとけるたるに、辨の内侍きて、物か

寛弘五年十二月二十九日 三十日

たりして臥給へり、たくみのくら人は、なけしのしもにゐて、あてきかぬふもの、かさねひねりをしへなど、つく／＼としゐたるに、おまへのかたにいみしくのゝしる、内侍をこせと、いみにもおきす、人のなきさはくをとのきこゆるに、いとゆゝしく物も覺えず、ひかとおもへとさにはあらず、たくみのきみ、いさ／＼とさきにをしたて、ともかうも宮しもおはします、先まいりて見奉らんと、内侍をあら／＼かにつきおとろかして、三人ふるふ／＼あしもそらにてまいりたれば、はたかなる人そふたりゐたる、ゆけひ、こ兵部なりけり、かくなりけりとみるに、いよ／＼むくつけし、みつし所の人もみないて、宮のさふらひも、たきくちも、なやらひはてけるまゝに、みなまかて、けりてをたゝきのゝしれと、いらへする人もなし、おものやとりのとしをよひいてたるに、殿上に兵部丞と、くら人をよ／＼と、はちも忘れて、くちつからいひたれば、たつねけれとまかてにけり、つらきことかきりなし、式部丞すけなりそ参りて、ところのさしあふらとも、たゝひとりさしいれてありく、人々ものおほえす、むかひるたるもあり、うへより御つかひなとあり、いみしうおそろしうこそ侍りしか、おさめとににある

女房二人
取ル
ノ衣ヲ剥

御使ヲ遣
シ給フ

納殿ノ御
衣ヲ賜フ

御そとりいてさせて、この人々にたまふ、ついたちのさうそくはとらさりければ、さりけもなくてあれと、はたかすかたはわすられず、おそろしきものから、おかしうともいはず、

是月、石山寺、中宮ノ御願ヲ果シ奉ル爲メニ、阿闍梨三口ヲ置カレンコトヲ請フ、

〔石山要記〕

五書 請奏置三口阿闍梨解狀

石山寺請被奏下宣旨令果御願狀

副進 御願書一紙

右得五師修仁大法師今月八日解狀、去寛弘元年十二月三日、故前大僧正觀修爲中宮御願成就、於觀音寶前、勤修三七ヶ日、增益法御修善、（參看）條、擊御願書、毎時初終竊以讀申、滿限日結願之後、御願書授付修仁、罷歸本寺、其詞云、日々夜々祈申觀音、努力々々、莫漏他人者、修仁受彼教諭、無漏神情、件御願書、内有三事、其一曰御千年間、毎年供養蓮華會、其二曰爲御寺奏置阿闍梨三人、其三曰、造作卅八所御前禮殿者、爾來五躰投地、日夜祈申五ヶ年于今矣、今年九月十一日御願圓滿、苟是修仁之功績、豈非御寺之威驗、然而恩賞不可留于

觀修中宮
ノ御願書
ヲ修仁ニ
授ク

御願三箇
條
祈願五箇
年ニ及ブ

寬弘五年十二月是月

二九〇

一僧、御願可被置彼三人、何況殘二御願立、可被賽望也、(白カ)白寺家被申請、欲承仰事之旨、佛種從緣起、所謂是之謂也者、今檢案內、當時聖武天皇御願、代々相承、鎮護國家之場也、所傳來者、真言密教、始自良辨僧正、弘法大師以後、迄及當時、不墮師迹、重案傍例、攝津國掬持寺者、昔藤大納言山蔭卿所建立也、明時、外家依出彼門、初置四人阿闍梨、其外上件御祈師僧正觀修新造解脫寺、初置四人阿闍梨、前僧都明救淨土寺內別立一院、又申置阿闍梨四人、以彼謂之、誰謂不當其仁哉、(道長)殿下長德元年、撰定寺僧三口、宛日供、定所作、永令祈請、殿下御願可圓滿之中、今此皇子誕生、遠則三口僧等多年積功、近則件三御願之所助成也、此寺始自去長德三季、每至月十八日、建立祕密壇場、撰定十一口僧、互修兩界法、并令誦諸尊讚、其名四曼荼羅供、漸及十餘年、是皆僧等練習其道之故也、望請鴻慈、被奏下三人阿闍梨於寺家、彌奉祈皇子玉躰堅固、中宮寶祚千秋、殿下興隆王法之由、仍勒事狀謹解、

寬弘五年十二月 日

都維那法師

寺主大法師

上座大法師

道長日供
僧三口ヲ
定ム

每月十八
日四曼荼
羅供ヲ修ス

中宮御願
立ノ堂社建

按、此解狀初云五師者、往古以當寺衆僧宿老之內、勅撰置五人阿闍梨、而被令修御願、今修仁大法師可其一人、故云五師、尤非當寺之私稱、若私稱者、不可載解狀而奏之、其勅裁事可知者也、

〔石山要記〕

一(續)社禮殿

建立時代不詳、今建物三百年許已來建立也、其締構非古代歟、但此拜殿寬弘之頃、初造營之由、見舊記也、寬弘五年十二月、石山寺解狀云、御願書內有三事、其一曰、御千年間、每年供養蓮花會、其二云、爲御寺奏置阿闍梨三人、其三曰、造作卅八所御前禮殿云々、

私云、此御願書、法成寺禪定太閤道長公所被籠之御願書也、依御願成就、皇子降誕、三事御立願、悉被置畢、今拜殿非其時代之建物也、

〔石山寺年代記錄〕

上(宋考)長德元(年)殿下撰定寺僧三口、宛日供、定所作、祈給殿

下御願圓滿、寬弘五(年)一解文出之、

寬弘五年十二月是月

二九一

別當內供

座主(深覺)權少僧都法眼和尚位石〇

山寺座主傳記、
東寺要集同シ、

三(年) 每月十八日、十一口僧修兩界法、誦諸尊讚、其名四萬(變)茶羅供、當一起昔之、
寛弘五(年) 一解文出之、

○石山寺ニ阿闍梨ヲ置クコト、寛仁三年七月十六日ノ條ニ見ユ、

安樂寺別當前少僧都元真寂ス、

〔僧綱補任〕

○乾 德川昭武氏本

權律師元真 真言宗、東大寺、永祚元年五月

七日任、年七十一、臘五十六、左京人、和氣氏、元杲大法師入室弟子、元杲受法、即

舍弟、正曆四年十二月十七日任權少僧都、長德二年月日、上辭表下鎮西、請雨

經法之間、無其驗、攀緣云々、號筑紫僧都、寛弘五年十二月日、於安樂寺卒云々、

○興福寺本
異事ナシ、

〔尊卑分脈〕

菅原氏

文時 文章博士、
權大僧、

元真 東、僧都、別當、
安樂寺、

安杲 東、少僧都、別當、
安樂寺、

〔真言傳法灌頂師資相承血脈〕

○上 山城

權大僧都元杲

請雨法驗
ナシ
筑紫僧都
ト號ス

世系

法系

元真

〔血脈類集記〕

三 本朝真言傳法灌頂師資相承血脈

小第七 淳祐弟子
權大僧都元杲

○中 略

元杲

元真 僧都

左京人、菅三品文時子、安樂寺別當、
依祈雨露、永別本寺、下向鎮西了、
略、中已上裏、

〔密宗血脈鈔〕

中 小野流相承血脈次第

元杲

元真 少僧都

號鎮西僧都、左京人、菅原、
三品文時息、安樂寺別當、

永祚元年五月七日任權律師、
七 正曆四年十二月十七日、轉權少僧都、
十

五、長德二年、辭退少僧都、下向鎮西、補安樂寺別當、
寛弘五年十二月入滅、
十八

六、東大寺別當補任云、元深僧都天慶九年任云云、
或本不入之、若爲此人者、
其時年廿餘歟、不審也、勘僧綱補任、元真僧都之外、
無元深云人、同異如何、

〔醍醐報恩院血脈〕

小野僧都元真 元杲入壇資、安樂寺別當、
號筑紫僧正、俗

姓左京人、菅原氏、長德二年辭職、下向鎮西、
依祈雨法無驗、永別宗三寶、行遠國

云々、
○三寶院傳法
血脈異事ナシ、

〔安樂寺草創日記〕

○前 筑

安樂寺別當長者御子孫之事、
無補例舉

寛弘五年十二月是月

寛弘五年十二月是月

二九四

略○上 住算 元眞 安杲 略○下

〔傳燈廣錄〕

灌四 頂護小野方 分三之九

元信

左街人、姓菅氏、三品文時子也、依宣修

請雨法無驗、慚愧而辭、少僧都、永離別密門、長德二年、往于筑紫太宰府、作安樂寺別當、而具妻子、今彼供僧等云、此子孫也、今何故書于茲乎、謂恐其法濫也、

○元眞、神泉苑ニ於テ、請雨經法ヲ修スルコト、永延元年五月二十四日及ビ正曆二年六月三日ノ條ニ、官ヲ辭シテ、鎮西ニ下ルコト、長德二年是歲ノ條ニ見ユ、

妻子ヲ具

是歲、權僧正勝算ヲ園城寺長吏ニ還任ス、

〔園城寺長吏次第〕

第十六勝算 寛弘五年還任、于時僧正、

〔僧官補任〕

園城寺長吏次第

勝算 寛弘五重任、治三年、○法中補任、寺門傳記補錄等、同ジ

寛弘五年是歲

二九五

年末雜載

天候、

〔御堂關白記〕正月廿三日、乙酉、雨終日降、

廿四日、丙戌、雨終日下、

二月五日、丙申、雨下、

〔權記〕二月十四日、乙巳、雨、

〔御堂關白記〕三月六日、丁卯、從曉方雨下、終日、

八日、己巳、從午時許雨降、

五月六日、乙丑、雨下、

八月七日、乙未、雨下、

〔御堂關白記〕三月十九日、庚辰、從朝時々雨下、夕方深雨、雷電甚大也、

四月十一日、辛丑、天晴、

〔日本紀略〕院一條九月十四日、辛未、東西山雪降、

佛寺、

〔慶延記〕醍醐雜事記十四一河內莊文書櫃一合納

醍醐寺領
河內莊

深雨
雷電
晴
雪

東寺灌頂

藤原行成
參内

郡莊位田事、民部省所進文一枚寛弘五年九月十四日

〔東寺長者補任〕一長者僧正雅慶 十月三日灌頂行之、

公家、

〔權記〕正月九日、辛未、參内、詣左府、（進長）

十五日、丁丑、參内、參左府、申雜事、

廿一日、癸未、詣左府、參内、候御前、

二月二日、癸巳、參内、參左府、

五日、丙申、參内、雨、

四月五日、乙未、參内、

六月三日、壬辰、參内、參略左府、

五日、甲午、略參内、左府自内出給、依命候御車後、罷出、

六日、乙未、詣左府、略參内、久候御前、退出、

九日、戊戌、參内、詣左府、（具平親王、宮威也）六條、

七月廿九日、丁亥、參内、候御前、

八月廿九日、丁巳、詣左府、夕參内、

寛弘五年雜載

道長ノ參
宿内及ビ候

九月八日、乙丑、參内、
廿一日、戊寅、參内、
廿二日、己卯、參内、
十一月廿一日、戊寅、參内、
廿五日、壬午、詣左府、參内、
十二月二日、戊子、參左府、參内、

〔御堂關白記〕正月十日、壬申、參内、候宿、

廿二日、甲申、參大内、
二月十四日、乙巳、略○中 雨下、參大内、候宿、
三月四日、乙丑、略○中 參大内、候宿、
七日、戊辰、參大内、即退出、
十三日、甲戌、參大内、候宿、
十四日、乙亥、從内罷出、
四月十五日、乙巳、參大内、
五月十二日、辛未、略○中 從大内出、

齊信ノ參
内

六月十八日、丁未、參大内、候宿、
十九日、戊申、從内罷出、
廿三日、壬子、參大内、候宿、
廿四日、癸巳、從内罷出、
八月六日、甲午、參太裏(六十間)、即退出、雨下、
九月廿二日、己卯、參大内、候宿、
廿七日、甲申、參太内、候宿、
十月七日、甲午、參太内、候宿、
十一月十八日、乙亥、從太内罷出、

〔御堂關白記〕四月十日、庚子、雨止、天陰、右衛門督參大内、

〔朝野群載〕越二十六續文 諸國公文中 主稅寮 解由續文如何、

勘申前美作介從五位下橘朝臣則隆解由事
右官宣、件則隆任中稅帳勘濟不足之由、宜勘申者、謹檢案内、前司任終長保五年、當任寛弘二三并四々年稅帳未勘畢、仍勘申、

寛弘五年十二月廿九日

少屬秦連理

諸家

道長物忌

〔御堂關白記〕正月三日、乙丑、依物忌無他行、

忌日

十八日、庚辰、物忌、固籠居、

二宮ニ參ル

廿一日、癸未、忌日、齋食、召院源僧都召、(行方)令申上例經、布施如常、

方違

二月十四日、乙巳、還來、次參二宮、(兼子内親王)

業遠宅ニ移ル

廿四日、乙卯、從内外有方違宿小南、

業遠宅ニ移ル

卅日、辛酉、渡業遠宅、(高階)

三月四日、乙丑、從業遠宅還來、

〔權記〕六月十三日、壬寅、詣左府、向長多仁給云々、

十二月六日、壬辰、詣左府、有五躰不具穢、(道長)

〔權記〕正月三日、乙丑、昨今物忌、不出仕、

廿七日、己丑、例物忌、

〔權記〕正月四日、丙寅、詣内府、(公季)彼是卿相被參、々皇太后宮詣右府、(顯光)令申昨不參

案内、詣左府、參華山院、

道長ヲ訪フ

行成物忌

觸穢

解脱寺ニ詣ス

六日、戊辰、詣左府、

二月八日、己亥、略參左府、中

四月十二日、壬寅、詣左府、

廿五日、乙卯、參左府、

廿九日、己未、參左府、

五月卅日、己丑、詣左府、

六月一日、庚寅、詣左府、

十日、己亥、詣左府、

十一日、庚子、詣左府、

十二日、辛丑、詣左府、

廿日、己酉、詣左府、

九月二日、己未、參左府、

三日、庚申、參左府、

十八日、乙亥、詣左府、

十一月六日、癸亥、詣左府、

具平親王
ノ御所ニ
參ル

十六日、癸酉、詣左府、
十二月二日、戊子、參左府、
十二月二日、戊子、參左府、
十六日、壬寅、參左府、

〔權記〕 正月廿二日、甲申、略中參具平親王六條宮、

六月十一日、庚子、略中參略六條宮、

九月三日、庚申、詣中務宮、具平親王

四月、辛酉、參中務宮、

〔權記〕 二月十三日、甲辰、此夕雨、參院、

十五日、丙午、參院、

廿七日、戊午、參院、

三月四日、乙丑、參院、

七日、戊辰、參院、

十日、辛未、參院、

廿日、辛巳、參院、

花山院ニ
參ル

鴨院ニ詣
ル

廣隆寺ニ
詣ル

世尊寺ニ
詣ル

中宮ニ參
ル

道兼室ニ
謁ス

觸穢

不動法ヲ
修セシム

六月十一日、庚子、略中參故院、

〔權記〕 三月九日、庚午、詣鴨院、

六月三日、壬辰、略中詣鴨院、

九日、戊戌、略中詣鴨院、

十一月、庚子、略中參鴨院、

九月廿四日、辛巳、詣鴨院、

〔權記〕 三月廿一日、壬午、略中此夜奉供廣隆寺御明等、

廿二日、癸未、略中此夜參廣隆寺、

七月八日、丙寅、詣廣隆寺、入夜歸、將參小兒、新生女

〔權記〕 五月十五日、甲戌、詣長溪、違方世尊寺、

九月十四日、辛未、參左府、中宮御方

十二月十二日、戊戌、略中詣宰相中將殿、奉偈二條殿北御方、儀力(道儀)

〔權記〕 正月十日、壬申、欲參內之間、見著犬死穢不參、

十一月、癸酉、略中自今夕令教靜閣梨、修不動調伏法、

三月十七日、戊寅、自此夜令順朝閣梨、卒二口伴僧、修不動調伏法、限以七今日、(ツカ)

女人ノ爲
メニ修法
セシム

大般若及
ビ仁王經
ヲ轉讀セ
シム

男兒ノ爲
メニ毎月
八日供養
ヲ行フ爲
小兒ノ爲
メニ修法
ヲ行フ

女兒ノ爲
メニ大般若
ヲ經テ書
寫ス

夜、

廿四日、乙酉、自今夕令法賢君、修不動調伏法、伴僧七口、限七ケ日、又於京令叡
義君、修尊星光法、七ケ日、并令吉平朝臣(安侍)行招魂祭、並爲女人病也、又於此寺、自
今日三ケ日間、以十口僧令轉讀藥師經千卷、去冬產時願也、

六月五日、甲午、略中詣世尊寺、自今日爲女人修法、教靜閑梨、

八月十六日、甲辰、略中大般若讀經結願、公助上人、以絹二疋爲布施、又以一疋
宛供料不足、又自今日以慧超上人、令轉仁王經、限卅日、

十二月八日、甲午、始自今日、毎月八日令感美君、爲犬奉供養、文殊師利菩薩、

〔權記〕 正月廿一日、癸未、略中令慶叡(生脱カ)御修法、爲新生小兒也、

廿七日、己丑、略中慶叡(生脱カ)師爲呪修法結願、與大褂、

三月三日、甲子、小女兒百日、前物前備中介調送、使者給祿保實宿禰弟、

廿一日、壬午、巳時始奉書大般若、是爲幼少女兒、自去年十二月立願、至今日始
手自奉書經料紙、重勤法師裝潢、今日且給櫻色綾下襲、亦以叡儀上人爲師、奉
始讀壽命經、

十二月八日、甲午、略中自今夕叡義君觀音供、小女兒也、

忌日

方違

夢想

源國經出
家ス
中宮ノ女
房達ノ船
遊

〔權記〕 正月廿九日、忌日、

二月八日、己亥、略中此夜違方於重義朝臣五條宅、

七月廿八日、丙戌、略中違方於重義朝臣三條宅、

〔權記〕 三月十九日、庚辰、此夜夢、在陣邊、諸僧宿徳多參入、申中宮御懷任(世)之慶、
自問男女、答男也云々、又夢、後涼殿南屏顛倒、

〔御堂關白記〕 三月廿二日、癸未、去夜藏人文章源國經出家、美濃守國盛男、
〔紫式部日記〕 (九月十六日)またの夜、月いとおもしろく、ころさへおかしきに、わかき人

は舟にのりてあそぶ、色いろなるおりよりも、おなしさまにそうそきたる
やうたい、かみのほとくもりなくみゆ、小大夫、源式部、宮木の侍従、五せち辨
右近、小兵衛、小衛門、むま、やすらひ、いせ人などはしちかくるたるを、左宰相(經房)
中將、殿中將(教通)の君いさなひいて給ひて、右宰相中將かねたかに、さほさへせ
て、舟にのせ給ふ、かたへはすへりと、まりて、さすかにうらやましくやあ
らんと見出しつゝ、るたり、いと白き庭に、月のひかりあひたるやうたい、か
たちもおかしきやうなる、北のちむに、車あまたありといふは、うへ人とも
なりける、藤三位をはしめにて、侍従命婦、藤少將命婦、むまの命婦、左近命婦、

ちくせんの命婦、近江命婦なとそ聞え侍し、くはしく見しらぬ人々なれば、ひかことも侍らんかし、ふねの人々もまとひ入ぬ、との出る給て、おほすことなき御けしきにもてはやしたはふれ給ふ、をくりものとも、しなくに給ふ、

藤原教通ノ船遊

〔新古今和歌集〕

賀七

後一條院うまれさせ給へりける九月、つきくまもな

かりける夜、大二條關白、中將に侍けるとき、わかき人々さそひ出て、池の舟にのせて、なかしまのまつかけさしまはすほと、をかしくみえ侍ければ、

くもりなく千とせにすめる水の面にやとれる月のかげものとけし

〔權記〕

十月三日、庚寅、左京大夫、藤少納言過、

四日、辛卯、勘解相公被過、權辨被過、

疾病、生死、

〔御堂關白記〕正月十七日、己卯、服訶梨勒丸、依惱不他行、

三月十九日、庚辰、○中 召吉平朝臣賜祿、是權大夫日來有惱事、今日解除、依得尋常、

道長病ム
藤原賴通病ム

十市明理等行成ヲ
藤原有國訪フ

行成病ム
藤原元仲顯光於テ頓死ス

〔權記〕八月十六日、甲辰、○中自今日有目病、

〔日本紀略〕院一條 二月十七日、戊申、○中 今日前若狹守藤原元仲於右大臣家頓死、

家頓死、

〔小右記目錄〕二十一事 同五年二月十五日、元仲於右府頓滅事、

〔尊卑分脈〕藤原氏南家 眞作孫

遠規

元仲從五上、若狹守、冷泉院判官代、

良因母或云、實好子云々、

〔御堂關白記〕二月廿日、辛亥、雨下、丑時許敦兼朝臣曹司者來、申云、只今不覺賜僧云々、仍遣人々令案内、申不覺由、以僧令加持、猶不覺云々、寅時許送於家、

與妾同車、辰時許申送云、只今死去云々、

〔權記〕二月廿日、辛亥、去夜於左大殿、飛彈前司敦兼朝臣頓滅云々、

〔地藏菩薩靈驗記〕十六女人地藏信力ニヨリテ蕪生事

寛弘年、東京刀帶町ニ住ケル女性アリ、元ハ東夷ノ者ナリシカ、故有リテ京

ニ居リシニ、毎月廿四日ニ、六波羅密寺ノ地藏講ニ參詣シケル、サレハ此ノ

東京帶刀町居住ノ女
毎月六波羅密寺地

敦兼卒ス
道長僧ヲシテ加持セシム

世系

藏講ニ詣
地蔵尊像
彫刻ス
病死ス
蘇生ス
青鬼ト小
僧論談ス
女人ハ小
僧ノ母ナ
リ
女人ニ泥
塔ヲ造ラ
シム
小僧ハ女
地影刻ノ
リ
女人雲林
院ノ僧ニ
塔ヲ造ル
泥

薩埵ノ本願ヲ聞テ、信心肝ニ徹、他佛ヨリモ功ノ優レル事ヲ思、或時宿ニ歸
リ、我著シタル衣ヲ佛工ヲアタヘ、地蔵ノ尊像ヲ刻彫シテケル、サレトモ未
開眼ノアリシニ、有爲遷流ノ習、不思病苦ニ犯サレテ、寛弘五年二月廿日ニ
此世ヲ去リキ、一日一夜ヲ過テ、蘇生ノ語リケルハ、一ノ野ノ曠所ヲサマヨ
イアルキケルニ、青色ノ鬼一人來テ、我ヲイマシメ追立行時ニ、小僧一人忽
然トノ出來テ、我ヲ留メ玉フ、彼ノ鬼ト暫ク論談往復ノアリシニ、ツイニ鬼
一卷ノ書ヲ開テ、罪根ヲアクルニ、二種ノ過失アリ、一說法ノ中、半ニ堂中ヲ
出テ不淨ヲ行、二色ヲ好、彼是許容シカタシト云々、小僧云、此女ハ我母也、罪
ニ代テ我苦ヲ受ケ、女人ヲ娑婆ニ歸シ、懺悔ノ法ヲ授ケントテ許シ玉フ、汝
カ罪ヲ消滅ノ爲ニ、土ニテ塔ヲ造リ、滅罪ノ法ヲ修スヘシト云々、女人僧ニ
向テ、爭我ヲ母トハ言ソ、僧ノ曰ク、我ハ汝カ造立スルトコロノ地蔵也、未開
眼故ニ、佛眼イマタ不明、眞實ニ志ヲ致シ奉故ニ、心根ヲ具足メ、女ヲスクハ
ン爲メニ、爰ニ來ルトノ玉イテ出サセ玉フト思ヘハ、蘇生シタリト語リ、ヤ
カテ雲林寺ノ僧ヲカタラヒテ、泥塔ヲツクリテ、滅罪ノ法ヲ修メ、佛道ニ廻
向シ奉リケリ、

東國ノ女
帶刀町ニ
住ス

衣ヲ佛師
ニ與ヘ一
搦手半ノ
地蔵像ヲ
造ル
病死後三
時ニシテ
蘇生ス
廣野中ニ
テ冠シタ
ヲ官人女
ヲ捕フ
端正ナル
小僧現レ
スナリト
稱
女ノ罪障

〔今昔物語〕

十七

京住女人依地蔵助得活語第廿八

今昔、京ノ大刀帶町ノ邊ニ住ケル女有ケリ、本者東國ノ人也、事ノ縁有ルニ
依テ、京ニ上テ住ム也ケリ、其ノ女人、聊ニ善心有テ、月ノ廿四日ニ、六波羅密
寺ノ地蔵講ニ參テ、聽聞シケ、地蔵ノ誓願説ヲ聞テ、心ヲ發シテ、貴ヒ悲テ、
泣々ク家ニ返ヌ、其ノ後、地蔵菩薩ノ像ヲ造リ奉ラム思フ、心深ク付テ、衣ヲ
脱テ、佛師ニ與ヘテ、一搦手半ノ地蔵ヲ造リ奉テ、未タ不開眼ケル程ニ、女
俄ニ病ヲ受テ、日來惱ミ煩テ、遂ニ死ヌ、子共傍ラニ居テ、泣キ悲ム程ニ、三時
許有テ、活ヌ、目見開テ、子共ニ語テ云ク、我レ獨リ廣キ野ノ中ヲ行ルキツ、間道
ニ迷テ行キ方ヲ不知ス、而ル間、冠シタ官人一人出來テ、我ヲ捕テ將行ク、亦
端正ナル一人ノ小僧出來テ云ク、此ノ女ハ此レ我カ母也、速ニ可免放シト、
官人此レヲ聞テ、一卷ノ書ヲ取出シテ、我レニ向テ云ハク、汝カ身ニ二ノ罪
有リ、早ク其ノ罪ヲ可懺悔シ、其ノ二ノ罪ト云フハ、一ハ男淫ノ罪也、泥塔造
テ可供養シ、二ハ講ニ參テ法ヲ聞シ、間、不聞畢テ、テスシ出去レル罪也、懺悔ヲ可
行シト云テ、我レヲ免シ放ツ、其ノ時ニ小僧我レニ告ケテ宣ハク、汝チ我レ
ヲ知ヤレリ、否ヤト、我レ不知サル由ヲ答フ、小僧ノ宣ハク、我レハ此レ汝カ造

地藏尊像
女ヲ助ク

石崇粉河
寺ニ寂ス

寛弘五年雜載

三一〇

レル所ノ地藏菩薩也、汝チ我カ像ヲ造レリ、其ノ故ニ我レ來テ、汝ヲ助ル也、速ニ本國ニ可返シト宣テ、道ヲ教テ返シ遣ルシタ也ト語ル、其ノ後雲林院ニ有ル僧ヲ語テ、泥塔ヲ造リ供養シ、懺悔ヲ令行ケリ、亦地藏菩薩ヲ供養シ奉テ、懃ニ禮拜恭敬シ奉ナムト語リ傳ルヘタトヤ、

〔粉河寺緣起〕

第廿五石崇聖人奉山王十禪師勅參當寺遂往生事

石崇は天台座主陽生僧都の弟子なり、顯密兼學して、知行相並へり、正暦元年の春頃、十禪寺の社壇に參籠して、來世の得脱を祈請す、夢中に御殿のうちより貴僧一人出て云、我身は濟度の主也、觀音は慈悲の本なり、我身と觀音とは二の翼のことし、然に吾に仕へては年久し、今は觀音に歸奉るへし、我濟度をなし、觀音蓮臺を捧給はずは、汝か出離更に叶へからず、聖人申云、觀音の靈驗所あまた候、いつれの觀音にか歸奉へき、貴僧云、此より西南方兩三日を過て、一の伽藍有り、吾朝の補陀落山也、彼所に往て、觀音に歸奉らば、往生無疑、但奉仕師長は、成佛の基なり、僧都往生の後に尋行へき也、同年十月廿一日に、僧都往生を遂畢、同二年の春、先日夢の趣を相尋に、有人の云、粉河寺なるへし、彼所こそ生身の觀音の住給ふ所也、又補陀落海の浪、御

法水院ヲ
建立ス

火葬

禪慶寂ス
行成ノ男
兒生ル

堂の内陣に起つと云、同年の春、此寺へ尋參りぬ、即住寺の思出來て、本堂の東北二町はかりを入て、建堂結庵、法水院と名く、永止住して、晝三時は彌陀の供養法を修し、夜三時は千手の供養法を修す、惣顯密の勤事、理の行其數を不知、寛弘五年十月晦日、弟子西救に告云、貴かな日吉十禪師、當院に影向し御て、幻に現し、夢に入て云たまは、往生の素懷時至れり、西初に重て西救に告て云、年來の行法の結願は此座にあり、阿彌陀の供養法を修する間に、手に印契を結ひ、心に觀想を成て、眠か如にして入滅し畢、翌日に北谷に薪を積て火葬するに、靈雲聳へ異香薰す、即其骨を捨て、法水院の佛壇の下に殯斂す、

〔園城寺傳法血脈〕

乾 智辨權僧正授十八人

禪慶 寛弘五十二廿六卒、六十五、

〔權記〕

九月廿五日、壬午、此夕女人有惱氣、疑在產事、仍初夜間許、爲向慶圓僧

都、赴妙法蓮華寺、而聞候内之由、到一條路邊、令左近府生重隣取案内、子時螺吹後、僧都被出、同載歸、加持誕生男兒、胞衣未下、仍令七人陰陽道人、以午時令被、七瀬立種々願、僧都寅時許被遂種々祈願、右宰相中將、修理大夫被過問、

寛弘五年雜載

三一

死兒ヲ捨

廿六日癸未、此夕子刻又誕男兒、胞衣不早下、然而切取、結著母氏股、
廿七日甲申、此日新宰相被過問、春宮權大夫、左宰相中將、被過問、此夕始被生
兒亡、以丑刻令是高、并東河東、胞衣出了、女人有惱氣、
廿八日乙酉、此日祈生兒、辰刻初沐浴、前式部少輔江爲基讀孝經、弦打、加持僧
等在之、午時許兒沒、八月子俗忌之、仍過今月可遂產事之由、種々祈願、而俄有
產事、是佛神冥助也、今夜子刻弃兒於乙方、東河原也、

學藝

〔古經跋語〕

中經之部

一 受菩提心戒灌頂儀

一卷 東寺藏

寬弘五年三月十八日、三井寺於龍雲房奉點之、

僧永圓記之了

同年月日、以新寫點本獻平等院、賜此本也、以此本狼籍、新本頗愍正故也、大
阿闍梨曰、此爲汝親點得、故記、

寬仁二年十一月二十二日 追記

三井寺沙門行圓

受菩提心
戒灌頂儀
ノ加點

金剛頂一
切如來眞
實攝大教
王顯證

〔金剛頂一切如來眞實攝大乘顯證大教王經〕○高山寺所藏

寬弘五年三月廿六日、於仁和寺之舊南御室受學、高尾法照閣梨受學之、
沙門叡山之

寬弘五年三月廿六日、於仁和寺舊南御室點始、

沙門叡山之

賢聖略問
答ノ書寫

〔賢聖略問答〕

○禮記正義紙背、男爵岩崎久彌氏所藏

天延三年夏五月、於興福寺喜多院松房記之、釋中算先德之記、或文繁義廣、下
根之人、其力難堪、或義乖理、殊後學之輩、研尋有煩、仍省略廣文、筆削謬義、作此
記之、後學勿朝之、

寬弘五年四月二日、於龍門南院書寫畢、沙門□慶本

〔御堂關白記〕

五月十二日、辛未、○中讀玄贊、源中納言同讀、定澄僧都爲師、

廿二日、辛巳、玄贊一卷點了、僧都引出馬、

〔東寺金剛藏聖教目錄〕十

胎藏私記

一帖 寫平安朝

寬弘五年八月十五日

寬弘五年雜載

胎藏私記
ノ書寫

道長法華
經玄贊ヲ
讀ム